

令和6年度

豊田市包括外部監査結果報告書

(公有財産等に関する事務の執行及び管理について)

令和7年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士・税理士 林 伸一

目 次

I 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	1
5. 外部監査の対象期間	1
6. 外部監査の実施期間	1
7. 外部監査の方法	2
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
II 監査対象の概要	4
1. 公有財産等について	4
2. 豊田市が保有する公有財産等について	15
III 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境	22
1. 公共施設等総合管理計画について	22
2. 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について	29
3. 未利用財産の活用について	39
IV 監査の指摘及び意見（総論）	41
1. 監査の指摘及び意見の総括	41
2. 個別の監査の指摘及び意見のまとめ	44
V 監査の指摘及び意見（各論）	48
1. 公有財産	50
1-1 行政財産	50
1-2 普通財産	84
1-3 インフラ資産	140
1-4 山林	175
1-5 無体財産権	177
2. 基金（土地）	182
3. 借入財産	188

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産等に関する事務の執行及び管理について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

豊田市（以下「市」という。）は、政策目的を実現するために、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産や庁舎、学校、交流館などの事業用の資産を多く抱えている。また、平成 17 年の市町村合併によりさらに多くの公有財産等を抱えることになった。

これらの公有財産等は、その取得や整備の時だけでなく、維持管理においても多くのコストがかかっている。また、高度経済成長期において人口増加や行政需要の増大に合わせて取得、整備した資産を中心に老朽化が進み、近い将来、多額の更新投資が見込まれている。一方で、人口減少及び少子高齢化が進展することにより、公有財産等の維持や更新投資に必要な財源の確保が困難な状況になったり、行政需要の変化への対応が必要になったりするなど、多くの公有財産等を保有する市の取り巻く環境は厳しいものとなることが見込まれる。

そこで、市が保有する公有財産等（主に固定資産）に関する事務の執行及び管理が適切に実施されているか、目的に応じた利活用がなされているか、良好な状態で効率的に管理されているかを検討することは今後の市の公有財産等の利活用や管理を行うにあたって有益である。

以上の理由から、公有財産等に関する事務の執行及び管理について監査を行うことに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象部署

公有財産（有価証券・出資による権利を除く。）、物品、基金に含まれる不動産及び借入財産（リース契約によるものを含む。）を管理又は統括する部署（地方公営企業を除く。）

5. 外部監査の対象期間

令和 5 年度（必要に応じて過年度及び令和 6 年度も対象とした。）

6. 外部監査の実施期間

令和 6 年 6 月 28 日から令和 7 年 1 月 30 日まで

7. 外部監査の方法

(1) 監査要点

公有財産等に関する事務の執行及び管理について、以下の監査要点により監査を実施した。

ア. 合规性

公有財産等の管理及び処分は法令、条例、規則等に従い、適切に実施されているか。

イ. 経済性、効率性、有効性

公有財産等の管理及び処分が経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。

ウ. 公有財産等の有効活用

公有財産等が有効に活用されているか。利用していない普通財産等について、利用や処分の計画が策定、実行されているか。

エ. 公有財産等の情報の活用

公共施設等総合管理計画、未利用財産戦略的利活用指針などの公有財産等の利活用に関係する計画や地方公会計制度における固定資産台帳との連携がなされているか。また、公有財産等の情報が利活用しやすいよう公有財産等の情報が明瞭かつ正確に記録されているか。

(2) 主な監査手続

ア. 公有財産等の所管部署に公有財産等の管理に関するアンケートを実施した。

イ. 公有財産台帳等のリストやアンケート結果から、面積、金額や用途廃止などの観点から監査人が特に重要と判断した公有財産等を抽出し、管理に関する資料の請求を行い、必要に応じてヒアリングや公有財産等の実地調査を実施した。

ウ. 公共施設等総合管理計画、未利用財産の活用指針、地方公会計制度における固定資産台帳について質問を行った。

(3) その他

今回の監査では、主に公有財産等の取得後の管理等を対象としている。また、公有財産等の範囲が広範にわたることから、他の公有財産の管理と大きく異なる道路・橋梁・河川・上下水道等のインフラ資産（台帳管理や使用許可等は除く。）や学校、財産区、過去の包括外部監査で対象となった指定管理者制度に関する施設等を原則除外している。ただし、包括外部監査人が必要と認めた場合は監査対象とした。

8. 補助者

公認会計士・税理士	内山隆夫
公認会計士・税理士	小木曾保幸
公認会計士	児山法子
公認会計士・税理士	清水俊行
公認会計士・弁護士	西脇正訓
公認会計士・税理士	丸地弘泰
公認会計士・税理士	山崎智博

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

ア. 端数処理

金額は原則切捨て。比率は小数点一桁未満四捨五入。

イ. 法人の呼称

法人の呼称は以下の記載とする。

- ・株式会社（株）
- ・公益財団法人または公益社団法人（公財）、（公社）
- ・一般財団法人または一般社団法人（一財）、（一社）
- ・社会福祉法人（社福）
- ・特定非営利活動法人（特非）

ウ. 監査の「指摘」と「意見」の区分について、以下の取扱いとする。

「指摘」	「意見」
<ol style="list-style-type: none">1. 法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。2. 法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの	<ol style="list-style-type: none">1. 指摘には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善を要望するもの。

II 監査対象の概要

1. 公有財産等について

(1) 公有財産、物品とは

公有財産とは、地方自治法第 238 条第 1 項によると、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

図表 2-1 公有財産の種類

一	不動産
二	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
三	前二号に掲げる不動産及び動産の従物
四	地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
五	特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
六	株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
七	出資による権利
八	財産の信託の受益権

公有財産は以下に区分される（豊田市公有財産管理規則（以下「公有財産管理規則」という。）第 3 条）。

ア 公用財産：市において、公用に供し、又は供するものと決定したものをいう。

イ 公共用財産：市において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものをいう。

物品とは、地方自治法第 239 条第 1 項によると、普通地方公共団体の所有に属する動産で図表 2-2 に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

図表 2-2 物品から除外するもの

一	現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
二	公有財産に属するもの
三	基金に属するもの

物品は以下に区分される（豊田市物品管理規則（以下「物品管理規則」という。）第 3 条）。

ア 備品：その品質形状が変わることなく、比較的長期間、継続使用できるものをいう。
ただし、価格が比較的少額なもの（1品の取得価格又は評価額が2万円以下）を除く。

イ 消耗品：使用によってその品質形状が変質、消耗又は損傷しやすいもの、贈与を目的とするもの及びアのただし書に規定する価格が比較的少額なものをいう。

（2）行政財産と普通財産

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。地方自治法第238条第4項によると、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

行政財産は、一部の場合（図表2-3 貸し付け等ができる場合）を除き、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

ただし、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

図表2-3 貸し付け等ができる場合

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地

に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

(出所：地方自治法第 238 条の 4 第 2 項)

一方、普通財産については、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる（地方自治法第 238 条の 5 第 1 項）。

(3) 公有財産等の管理、処分

公有財産等は、地方財政法第 8 条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定されている。公有財産については、公有財産管理規則第 6 条において、「財産担当部長は、公有財産の管理の適正を期するため、公有財産の管理に関する制度を整え、その管理に関する事務を統一し、その増減及び現在高を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。」と規定されている。物品については、物品管理規則第 8 条において、「物品管理の適正を期するため、物品の管理に関する制度を整え、その管理に関する事務を統一し、及びその管理について必要な調整をするものとする。」と規定されている。

ア. 管理機関

行政財産は、行政財産が所属する各課が管理し（公有財産管理規則第 4 条）、普通財産は財産管理課が管理する（同第 5 条第 1 項）。ただし、図表 2-4 に示す場合においては、普通財産を所管する課が管理する（同第 5 条第 2 項）。

物品は、物品が所属する各課が管理する（物品管理規則第 5 条）。

図表 2-4 所管課が普通財産を管理する場合

- (1) 特別会計に属するもの
- (2) 交換、売払い又は譲与に供するため用途廃止をしたもの
- (3) 建物及び工作物で取壊しの目的をもって用途廃止をしたもの
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、当該普通財産の管理を財産担当課長においてすることが技術その他の関係から著しく不相当と市長が認めたもの

イ. 台帳管理

公有財産については、財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳を備え、地方

自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び公有財産管理規則第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属に属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。登記又は登録をすることができる公有財産を取得したときは、速やかに登記又は登録をしなければならない（同第 38 条）。

図表 2-5 公有財産の分類

- 土地（〇〇敷地、宅地、田、畑、山林、原野、牧野、池沼、墳墓地、雑種地等）
- 建物（事務所建、学校建、住家建、工場建、倉庫建、集会所建、雑家建）
- 立木、竹（樹木、立木、竹）
- 工作物及び設備（門、圍障、水道、下水道、築庭、池井、プール、舗床等）
- 地上権等（地上権、地役権、その他）
- 特許権等（特許権、実用新案権、その他）
- 出資等（株券、債券、出資による権利、出資証券、受益証券）

（出所）公有財産管理規則別表（第 40 条関係）

台帳に記載する土地及び建物の面積は、すべて実測面積による。この場合において、実測面積が法務局備付けの土地又は家屋の登記事項証明書に記載された登記面積と異なるときは、その異なる面積を付記するものとする（同第 40 条第 4 項）。

台帳には、当該台帳に記載された土地又は建物についての図面及び重要書類を常に整備し、完全な状態で保管しなければならない（同第 41 条）。

公有財産を新たに台帳に記載する場合において、その記載すべき価格は、購入に係るものについては購入価格、交換又は寄附受納に係るものについては交換又は寄附受納当時における評定価格、収用に係るものについては補償金額、その他のものは次に定めるところによって、これを定めなければならない（同第 42 条第 1 項）。

図表 2-6 公有財産台帳の記載価格

- (1) 土地については、敷地の時価を考慮して算定した金額
- (2) 建物及び工作物については、建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは見積価格
- (3) 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した額。ただし、庭木その他材積を基準にすることができないものはその見積価格
- (4) 地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる権利については、取得価格。ただし、取得価格によることが困難なものは見積価格
- (5) 地方自治法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる財産のうち株式については発行価格、

その他のものについては額面金額

(6) 出資による権利については、出資金額

なお、道路、橋りょう、河川等公共用物、都市公園等については、当該法令の規定に基づき調製し、備える施設台帳を同第 40 条の公有財産台帳とみなす。

物品については、物品出納簿を備え、物品の受払いの都度、記帳しなければならない(物品管理規則第 26 条)。物品のうち、備品については、標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないと認められるものについては、この限りでない(同第 10 条)。また、毎年 1 回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる(同第 27 条)。

ウ. 公有財産等の報告

公有財産については、毎会計年度における増減及び毎会計年度末における現在高の報告書を調製し、会計管理者に送付しなければならない(公有財産管理規則第 44 条第 1 項)。

物品については、毎会計年度末現在における備品及び重要な物品(取得価格又は評価額が 100 万円以上のもの)の保管状況を調査し、その現在高報告書を作成し、翌年度の 5 月 15 日までに契約課長に提出しなければならない(物品管理規則第 29 条第 1 項)。

エ. 公有財産等の処分

公有財産については、普通財産のうち土地又は建物の売払いをしようとするときは、所在地や予定価格など記載した書類によって、財産担当課長に合議の上、決定を受けなければならない。ただし、道路、橋りょう又は河川のうち、第 5 条第 2 項各号に該当するものについては、財産担当課長への合議を要しない(公有財産管理規則第 33 条第 1 項)。

物品については、その所管に属する物品で使用の必要がなくなったもの又は損傷が著しく使用することができないものがあるときは、不用決定書により不用の決定をしなければならない。ただし、消耗品及び取得価格又は評価額が 5 万円以下の備品については、口頭により決定することができる(物品管理規則第 22 条第 1 項)。不用の決定をした物品は、売却し、又は譲与するものとする。ただし、売却し、又は譲与することが不相当であると物品管理者が認めた物品については、廃棄することができる(同第 23 条第 1 項)。

オ. 公有財産等の目的外使用、貸付け、借入

行政財産は、図表 2-7 に該当する場合に限り、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「目的外使用」という。)を許可することができる(公有財産管理規則第 20 条)。目的外使用に関する使用料は、豊田市行政財産目的外使用料条例(昭和 40 年条例第 9 号)第 2 条に規定する使用料の額とする(同第 24

条)。

図表 2-7 目的外使用許可ができる場合

- (1) 職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 市の施策の普及宣伝その他の公共目的のため、講演会、研究会等の用に供するとき。
- (3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供するとき。
- (5) 国、公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (6) 通路、材料置場、乾場その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- (7) 一時的に設置する駐車場、休憩所その他これらに類する施設の敷地の用に供するとき。
- (8) 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためその用に供するとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

普通財産の貸付けにおいては、所在地や貸付期間、予定価格などの事項を記載した書類によって、財産担当課長に合議の上、決定を受けなければならない。ただし、貸付けの期間が1月未満のものについては、財産担当課長への合議を要しない(同第29条第1項)。貸付料は、毎年定期にこれを納付させなければならない。ただし、数年分を前納することを妨げない(同第27条第1項)。

他人の財産を使用貸借又は賃貸借しようとするときは、借入れしようとする土地の所在地や借入条件などの事項を記載した書類によって、財産担当課長に合議の上、決定を受けなければならない(公有財産管理規則第47条第1項)。借入れした財産については、借入財産台帳を備え、常時その現況を明らかにしておかなければならない(同第47条第4項)。

物品については、貸付けを目的とするものを除き、貸し付けてはならない。ただし、市の事務又は事業に支障を及ぼさないと物品管理者が認めた物品については、貸し付けることができる(物品管理規則第24条)。

物品の借入に関する規則はなく、公有財産管理規則にあるような台帳の作成は求められていない。

① 監査の結果及び意見

ア. 工作物等台帳について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

公有財産は図表 2-1 に掲げられたものになるが、土地、建物に関しては、台帳は作成されているものの工作物等に関しては作成されていない。例えば工作物について、公有財産管理規則においてその様式（図表 2-8）が示されている。

図表 2-8 様式第 13 号、工作物等台帳

様式第 13 号(その 4)(第 40 条関係)

工 作 物 等 台 帳

(口碑名) _____

(所 在) _____

種目	細分		沿	借地	附	索引番号		備考
	用途	構造形式等				革	属	

なお、どのようなものが工作物に当たるかについては公有財産管理規則の別表（第 40 条関係）公有財産分類表（図表 2-9）に具体的な例示が定められている。

図表 2-9 公有財産分類表（別表（第 40 条関係）の一部抜粋（工作物及び設備関連））

種目	数量の単位	摘要
門	個	木門、石門等の 1 か所をもって 1 個とする。
囲障	メートル	さく、塀、垣、生垣を包括する。
水道	〃	管径別に延長メートルで表示する。
下水道	〃	〃
築庭	個	築山、庭石、泉水等(立木竹を除く。)の 1 団、1 か所をもって 1 個とする。
池井	〃	貯水池、ろ水池、井戸等の各 1 か所をもって 1 個とする。
プール	〃	シャワー、更衣所、観覧席等を包括する。
舗床	〃	石敷、れんが敷、コンクリート敷、木塊敷、アスファルト舗装等の各 1 か所をもって 1 個とする。
照明装置	セット	1 式をもって 1 セットとする。
ガス装置	〃	〃
浄化装置	〃	水洗装置を包括し、各 1 式をもって 1 セットとする。
消火装置	〃	1 式をもって 1 セットとする。
通信装置	〃	各 1 式をもって 1 セットとする。
煙突	基	独立の存在を有するもので、1 本をもって 1 基とする。
貯槽	槽	水槽、ガス槽、油槽等を包括する各槽の個数による。
橋りょう	橋	栈橋、陸橋をも包括し、その個数による。
土留	個	石垣、さく等の各 1 か所をもって 1 個とする。
電信線路	こう長メートル 延長メートル	電信架空裸線、電信架空ケーブル、電信地下線等を包括する。

種目	数量の単位	摘要
電話線路	〃	電話架空線、電話架空ケーブル、電話地下線等を含む。
電力線路	〃	電力架空線、電力地下線等を含む。
望楼	個	
昇降機	機	1式をもって、1機とする。
かまど及び炉	炉	炉等の各1式をもって1炉とする。
諸作業装置	セット	起重機、発電装置、汽かん、ガス発生装置、蓄電装置、除じん装置、噴霧装置等各1式をもって1セットとする。
諸標	個	立標、信号標識等の各1か所をもって1個とする。
雑工作	〃	井戸屋形、掲示板、置場など他の種目に属さないもの各1か所をもって1個とする。

現地調査を実施した施設等にも工作物があったが、工作物等台帳はいずれの施設等にも作成されていなかった。

図表 2-10 豊田市自然観察の森の工作物（舗床）



図表 2-11 旭支所の工作物（池井）



図表 2-12 渡刈クリーンセンターの工作物（囲障）



工作物等台帳が作成されていない要因としては、公有財産管理の主幹する財産管理課から土地や建物については、公有財産の所管部局に対して台帳の作成を指示しているが、工作物等に関しては指示していなかったことがあげられる。また土地、建物に関しては「財産管理事務の手引」などで説明しているが、工作物に関しては公有財産管理規則以外では説明をしていない。

公有財産管理規則に基づき、土地、建物以外の工作物等の公有財産について、台帳の作成、整備を行う必要がある。また、財産管理課においては、各所管部局が適正に対応できるように、記載単位、記載項目やその内容など具体的な方針や取扱いを定め、さらに事務の手引を作成するなどして、土地、建物以外の台帳が適正に作成できるようにする必要がある。

イ. 物品の借入について（意見）

公有財産管理規則には借入れた財産に関する規定があり、借入財産台帳で管理することが求められているが、物品管理規則については同様の規定がない。借入物品についても、他の物品と同様に行政目的で使用され管理する必要があることから、他の物品と同様に管理する意義が高い。さらに借入物品は借入期間に渡って賃借料が発生し、借入期間終了後は借入物品を返却する必要があることから、他の物品に比べても厳格な管理が求められる。

したがって、物品管理規則においても借入物品に関する規定を設けるとともに台帳等で管理することが求められる。

（４）財産管理事務の手引

公有財産については、公有財産管理規則のほかに、「関係法令や基本的な考え方に加え、判断に迷う事例等を適宜記載することで、基本的なルールの理解のほか、従来からの課題や事務ミスへの対応を図るとともに、関係所管課による適正な財産管理体制の確立を目的」として、「財産管理事務の手引（令和４年４月 総務部財産管理課）」が利用されている。同手引には、公有財産の説明だけでなく管理事務について留意事項も含め詳しく説明している。また処分や目的外使用、貸付けなどについても必要な手続や作成が必要な書類の作成方法も詳しく説明されており、公有財産に関する事務の適正な遂行の一助となっている。物品については、同様の手引はない。

① 監査の結果及び意見

ア. 物品における事務の手引について（意見）

公有財産については、公有財産の適正な事務の執行の一助となる「財産管理事務の手引」を作成して運用されている。一方、物品については、同様の手引がないことから、物品においても、より適正な事務の執行の一助となるように事務の手引の作成をすることが望まれる。

（５）基金（土地）の管理

基金により取得した土地の管理は、豊田市基金管理規則（以下「基金管理規則」という。）に定める他は、公有財産管理規則の規定を準用する（基金管理規則第９条）。

2. 豊田市が保有する公有財産等について

地方公共団体においては、決算に際して「財産に関する調書」を調製することが求められている（地方自治法第233条第1項、地方自治法施行令第166条第2項）。この「財産に関する調書」によると、令和3年度末から令和5年度末までの公有財産（土地及び建物）の保有状況は図表2-13及び図表2-14のとおりである。

図表2-13 豊田市における公有財産の保有状況（土地）

（単位：㎡）

区 分		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
公用財産	本庁舎	30,254.58	30,254.58	30,254.58
	消防施設	97,675.72	97,675.55	97,675.55
	その他の公用財産	878,009.82	878,460.73	883,198.53
	公有財産計	1,005,940.12	1,006,390.86	1,011,128.66
公共用財産	学校	2,451,346.81	2,452,310.82	2,452,810.62
	公園	4,306,561.82	4,304,167.19	4,290,269.32
	住宅	332,915.06	335,095.81	335,095.81
	その他の公共用財産	4,986,197.54	4,957,465.24	4,964,711.86
	公共用財産計	12,077,021.23	12,049,039.06	12,042,887.61
行政財産計		13,082,961.35	13,055,429.92	13,054,016.27
普通財産計		15,045,644.21	15,076,721.79	15,080,904.16
合計		28,128,605.56	28,132,151.71	28,134,920.43

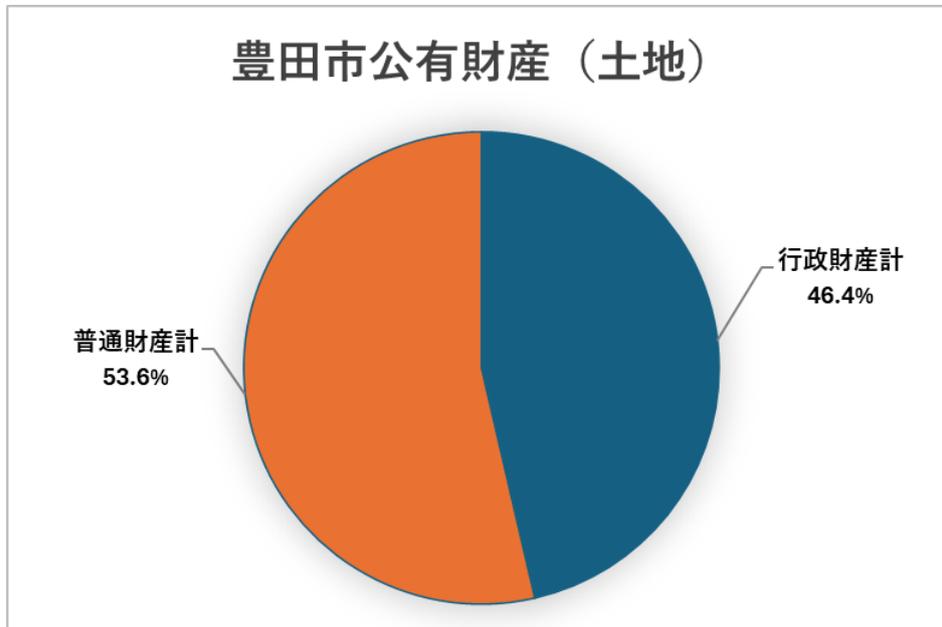
図表2-14 豊田市における公有財産の保有状況（建物）

（単位：㎡）

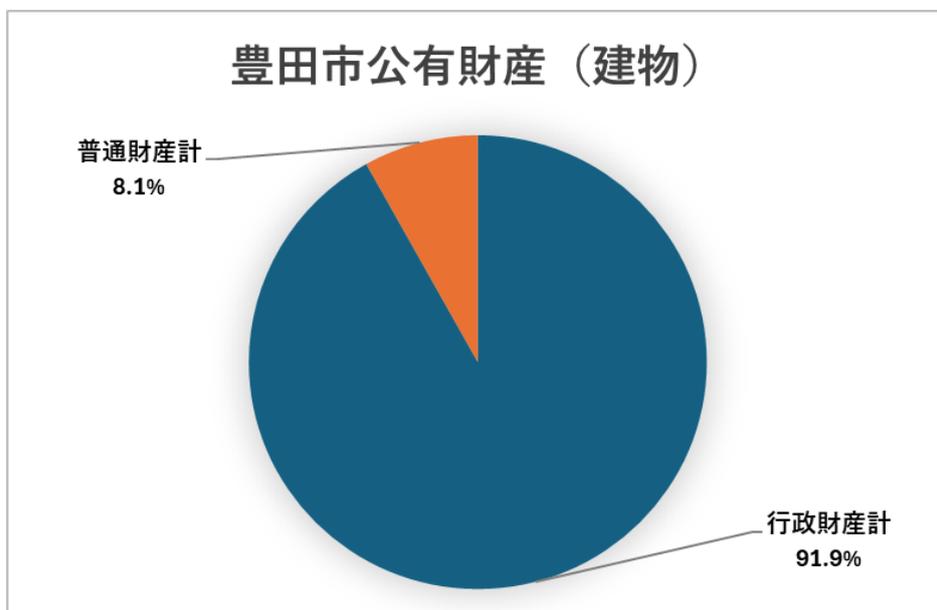
		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
公用財産	本庁舎	70,671.26	70,671.26	70,143.52
	消防施設	21,183.40	21,336.19	21,336.19
	その他の公用財産	135,618.92	136,792.22	136,436.96
	公有財産計	227,473.58	228,799.67	227,916.67
公共用財産	学校	644,177.48	645,184.27	645,270.53
	公園	33,940.01	33,940.01	33,940.01
	住宅	148,761.54	148,761.54	149,509.85
	その他の公共用財産	519,712.12	513,784.91	591,863.20
	公共用財産計	1,346,591.15	1,341,670.73	1,420,583.59
行政財産計		1,574,064.73	1,570,470.40	1,648,500.26
普通財産計		140,174.22	145,302.53	145,326.94
合計		1,714,238.95	1,715,772.93	1,793,827.20

豊田市の公有財産における令和5年度末の行政財産と普通財産の面積の割合を表したものが図表2-15、図表2-16のとおりである。

図表2-15 豊田市公有財産（土地）の内訳



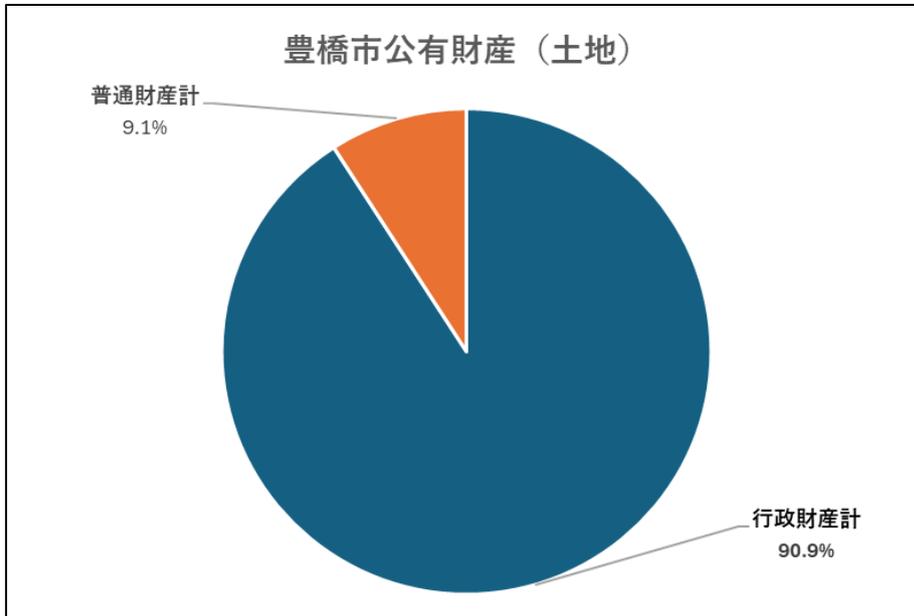
図表2-16 豊田市公有財産（建物）の内訳



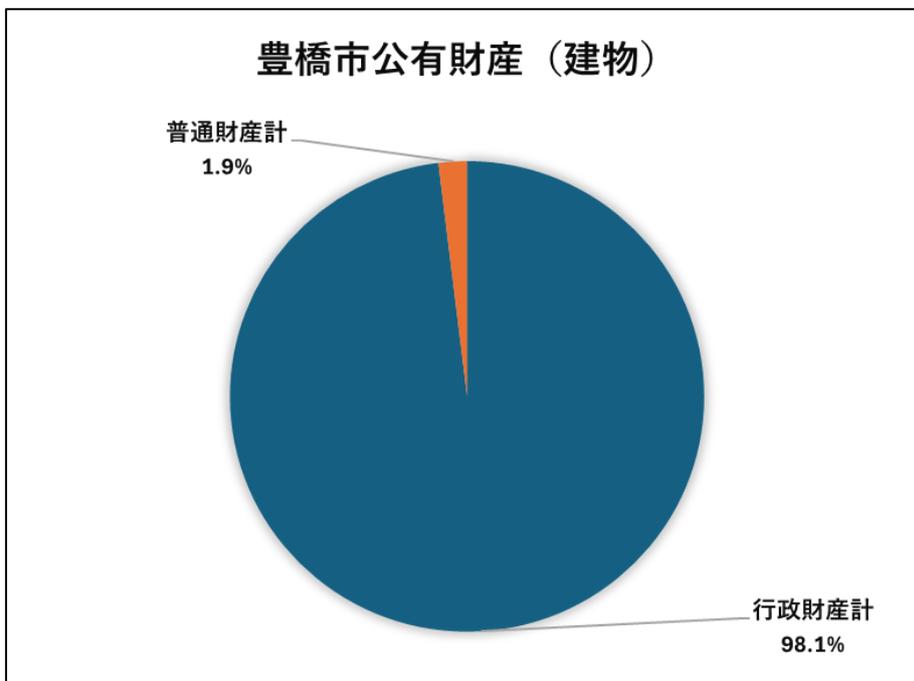
土地については、行政財産と普通財産の面積の割合は拮抗しているが、建物については、その多くを行政財産が占めている。

次に、近隣の中核市である豊橋市及び岡崎市が保有する公有財産における令和5年度末の行政財産と普通財産の面積の割合を表したものである。

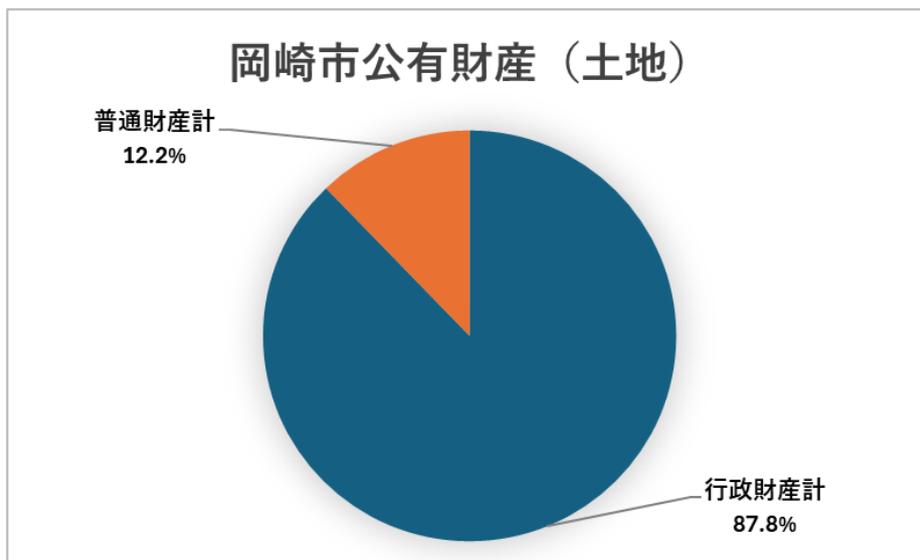
図表 2-17 豊橋市公有財産（土地）の内訳



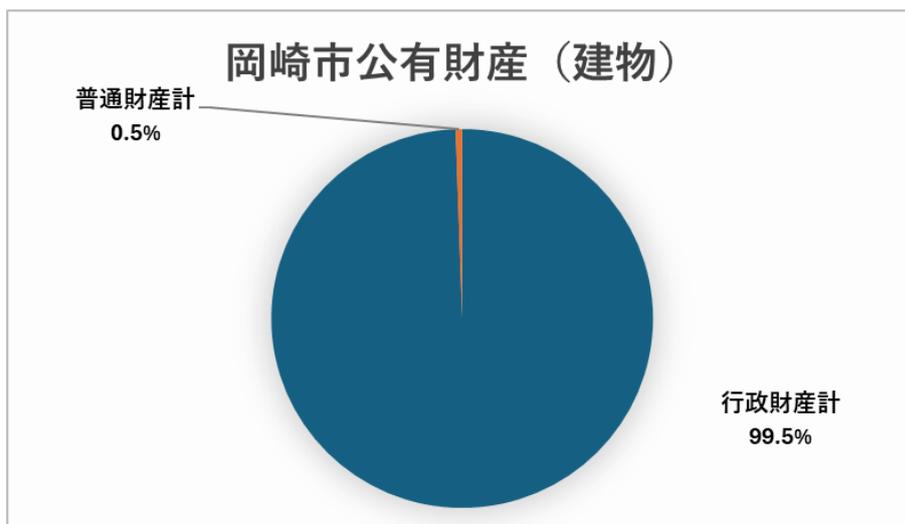
図表 2-18 豊橋市公有財産（建物）の内訳



図表 2-19 岡崎市公有財産（土地）の内訳



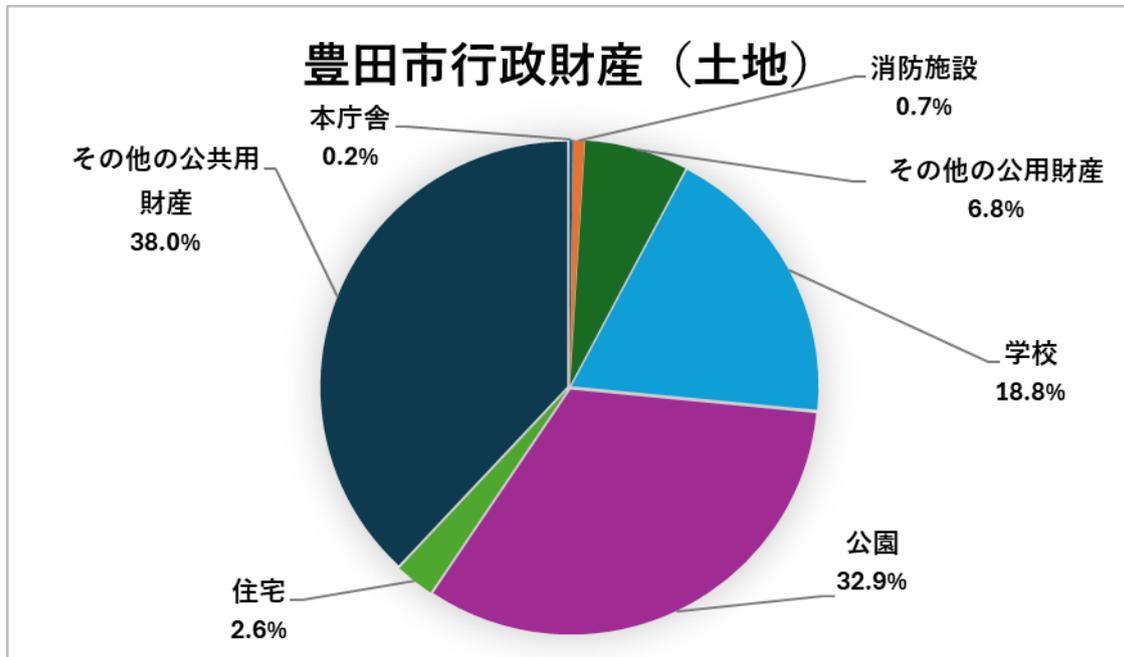
図表 2-20 岡崎市公有財産（建物）



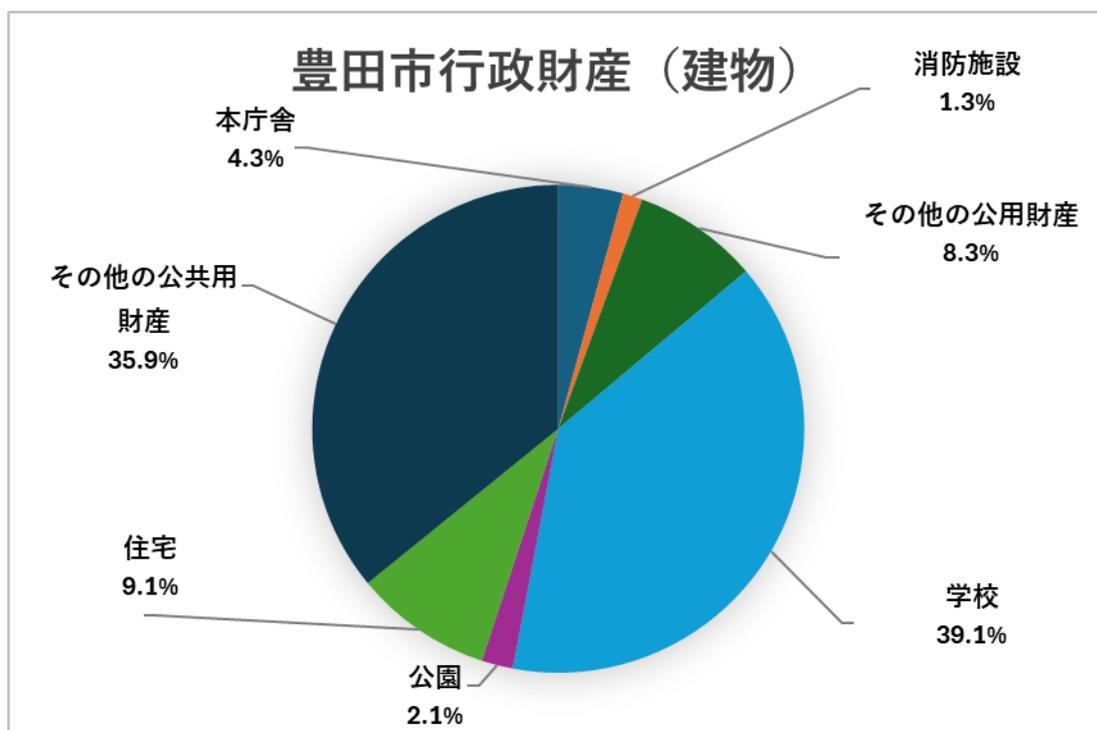
豊橋市、岡崎市と比較すると、豊田市は公有財産（土地）に占める普通財産（土地）の面積の割合が突出して高いことがわかる。この要因としては、豊田市は市域に占める山林の割合が高く、豊田市は普通財産の山林を多く保有していることがあげられる（公有財産全体の約48%）。

豊田市の令和5年度末における行政財産の種類別の面積の割合を表したものが次のとおりである。

図表 2-21 豊田市行政財産（土地）



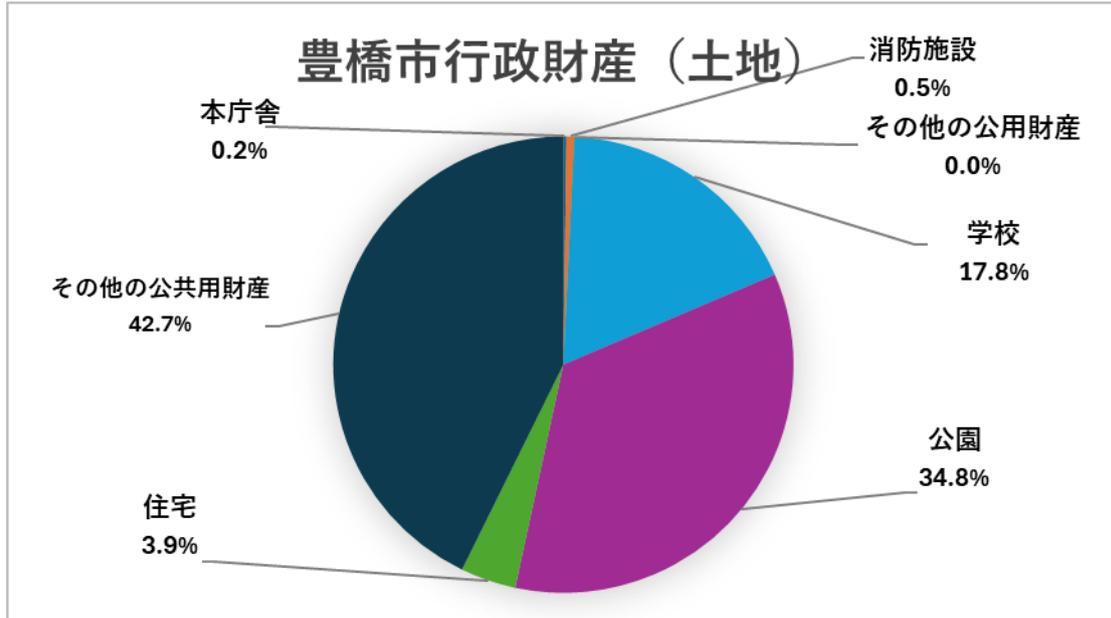
図表 2-22 豊田市行政財産（建物）



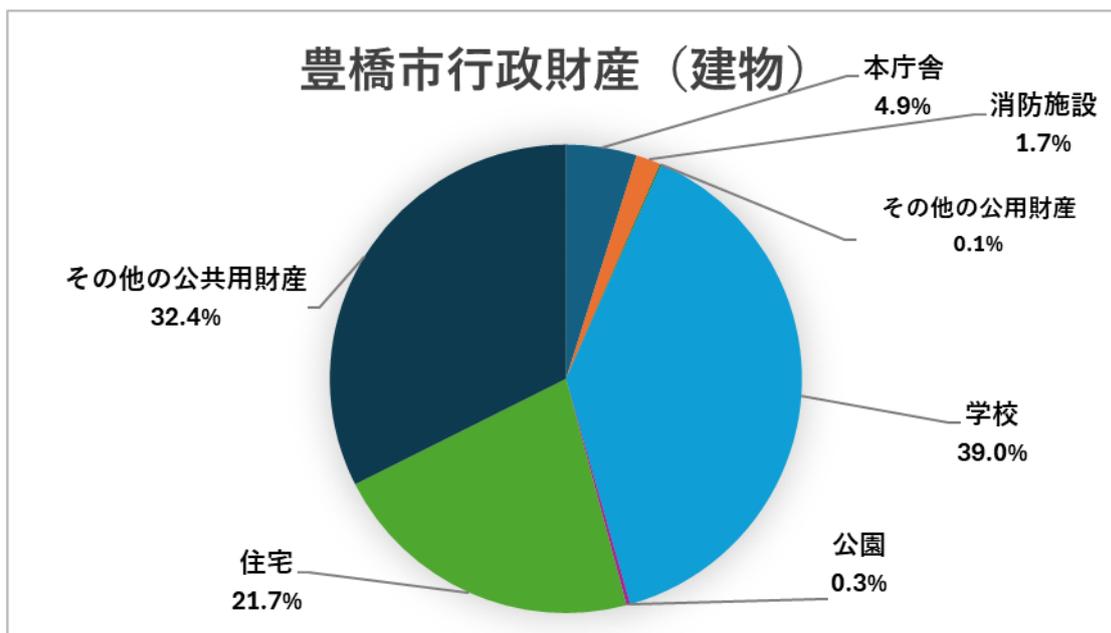
土地の保有割合が高いのがその他の公共用財産及び公園、学校であり、この3つで行政財産の89.7%を占めている。また、建物の保有割合が高いのが学校及びその他の公共用財産であり、この2つで行政財産の75%を占めている。

次に、近隣の中核市である豊橋市及び岡崎市の令和5年度末における行政財産の種類別の面積の割合を表したものが図表2-23から図表2-26である。

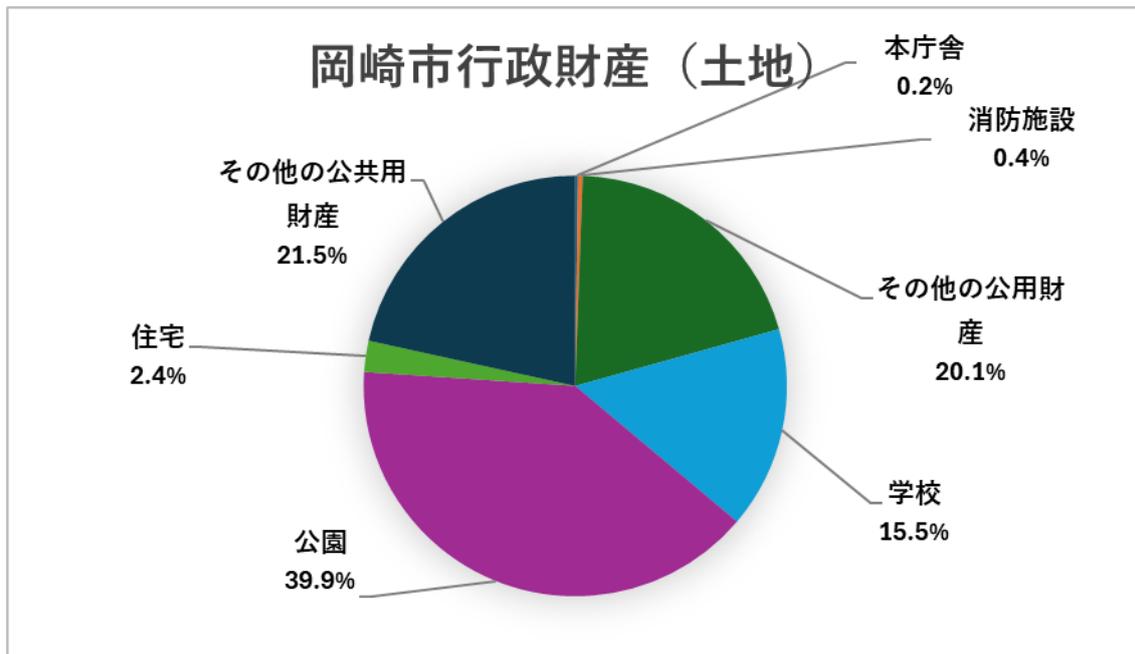
図表2-23 豊橋市行政財産（土地）



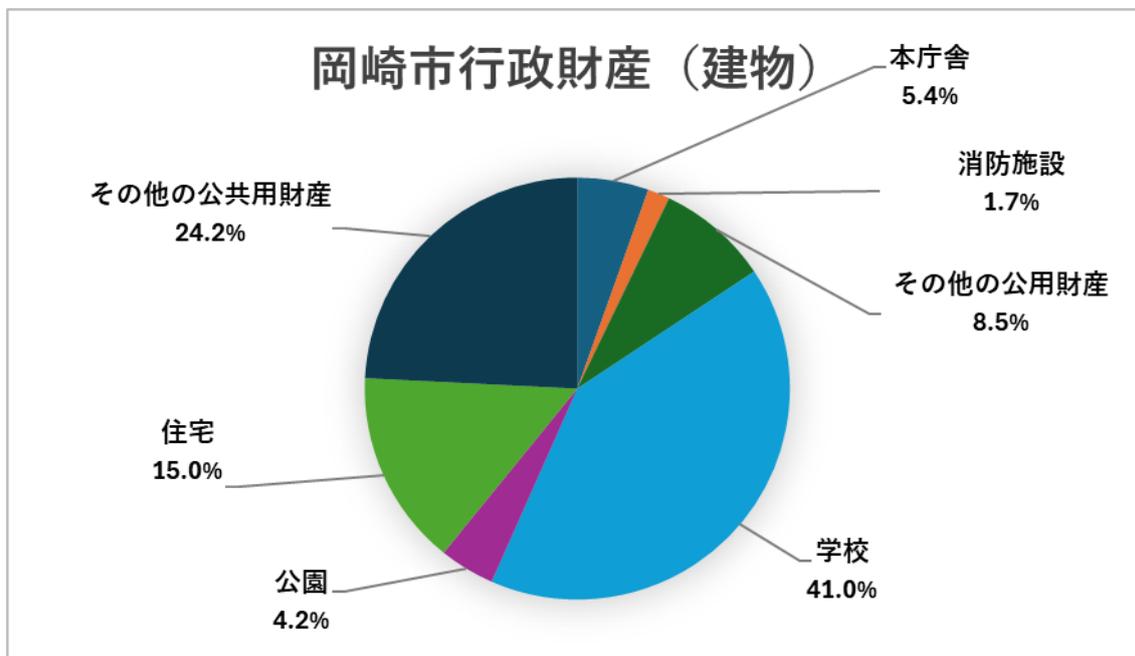
図表2-24 豊橋市行政財産（建物）



図表 2-25 岡崎市行政財産（土地）



図表 2-26 岡崎市行政財産（建物）



豊橋市、岡崎市と比較したところ、豊橋市のその他の公用財産がほとんどないことが特徴的であるが、全体としては特に大きな差異はなかった。

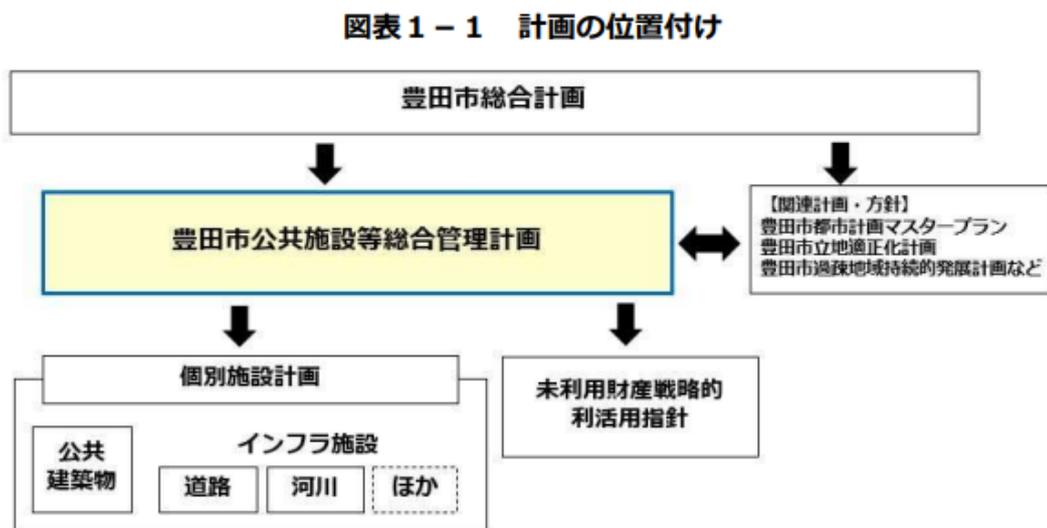
Ⅲ 豊田市における公有財産等の状況と取り巻く環境

1. 公共施設等総合管理計画について

(1) 計画の策定遷移と位置づけ

国は平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、施設の安全・安心の確保を図るとともに、地方自治体に対してもインフラの長寿命化に向けた行動計画や個別施設ごとの計画の策定を求めた。さらに、平成 26 年 4 月には公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう地方自治体に対して要請した。これを受けて市は、平成 29 年 3 月に「豊田市公共施設等総合管理計画」を策定し、中長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を示した。さらに、令和 5 年 10 月に国の策定指針が改定されたことを受け、中長期を見据えた目標指標の設定や未利用財産の活用等に関する基本方針などを盛り込み、令和 6 年 3 月に計画を改定している。ここでは、市のまちづくりの基本となる「豊田市総合計画」を踏まえ、公共施設等の中長期を見据えた総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示している。そして、公共建築物やインフラ施設の施設ごとの管理の取組方針は、「個別施設計画」に、未利用や低利用の財産の管理や利活用の取組方針は「未利用財産戦略的利活用指針」において定めるとともに、「豊田市都市計画マスタープラン」、「豊田市立地適正化計画」、「豊田市過疎地域持続的発展計画」など関連する計画・方針と整合を図り策定している。

図表 3-1 豊田市公共施設等総合管理計画の位置づけ



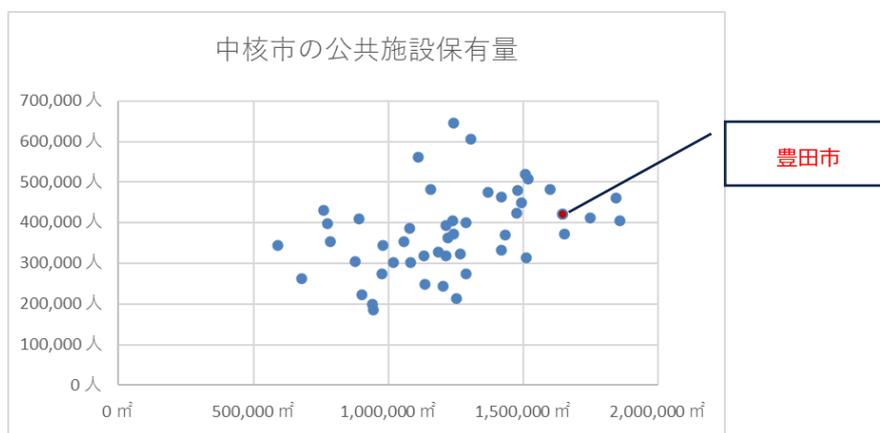
(出所：豊田市公共施設等総合管理計画)

(2) 市の現況

① 中核市人口と市民1人当たり公共施設保有量

総務省が公表する「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」をもとに他の中核市との公共施設の保有量を大局的に把握すると、市の保有する公共施設の延べ床面積は、回答されている中核市49市中で5位となっており、住民1人当たりの延床面積も、中核市平均が3.25㎡/人であるのに対し、豊田市は3.93㎡/人と比較的保有量が多い部類に入る。ただし、この比較については中核市の置かれる状況による影響もあり、保有量の多い要因を明確にするには、例えば施設類型ごとでの比較をするなど、更に詳細な検討が必要である。

図表 3-2 中核市の人口と公共施設保有量

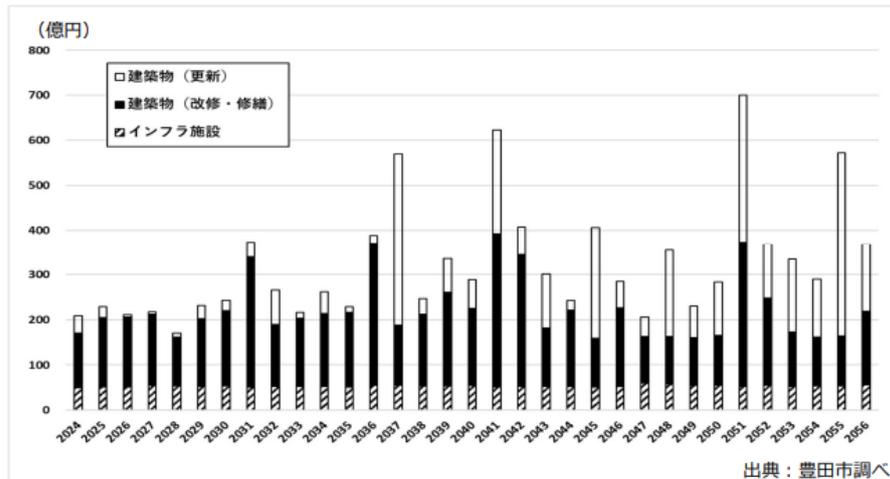


出所：「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」をもとに監査人集計

② 公共施設等総合管理計画による市の現状分析

市の公共施設等の更新、改修、修繕等に係る経費は図表 3-3 のとおりであり、この試算によれば、大規模な建築物の更新がない時でも約 200 億円から 300 億円程度が発生し、大規模な更新や改修・修繕時はそれ以上となる。特に建築物の更新や大規模改修・修繕の発生予測時期に留意して、経費抑制や平準化に向けた取り組みを行う必要がある。

図表 3-3 市の公共施設等の更新、改修、修繕等に係る経費

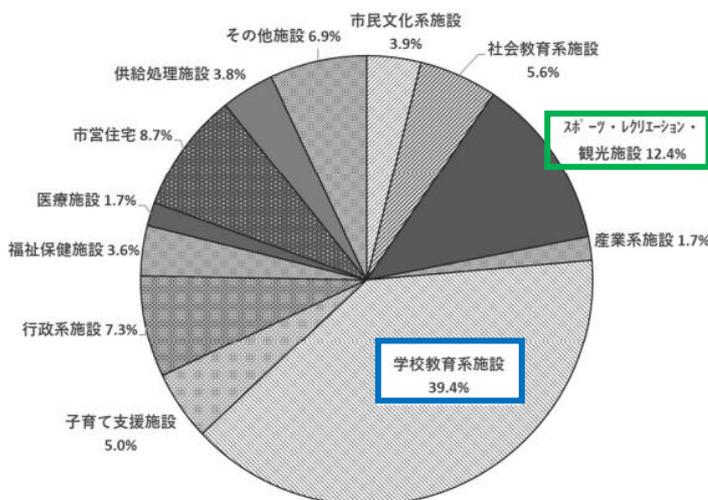


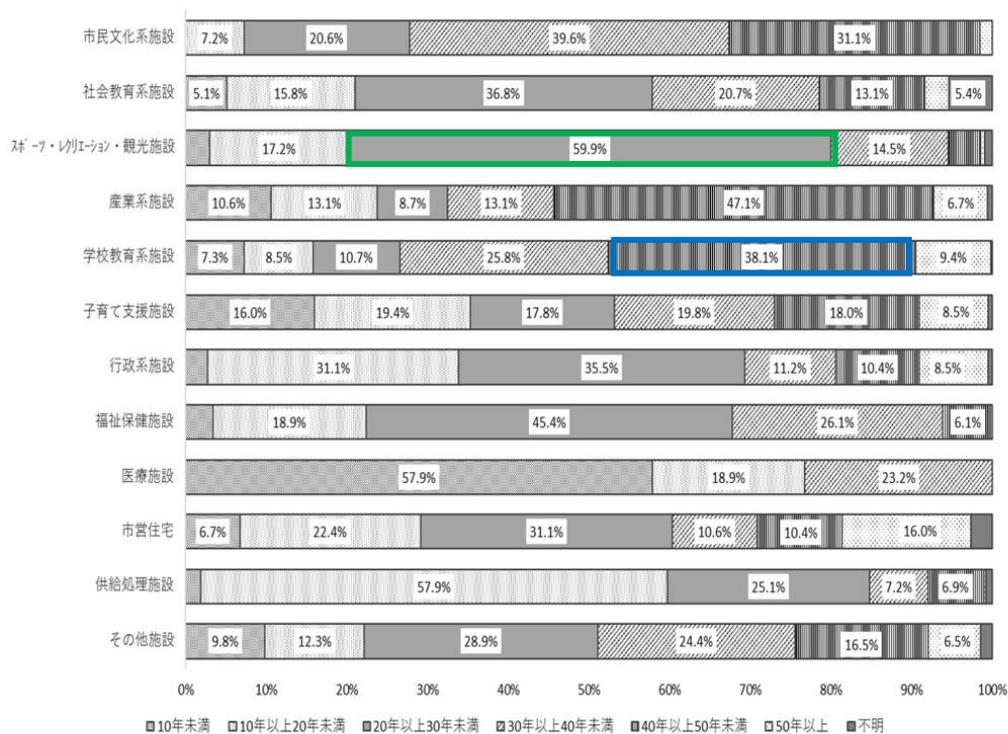
※水道・下水道事業については、公営企業会計のため除く。
 ※現時点の見通しを示すものであり、各年度の事業規模及び対策内容を担保するものではない。
 ※建築物（更新）費用は、概算費用のため、実際の更新費用とは異なる。
 ※建築物（更新）費用は、学校施設（小学校、中学校、特別支援学校）は原則築後 80 年、ごみ処理施設の一部は原則築後 30 年、その他の建築物は原則築後 60 年で既存施設と同規模の更新を行うとした場合で試算した費用（外構整備、既存施設の解体費用、資材・労務費等の物価上昇分（直近 5 年を参考に算出）を含む）。

（出所：豊田市公共施設等総合管理計画）

公共建築物の延べ床面積については、施設類型別で、学校教育系施設が総延べ床面積の 39.4%（674,848 m²）を占め、最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション・観光施設が 12.4%（213,420 m²）となっている。学校教育系施設では築 30 年以上、スポーツ・レクリエーション・観光施設では築 20 年以上の建物の割合が高くなっていることから、特定の時期に多額の修繕費や更新費用が発生しているものと考えられる。

図表 3-4 市の公共建築物の延べ床面積





べ

(出所：豊田市公共施設等総合管理計画)

(3) 個別施設計画

令和3年度改定の公共施設等総合管理計画を受け、公共建築物については、床面積 100㎡を超える建築物を有する施設を対象に、「豊田市公共建築物個別施設計画（以下「個別施設計画」とする。）」（企画政策部）、道路施設については「豊田市道路施設管理計画」（建設部）を策定している。

令和6年度現在は、個別施設計画に従い作成された令和3年度から令和8年度までの、各施設の改修・修繕等の時期・概算費用をまとめた「年次計画一覧表」を参考として、計画的な長寿命化対策・施設再編等を実施している。

また、市は保有する施設の基本情報（所在地、延床面積等）や利用状況、ランニングコストなどのデータを施設ごとにとりまとめた「施設カルテ」を作成し、個別施設計画の策定の参考としている。近隣中核市も施設カルテ、あるいは公共施設白書を作成しており、図表3-5のとおりの記事内容を盛り込んでいる。豊田市は下記記載項目以外に①利用率等をもとに算定した「供給指標」、②延床面積あたりの支出等をもとに算定した「財務指標」を数値化して、偏差値として散布図に可視化していることが特徴的である。

図表 3-5 施設カルテの主な記載項目

種別	主な記載項目	豊田市	岡崎市	豊橋市
（ハ 建物性能）	築年数（建設年度）	○	○	○
	老朽化度（減価償却率）	—	—	○
	バリアフリー・ユニバーサルデザイン	—	—	○
	改修実施状況	○	—	○
	配置図	—	—	○
	避難場所指定情報	○	○	○
	自然災害リスク対応	—	—	○
	減価償却費	—	—	○
（ソ 利用状況等）	稼働率	○	—	○
	利用者数	○	○	
	面積当たりコスト	○	○	○
	利用者当たりコスト	○	○	○
	市民一人当たりコスト	—	—	○

（出所：各自治体施設カルテ（豊橋市においては「公共施設白書」）より監査人作成）

（４）基本方針と目標

市では、公共施設等を適切に管理するため、① 安全性・利便性の確保 ② 機能と配置の最適化の実現 ③ トータルコストの縮減及び平準化 ④ 保有資産の有効活用の促進の４点を「基本方針」として掲げている。このうち①②③については、個別施設計画に基づき取組を推進し、④については未利用財産戦略的利活用指針に基づき取組を推進している。

また、これにより、（i）「計画期間内における施設の老朽化に起因する重大事故ゼロの継続」を達成すること （ii）経費が大幅に増加する見通しの状況においても「計画期間内の公共施設等の維持管理・更新に係る経費（修繕・改修・更新などのハード対策）は、現状の 200～220 億円／年を維持」することを目標指標としている。

図表 3-6 各市の公共施設等総合管理計画の目標

自治体	数値 目標	公共 施設の 数	延床 面積等 に関する 目標	トータル コスト の縮 減	平準化 等に関する 目標	内容
豊田市	有	無	無	有	無	公共施設等の維持管理・更新に係る経費（修繕・改修・更新などのハード対策）は、現状の200～220億円／年を維持 【公共建築物】 ・施設の更新時期の平準化、利用状況等を踏まえた機能の集約化 ・複合化による施設の統合や廃止（総量抑制） 【インフラ資産】 ・需要を勘案し、更新時期に合わせて統合や廃止などを検討。 ・予防保全の実施。
豊橋市	有	無	無	有	無	年平均約45億円の財源確保または経費の抑制を図る。
岡崎市	有	無	有	有	有	【公共施設】今後40年間で延床面積15%程度縮減する。 【インフラ】長寿命化等の取り組みにより、将来コストを5%程度縮減する。基金を活用し、平準化を図る。

（出所：「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」をもとに監査人作成）

一般的に公共施設等総合管理計画の目標は、長寿命化とダウンサイジング（縮減・多機能化）とされている。公共施設等総合管理計画においては、維持管理費の数値（金額）目標を持ちつつ、施設の縮減に関する数値目標は掲げていない。市は「施設の更新時期の平準化を図るとともに、利用状況等を踏まえた機能の集約化・複合化による施設の統合や廃止などを行い、総量抑制の取組を進め、トータルコストの縮減」を目指しており、ダウンサイジング自体を目的とするのではなく、複合化等による最適化や長寿命化による更新時期の平準化やコスト縮減を実現しつつ、長期的な市民の効用も維持していくことを志向している。

市は「これまで設備等の耐用年数に基づき定期的実施してきた長寿命化対策について点検結果に基づく施設情報等を活用し、真に対応が必要な時期・内容を見定めて実施する

など、経費の縮減と合わせた対策としていくことが課題」(令和6年3月定例会(第4号3月5日)企画政策部)としている。

① 監査の結果及び意見

ア. 公共施設等総合管理計画の進め方について(意見)

市では、令和6年3月に改定された公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画も見直しが行われる予定とのことであり、令和6年度現在は過渡期ではあるが、基本的には当該計画を参考としながら予算措置が行われている。ただし、(従前の)計画とその結果を一覧する資料は、包括外部監査実施段階では作成されていなかった。また、令和6年3月に改定された市の公共施設等総合管理計画においては、「本計画の推進に関する取組について適宜フォローアップを行うとともに、財政、人口、施設需要などの社会環境の変化を踏まえ、おおむね10年程度を目安に見直しを検討します」と記載されているが、具体的な評価手法や報告方法等には言及されていない。この点、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」(令和5年10月10日 総務省自治財政局財務調査課長)においては、「総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。」とされている。

市は、「本計画の推進にあたっては、普通建設事業マネジメント体制において部局横断的に取り組みます」とし、これまでも、基本的には公共施設等総合管理計画及びその下位計画を加味しながら予算措置が行われているとのことであった。しかし、より具体的に公共施設等総合管理計画とその実績とを比較し、実績を評価しフィードバックする、いわゆるPDCAサイクルの構築は検討途上とのことであった。

公共施設等総合管理計画等をより確実に進めるにも達成目標と期限を数値などで具体的に設定することとともに、計画とその実績や成果を短期・中期・長期にて評価し、課題分析を踏まえた改善のプロセスを構築・運用していくことが望まれる。

2. 公有財産と固定資産台帳（地方公会計）について

（1）統一的な基準による地方公会計について

総務省より平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備、すなわち「ストック情報の開示」を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示された。平成 29 年度末までに、全ての地方公共団体は統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳の作成を要請され、豊田市においても統一的な基準に基づく財務書類を作成し、固定資産台帳とともに公表している。令和 4 年度（自 令和 4 年 4 月 1 日至 令和 5 年 3 月 31 日）については、令和 6 年 3 月 29 日にホームページにて公表している。

（2）財務書類からわかる市の傾向

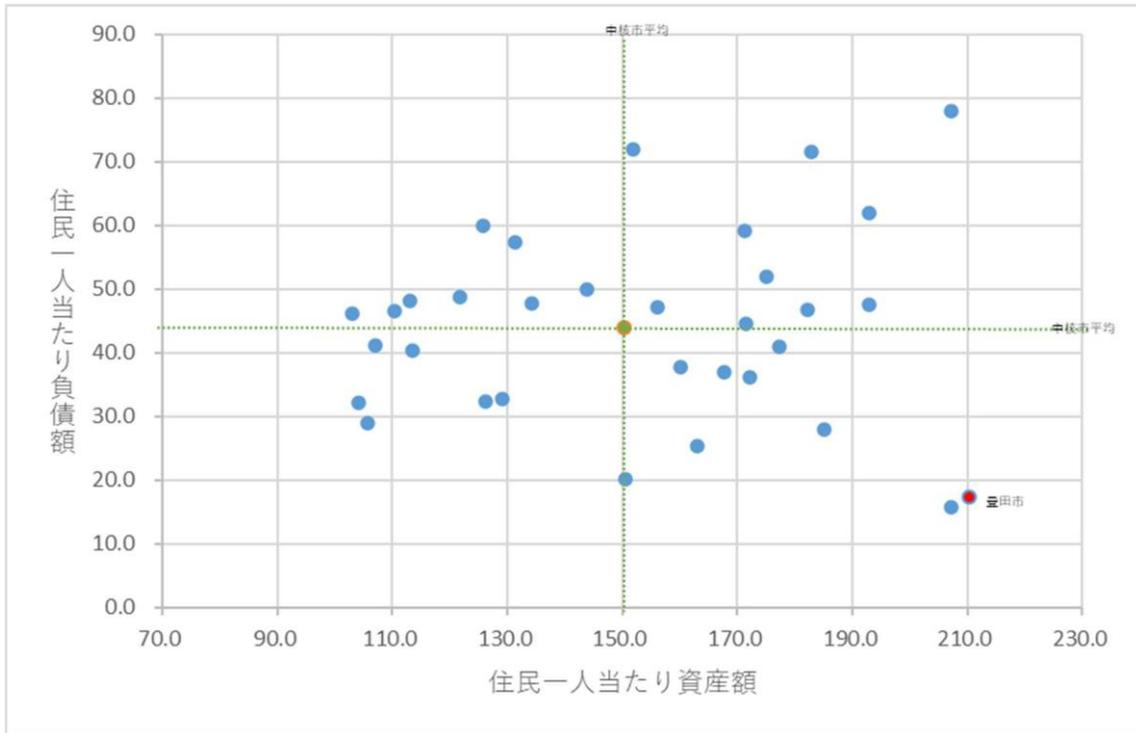
総務省のホームページにて全国の市町村の地方公会計に基づく財務指標が公表されている。令和 4 年度における市の財務指標を中核市平均や全国の中核市と比較すると、市民 1 人当たり資産額が比較的大きく、市民 1 人当たり負債額は小さくなっている。また、純資産比率が高く、現時点では、将来の世代に引き継がれる負担は比較的小さいものとなっている。

ただし、資産額の大きさから、将来の施設の維持・更新費用には注意が必要と考えられる。

図表 3-7 財務指標他都市比較

指標	豊田市	岡崎市	豊橋市	全国中核市
市民 1 人当たり資産額（万円）	210.3	150.4	129.2	150.3
市民 1 人当たり負債額（万円）	17.2	20.1	32.8	43.8
有形固定資産減価償却率	61.2%	63.9%	72.3%	64.7%
純資産比率	91.8%	86.6%	74.6%	70.9%

図表 3-8 住民一人当たり資産負債額の全国の中核市比較



(出所：総務省 令和4年度 統一的な基準による財務書類に関する情報より監査人作成)

市の財務指標の経年推移は図表 3-9 のとおりである。有形固定資産減価償却費率は増加傾向にある。

図表 3-9 市の財務指標経年比較

指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民1人当たり資産額	210万円	208万円	211万円
市民1人当たり負債額	18万円	18万円	17万円
有形固定資産減価償却率	57.6%	59.0%	60.6%
純資産比率	91.3%	91.3%	91.8%

(指標の解説)

指標	算定式
市民1人当たり資産額	資産総額 ÷ 住民基本台帳(4月1日)の市民数
市民1人当たり負債額	負債総額 ÷ 住民基本台帳(4月1日)の市民数
有形固定資産減価償却率	減価償却累計 ÷ (有形固定資産 - 土地等 + 減価償却累計)
純資産比率	純資産合計 ÷ 資産合計

(出所：令和4年度 豊田市財務書類の解説)

市の過去3年間の貸借対照表上の固定資産の状況は以下のとおりである。

図表3-10 固定資産の推移

(単位：百万円)

勘定科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
固定資産	723,480	716,146	709,806	
事業用資産	329,420	329,666	330,469	
土地	174,374	175,004	176,086	
立木竹	735	735	735	
建物	315,457	322,025	326,643	※1
建物減価償却累計額	-168,547	-176,153	-183,871	
工作物	24,536	25,233	25,451	
工作物減価償却累計額	-20,519	-20,722	-21,162	
その他	1,234	1,323	1,323	
その他減価償却累計額	-253	-288	-323	
建設仮勘定	2,404	2,509	5,587	※2
インフラ資産	372,035	364,713	357,918	
土地	94,670	95,159	96,882	
建物	5,227	5,515	5,515	
建物減価償却累計額	-3,196	-3,306	-3,431	
工作物	656,023	660,014	662,453	※3
工作物減価償却累計額	-389,459	-402,280	-415,106	
その他	4,153	4,154	4,154	
その他減価償却累計額	-3,636	-3,676	-3,715	
建設仮勘定	8,253	9,134	11,167	※4
物品	38,306	38,188	37,909	
物品減価償却累計額	-16,282	-16,421	-16,490	
無形固定資産	192	238	246	
ソフトウェア	192	238	246	
その他	0	0	0	
投資その他の資産	105,969	102,920	113,553	
投資及び出資金	42,473	45,145	45,414	
有価証券	33	32	34	
出資金	42,440	45,112	45,380	
その他	-	-	-	
投資損失引当金	-	-	-	
長期延滞債権	1,582	1,583	1,484	
長期貸付金	8,971	7,345	7,778	
基金	53,020	48,918	58,939	
減債基金	2,157	2,159	2,160	
その他	50,863	46,758	56,779	※5
その他	-	-	-	
徴収不能引当金	-77	-70	-62	

【主な資産の増減理由】

勘定科目	主な増減理由（単位：(億)円）
※1 事業用資産：建物	令和2年度～3年度：豊田医療センター 20億、松平体育館 15億、南庁舎空調照明 9億等。 令和3年度～令和4年度：豊田医療センター 12億、若園交流館 10億、どんぐり横丁 4億、どんぐりの湯長寿命化改修 3億等。
※2 事業用資産：建設仮勘定	令和2年度～3年度：著増減なし。 令和3年度～令和4年度：博物館 21億、豊田スタジアム長寿命化 14億等。
※3 インフラ資産：工作物	令和2年度～3年度：市道中垣内九久平1号線 6億、豊栄河合線 2億、市道千足深田山線 2億、名鉄三河線連続立体交差事業 2億等。 令和3年度～4年度：区画整理内道路整備 7億、虹のかけ橋橋りょう補修 2億等。
※4 インフラ資産：建設仮勘定	令和2年度～3年度：高橋細谷線（竜宮橋）9億円等。 令和3年度～4年度：市道高橋細谷線長興寺第1工区 6億円、長田川 3億、竜宮橋 5億、豊田市駅再整備 3億等。
※5 基金：その他	令和2年度～3年度：その他特定目的基金取崩△46億等。 令和3年度～4年度：その他特定目的基金積立 101億等。

（3）固定資産台帳の作成・活用について

総務省では、「財務書類整備の効果」として①資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握、②発生主義による正確な行政コストの把握、③公共施設マネジメント等への活用の3点を挙げている。現在、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了しており、統一的な基準で作成された①資産・負債情報の一覧把握、②発生主義による正確な行政コストの把握、による同規模他都市との比較は可能な状況である。ただし、資産計上の単位や、行政コストの「正確性」の水準は自治体間で多少の幅があり、比較上、留意が必要と考えられる。

また、③公共施設マネジメント等への活用は、現在多くの自治体に取り組み途上という状況である。

図表 3-11 令和5年度中における財務書類等の活用状況（複数回答あり）

区分	都道府県		市区町村		指定都市		指定都市除く市区町村		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	1	(2.1%)	159	(9.1%)	2	(10.0%)	157	(9.1%)	160	(8.9%)
個別施設計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	2	(4.3%)	81	(4.7%)	1	(5.0%)	80	(4.6%)	83	(4.6%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成した(セグメント分析等)	7	(14.9%)	79	(4.5%)	3	(15.0%)	76	(4.4%)	86	(4.8%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	2	(4.3%)	73	(4.2%)	1	(5.0%)	72	(4.2%)	75	(4.2%)
未利用財産の活用・処分の検討に固定資産台帳の情報を活用した	5	(10.6%)	180	(10.3%)	1	(5.0%)	179	(10.4%)	185	(10.3%)
その他公共施設についての検討材料として、財務書類や固定資産台帳の情報を活用した	2	(4.3%)	243	(14.0%)	3	(15.0%)	240	(13.9%)	245	(13.7%)
行政外部に向けての活用(住民への公表や地方議会、その他外部への情報開示等のための活用)	38	(80.9%)	583	(33.5%)	10	(50.0%)	573	(33.3%)	621	(34.7%)
上記以外の活用	7	(14.9%)	256	(14.7%)	2	(10.0%)	254	(14.8%)	263	(14.7%)
対象団体数	47		1,741		20		1,721		1,788	

(出所：統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査（令和5年度末時点）)

これを受けて総務省は、今後の地方公会計情報（固定資産台帳・財務書類）の一層の活用方法の検討が必要と考え、令和4年8月1日より「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」において検討しており、報告書作成時点では、10回の会議を経て「中間とりまとめ」が示されており、活用についても取りまとめが行われている。

図表 3-12 今後の地方公会計のあり方に関する研究会 中間取りまとめのポイント

<p>地方公共団体の活用認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査の結果、財務書類や固定資産台帳自体を「活用」した認識はなくても、公共施設マネジメント等において、地方公会計情報(減価償却等)を利用している状況が把握できた。 ○ 財務書類全体の活用ではなく、部分的な活用を「活用」と捉えるなど、活用の認識範囲を広げ、自然体で活用することも重要。(具体事例を検討) <p>議会説明や住民理解への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公会計は資産情報やフルコスト情報を示す上で有効であり、決算統計や他の財務情報と同様に、意思決定に役立つ根拠数字の一つとして、地方公会計情報を使用するという考え方が重要。合理的な説明根拠として用いられれば、議会説明や住民理解への活用につながっていく。 ○ また、更なる活用を推進するため、早期作成に向けた作業負担の軽減策等について引き続き検討。 <p>個別施設におけるライフサイクルコストを含めた中長期の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に喫緊の課題である公共施設等の老化対策を進める上で、個別施設の資産状況の把握やライフサイクルコストも含めた中長期の分析には、減価償却など発生主義に基づく地方公会計情報が必要。(具体の分析方法等については引き続き検討) ○ なお、中長期の分析を行う際には、コスト縮減の観点だけでなく、住民サービスの目的達成の状況等多角的な分析が重要。

(出所：今後の地方公会計のあり方に関する研究会（中間取りまとめ）)

(4) 市の固定資産台帳の作成・活用状況

当市における現在の活用状況としても、「積極的に活用している」という認識ではないものの、住民に向けて財務書類の概要や主な指標を記載した「豊田市財務書類の解説」を公表し、また議会においても質問や説明に利用されるなど、部分的には活用されている状況である。

一方、「個別施設におけるライフサイクルコストを含めた中長期の分析」への活用は、他

の多くの自治体同様に現在検討の途上である。「コストの経年比較等、単年度主義の会計では見ることのできない資産の状況把握や、ライフサイクルコストも含めた中長期の分析を行う上で、減価償却など発生主義に基づく地方公会計情報が必要」（中間とりまとめ）であるが、実際に活用するには、減価償却費や築年数の情報のみならず、中長期の分析に必要な項目を設定し、網羅的に入力していくことが必要となる。

（５）今後の活用のために

今後の固定資産台帳の活用のためには、その正確性の向上と固定資産台帳情報の入力情報の充実に留意することが望まれる。もっとも、正確性の水準については、既存の情報との整合性や総務省の求める統一的な基準に準拠しつつ、自治体の管理会計として求める水準と効率性を勘案して決定するものとする。

① 監査の結果及び意見

ア．固定資産台帳記載額と貸借対照表上の固定資産計上額との差異について（指摘）

令和４年度末時点の固定資産台帳のデータを集計し、貸借対照表計上額（取得原価ベース）と照合したところ、図表３－１３のとおり、貸借対照表の数値が過大となっていた。理由は、令和４年度中に除却した資産の処分処理が固定資産台帳上は反映されていた一方、財務書類上の仕訳処理には反映されていなかったことによるものである。財務書類上に除却処理が遅滞なく反映されるよう、仕訳処理プロセスについて見直す必要がある。

図表 3-13 令和４年度貸借対照表と固定資産台帳の差異 (単位：千円)

	貸借対照表	固定資産台帳	差異
建物	326,642,653	326,584,104	58,548
工作物	25,450,582	25,449,852	730

(出所：令和４年度 財務書類及び固定資産一覧表より監査人集計)

イ．資産登録単位について（意見）

管理会計に資する「正確性」を確保するうえで特に重要と考えられるのは、①資産の登録単位の適正化と②長寿命化の反映である。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、「固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、① 現物との照合が可能な単位であること ② 取替や更新を行う単位であること という２つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。」とし、「(前略)開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれる」ものとしている。

この点、市の固定資産登録単位の例として、令和４年度の有形固定資産総額

276,932,576千円の10.2%を占める、豊田スタジアムについて、固定資産台帳の登録状況を確認すると、取得価格32,553,290千円が「観覧場」として一式で計上されていたことから、今後更新する際は、耐用年数等を参考とした取替更新の単位で区分して計上し、精緻化を図ることが望まれる。

また、同施設は現在、長寿命化工事の途上であるが、「豊田スタジアム長寿命化改修工事その1（2,512,400千円）」の令和4年度執行額908,264千円は、すべて令和4年度の建設仮勘定（資産）に一括計上されている。当該工事は、スタジアムの開閉式屋根の固定化及び老朽化した塗装の改修を行うものであるから、屋根等の部分的な撤去工事や原状回復工事が含まれる場合など資産価値を高めると認められない部分は費用計上となる。しかし、市の財務書類作成の作業要領（伝票データの仕訳処理への変換の作業要領）にて「※建設仮勘定は、翌年度以降に取得・整備する資産を形成する一部分で、資産とみなします。実際に資産を取得・整備するときに、取得価格に含めるものです。」と記載されており、これによると、建設仮勘定に計上された工事は完成後も資産として計上されることとなり、費用部分が区別されないこととなる。

作業要領を見直すとともに、工事内容を確認し資産価値を高めるものであるか費用として計上するものかどうかを精査した上で、工事完了時に対象の固定資産への振替時に正しく固定資産が計上されるように留意されたい。

なお、「データ整備における中長期的に目指すべき姿について」（総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」）において、予算科目や資産に係るデータが可能な限り細分化されたデータ、具体的には、「活用を意識した粒度のデータ」となっていることが、整備の理想的な姿であるとされていることから、この点も考慮されたい。

図表 3-14 固定資産台帳の改善の方向性

		記載項目	記載単位
現状		原則として「基本項目」(記載例)を備えた上で資産管理に必要な項目を追加する	① 現物との照合が可能な単位 ② 取替や更新を行う単位
改善の方向性	財務会計	・ 財務書類の作成に必要な情報の明確化	・ 財務書類の精緻化に資する記載単位を提示
	管理会計	・ 公共施設マネジメントへの活用に資する記載項目を提示(必須・任意の取扱いも含め検討してはどうか) cf. 使用耐用年数	・ 公共施設マネジメントへの活用に資する記載単位を提示
	台帳管理(実務)	・ 記載項目等の充実とともに、更新の負担が増えないよう、台帳管理における優良事例を提示(イニシャルコスト以外の負担が極力かからないよう配慮) ・ 課題とデータが紐付きやすくなるよう、「納得感」がありながらも分かりやすいルールを志向	

(出所：固定資産台帳の整理・情報充実について)

ウ. 固定資産台帳の必要項目の入力について（意見）

現在の市の固定資産台帳の設定項目とその入力状況は図表 3-15 のとおりである。固定資産台帳について、活用方法が検討中であることから入力未了となっている項目が多数ある。固定資産情報の一元化と活用方法の検討を進めるとともに、活用に資するよう登録する固定資産台帳の項目を整理し、記載方法にも一貫性を持たせることが望まれる。

図表 3-15 豊田市の固定資産台帳の入力項目

財産番号	財産枝番	① 資産名称	② 施設	施設名称
施設類型	地区	地区名称	所在地	地目
地目名称	設置場所	階数	補助科目	補助科目名称
会計	会計名称	主管課	主管課名称	執行機関
執行機関名称	改訂モデルコード	目的別資産区分	事業分類コード	事業分類
資産区分	資産登録種別	償却対象区分	償却開始区分	備忘価額区分
リース・PFI区分	新規・中古区分	売却可能区分	資産属性	資産用途
資産構造	耐用年数	稼働年数	単価	数量
単位	時価	面積	開始時見積資産	取得年度
取得日	完成年度	完成日	供用開始年度	供用開始日
売却・除却年度	売却・除却日	売却予定日	款	項
目	摘要	取得価額	所有割合	全体取得価額
減価償却累計額(参考額)	期首簿価	減価償却累計額	評価増減等累計	除売却累計
当期取得額	当期減価償却額	当期評価増減等	当期除売却	期末簿価
財源(国県等補助金)	財源(地方債)	財源(税収等)	財源(その他)	耐震診断状況
耐震化状況	長寿命化履歴	複合化状況	利用者数	稼働率
運営方式	運営時間	職員人数	ランニングコスト	緯度
経度	■ は入力されている項目、■ は一部入力されている項目、□ は使用されていない項目			

【検討を推奨する事項】

- ① 「資産名称」上で長寿命化工事が明記されているものとなないものがある。また、「長寿命化履歴」の項目について使用されていない。長寿命化工事の登録の取り扱いの統一について検討されたい。
- ② 「施設」コードが付与されていない資産がある。施設別の分析等を実施する場合は、網羅的に入力される必要がある。

また、(現在項目の設定はないが)法定耐用年数のほか、長寿命化後の耐用年数(「使用耐用年数(耐用年数)」)の記載などは総務省での活用案として提案されている。

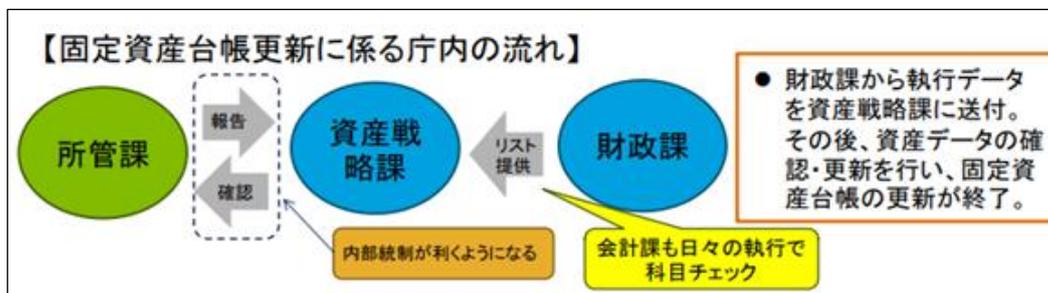
エ. 財務書類作成における内部統制について（意見）

固定資産仕訳については、所管課が伝票データから固定資産取得・除却仕訳等に変換するための情報を財政課所定のワークシートに入力し、財政課にて仕訳処理の取り込みが行われる。財政課では、固定資産計上の正確性を確保するため、作業要領を整備し所管課に周知を図っている。しかし、作業要領に記載のない事項等、各所管課の判断に委ねられる部分も多く、また、財政課においても資産計上データの個別の正確性のチェックは特段実施していないため、「正確性」の水準については庁内でバラつきが生じている。

公有財産台帳をはじめとした他の情報との整合性を確保するとともに、固定資産台帳活用に資する水準の「正確性」を確保することが望まれる。

例えば、他都市の事例では、資産活用戦略を担う所管課が、所管課からの報告結果をチェックする体制を採用している。固定資産台帳を実際に利用する部署によって資産計上額の精度を確認することにより、より活用に適した固定資産台帳を効率的に作成している。本市においても、公共施設等の管理に関する総合的な取組において、将来を見据えて推進するための組織編制として、令和5年度より資産経営課を発足させている。今後、より活用に向けた体制を整備していくことが期待される。

図表 3-16 固定資産台帳更新（仕訳伝票作成）のフロー改善例



(出所：総務省 今後の地方公会計のあり方に関する研究会資料「データ整備における中長期的に目指すべき姿について」)

オ. 収支情報処理の一元化について（意見）

維持補修費などの、年度ごとのフロー情報については行政コスト計算書に計上される。これとは別に、施設カルテ作成時の支出・収入データ（図表 3-17）は歳入歳出伝票から再度振り分けを行っているとのことであった。この点、予算執行伝票上で修繕等の工事の種別について細節コードを設定し、執行データから財務書類上の会計伝票に変換する際に、種別ごとの一定のルールに基づいて変換することにより、財務書類作成及び施設カルテ作成の両者に活用できるデータの作成が可能であると考えられる。

予算科目について、地方公会計の仕訳に対応させた更なる細分化を設定しておくことにより、予算執行に伴い仕訳を行うことが可能となる。このことにより、固定資産台帳や財務書類の作成の正確性が向上することに加え、施設カルテ作成の効率化と情報の整合性確保の同時達成が期待できる。他都市では、施設別にコストを細分化して施設別財務書類を作成し、同質的な施設のコスト比較にも活用している事例もあり、本市においても検討していくことが望ましい。

図表 3-17 施設カルテの記載項目（フロー情報）

項目名		説明
ランニングコスト		支出は施設運営費、施設維持費、指定管理、修繕に係る金額の合計です。 収入は運営収入、建物・土地の貸出、国県支出金、売電収入に係る収入の合計です。 ※ランニングコストは、豊田市が支出する金額で算定しています。 ※1000円未満の金額を切り上げて計上しています。
支出	施設運営費	水道光熱費、燃料費、通信運搬費、賃借料、保険料、セキュリティ費用等
	施設維持費	日常的又は定期的実施する施設の管理、点検・調査等に係る費用等
	指定管理費	指定管理料（原則人件費を除く）
	修繕費	施設の補修・修繕費用
収入	運営収入	施設利用料等による収入
	不動産貸出し	建物及び土地の貸出しによる収入
	国県支出金	施設の建物改修等の名目で取得した補助金 ※施設の運営等に係るものは対象外としています。
	売電収入	太陽光発電等による売電収入
改修費及び改修内容		施設の改修費用（修繕費除く）、改修に係るリース費用です。 改修内容は、内容に応じて長寿命化工事又はその他工事に分類しています。
エネルギー使用量・ 二酸化炭素排出量		電気、ガス、灯油等のエネルギーの使用量です。 二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量に二酸化炭素換算係数を乗じて算出しています。

3. 未利用財産の活用について

市における公有財産は、半数以上が普通財産となっており、このうち未利用財産として約 360 物件、面積にして約 440 ヘクタールの土地を保有している。(令和 6 年 1 月現在)。

市は、平成 26 年度に「未利用財産戦略的利活用指針」を策定し、土地や建物を対象に、公共利用や歳入確保につながる売却処分を進めてきた。しかし、公共施設総合管理計画等に基づき、公共施設の最適化や再編が今後進んでいくことを想定して、未利用のみならず、低利用の資産についても有効活用を促進していく必要性が高まった。そのため、令和 6 年 4 月に「未利用財産戦略的利活用指針」を改定し「市有財産の適正保有及び将来的な維持管理コスト削減に向けた多様な利活用の推進」を基本方針とし、具体的には図表 3-18 の取組を掲げ、低利用の土地も対象とすることでより広範に利活用を検討している。また、情報を集約・一元化するとともに利活用に関する役割分担を明確化することで、よりスピード感を持った利活用を進めることとしている。

図表 3-18 未利用財産戦略的利活用指針の重点取組

取組方針	重点取組	取組内容
対象領域の拡充と早期の活用促進	市有財産の更なる有効活用の推進	・低利用な行政財産へのアプローチ ・多様なニーズに対応したスピード感ある利活用
一元管理体制による計画的な利活用	物件情報、所管、利活用主体の一元化	・情報の集約による未利用財産全体像の把握と計画的な利活用の実践 ・管理所管課、利活用に係る主体の一元化
歳入確保に向けた効果的な利活用	民間活力の導入に向けた仕組みづくり	・利活用促進につながる仕組みづくり
適正所管による財産の維持管理	適正所管課への管理移管	・財産の精査による利用目的に応じた所属への管理移管等

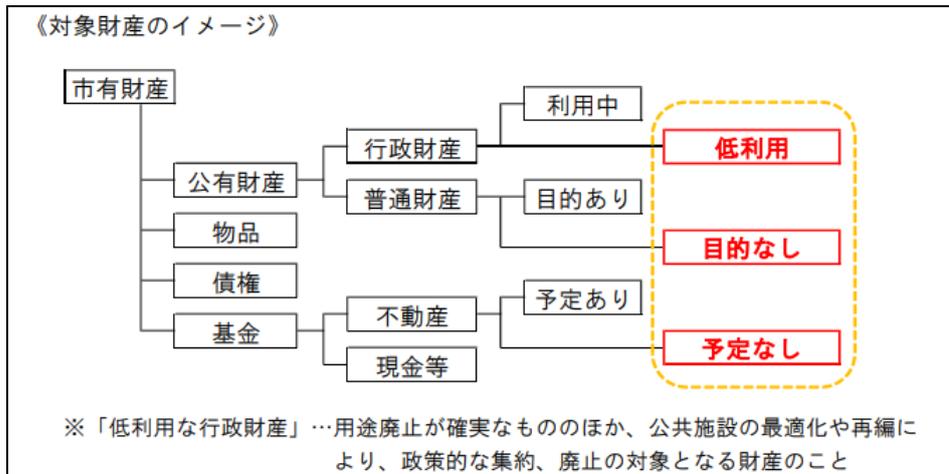
(出所：豊田市 未利用財産戦略的利活用指針 (令和 6 年 4 月) より監査人編集)

① 監査の結果及び意見

ア. 利活用台帳の継続的な活用について (意見)

「未利用財産戦略的利活用指針」においては、当指針の対象とする財産は図表 3-19 とし、現在、図表 3-20 の分類に基づいて管理している。なお、「対象物件数、面積の経年比較を試みたが、令和 6 年度より新たな区分での管理を行っていることもあり、従前の利活用台帳との連続性がないことから、過年度との比較は不能であった。今後は経年比較を行えるよう、連続性を持った台帳として運用していくことが望まれる。

図表 3-19 未利用財産戦略的利活用指針における対象財産のイメージ



(出所：豊田市「未利用財産戦略的利活用指針」)

図表 3-20 対象財産の分類

《財産仕分による分類》

区分	具体的な判断基準	保有物件数 (面積)
1	主に、土地利用構想上の「拠点」に存在するなど、まちづくりへの影響が大きい又は政策判断を伴う物件 ※建物の有無や面積は問わない	6 物件 (約 6 ㍍ ²)
2	区分 1 を除き、主に市街化区域で面積が 1 3 0 m ² 以上の物件 ※建物の有無は問わない ※無接道など、建築要件を満たさないものは除く	43 物件 (約 5 ㍍ ²)
3	小規模、不整形等で利活用が限定される物件 ※区分 1、2、4 以外の物件	309 物件 (約 426 ㍍ ²)
4	既に利活用されている又は土地利用規制がかかっている物件 ※自治区等への貸付地、事業代替地、墓地、保安林等	654 物件 (約 1,070 ㍍ ²)

(保有物件数は令和 6 年 1 月時点の普通財産)

(出所：豊田市「未利用財産戦略的利活用指針」)

IV 監査の指摘及び意見（総論）

1. 監査の指摘及び意見の総括

（1）公有財産台帳の管理について（意見）

公有財産台帳とは、公有財産管理規則第 40 条に定められた公有財産を管理する台帳であり、決算の附属書類である財産に関する調書の基礎データとなっている。

監査の結果、財産が重複登録されていたこと、貸付の内容が記載されていないこと、土地の地目が実態に合っていないことなど、公有財産台帳に正確ではない記載が見られた。さらに公有財産管理規則上は、柵や外構などの工作物も公有財産台帳の一つである工作物台帳で管理することになっていたが、工作物台帳は作成されていなかった。

公有財産台帳は、地方自治法や公有財産管理規則などの法令・規則に基づき作成が求められているだけでなく、行政目的のために市が保有する公有財産を管理するための台帳である。また、公有財産台帳は、決算書の附属書類として作成される財産に関する調書の基礎データとして使用されることから、公有財産台帳の内容は正確でなければならない。

監査で発見された公有財産台帳の誤りは、多くは記載漏れや記載誤りであることから、そのような誤りなどが発生しないように、チェック体制の整備や公有財産台帳の記載方法を職員が理解できるようにするなどの対策が求められる。また、現在未作成になっている工作物台帳に関しては、所管部局が適正に対応できるように、具体的な方針や取扱いを定めることが求められる。

（2）行政財産の管理について（意見）

公有財産のうち、公用又は公共用に利用されている行政財産は、庁舎、学校等の教育施設、福祉施設、道路、公園など様々な目的として利用されている。また、行政財産の一部を占有や目的外使用の許可を得ることによって、民間企業や団体、個人などが一時的に利用することができる。

監査の結果、道路の占有に関して徴収している占有料の一部について、長期に滞納されているものがあつた。さらに滞納分を納付しないまま占有許可の更新をしているケースもあつた。滞納額としては高額ではないとはいえ、占有許可している道路は市の財産であることから、公正に対応する必要がある。占有料の滞納は市の収入が減少するだけでなく、他の占有許可を受けた者との公平性を害することになることから、占有許可に関して一定の制限を加えるなどの対応が求められる。

また公園については、地元の団体が市から許可を得て物置やごみステーションを置いているが、一部の公園では市への許可申請がないまま、ごみステーションなどが設置されているケースがあつた。条例等に基づき、必要な許可などの手続を取るようにされたい。

(3) 普通財産の管理について（意見）

公有財産には、公用又は公共用に利用されている行政財産のほか、行政財産以外の公有財産である普通財産がある。普通財産は、行政目的に供されなくなった公有財産であるが、民間や他の公共団体に貸出しを行っている場合がある。

監査の結果、現在使用されていない普通財産の中には、敷地内に無許可で車両が駐車されていることや所有者不明のコンテナが放置されていることが発見された。また、雑草が生い茂り隣地への侵入のおそれがあったり、不法投棄があってもすぐには発見できないほど草木が生い茂っていたところもあった。現在使用されていないとはいえ、市にはこれらの財産の管理責任があることから、定期的な監視、不正利用や危険発生の防止をするなどの措置を行うことが望まれる。

また、旧教職員足助住宅など現在貸付けを行っている普通財産において、発生する維持管理費が収入となる貸付料を上回る場合があった。政策的な観点から市が一部を負担することも考えられるが、本来借主が負担すべき金額の一部を市民の税金などで賄っている状態になっていることから貸付料の見直しなどを検討されたい。その際、貸付けを行っている建物の中には老朽化しているものがあることから、多額の改修工事が必要になる場合は貸付けの継続についても検討されたい。

(4) 物品の管理について（意見）

物品は、物品出納簿を備え、物品の受払いの都度、記帳しなければならない（物品管理規則第 26 条）。また、物品のうち備品については、標識を付さなければならない（同第 10 条）。

監査の結果、現物と物品出納簿とが整合していないこと、管理区分が異なっていること、標識の内容が誤っているなどの誤りが発見された。

物品出納簿は、地方自治法や物品管理規則などの法令・規則に基づき作成が求められているだけでなく、行政目的のために市が保有する物品を管理するための台帳である。また、物品出納簿は、決算書の附属書類として作成される財産に関する調書の基礎データとなることから、物品出納簿の内容は正確である必要があり、毎年 1 回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならないこととされている。

物品は、土地や建物とは異なりその移動が容易なものが多い。そのため、土地や建物などと比べて、紛失や盗難のリスクも高いことから定期的な現物の確認が重要になる。

物品は、市の行政活動に使用され、その財源は市民の税金等によっていることから、市は、物品の検査における体制や手続の見直しなどの対策が求められる。

(5) 無体財産権の管理について（意見）

無体財産権とは、地方公共団体の所有に属する財産のうち「特許権、著作権、商標権、

実用新案権その他これらに準ずる権利」である（地方自治法第 238 条第 1 項第 5 号）。これらの権利も市の貴重な財産である。無体財産権は、貸与や売却などによって、市の収入となったり、無許可での使用や略奪によりその権利を害される可能性があることから、市としては、これらの無体財産権を管理する必要がある。

監査の結果、登録された商標権が、財産に関する調書に反映されていないことや市の事業で発生した著作権等について詳細な取扱いのルールが無いことから、特段管理もされてこなかったことが判明した。

これらの無体財産権は市の貴重な財産でもあることから、詳細な取扱い等を定めた要綱・要領等を作成し運用することが望まれる。

（6）公有財産等の有効活用について（意見）

市の保有する公有財産の土地のうち面積ベースで半分以上が普通財産となっている。近隣の中核市では公有財産の土地のうち普通財産が占める割合は 1 割程度であることから、市は他市に比べ多くの普通財産を保有していることがわかる。このうち未利用財産として約 360 物件、面積にして約 440 ヘクタールの土地を保有している（令和 6 年 1 月現在）。他市に比べて普通財産の割合が高いのは、他市に比べ森林が多いことが原因の一つだが、それでも多くの普通財産を抱えていることには変わりない。また、建物においては直近では豊田市博物館の開館で複数の資料館が閉館している。閉館した資料館では、資料収蔵などで引き続き倉庫で使用されているところもあるが、今後の市の施策を推進するにあたって、将来的には別の目的での利活用も期待されることである。

市は、平成 26 年度に策定した未利用財産戦略的利活用指針や公共施設等総合管理計画等に基づき、「市有財産の適正保有及び将来的な維持管理コスト削減に向けた多様な利活用の推進」を基本方針とし、低利用の土地も対象とすることでより広範に利活用を検討している。

現状において未利用財産を多数抱えていることから、目標を設定し、着実に未利用財産が有効活用できるように進めることが望まれる。

（7）地方公会計制度における固定資産台帳について（意見）

市は、公有財産台帳とは別に、統一的な基準による地方公会計制度における固定資産台帳を作成している。

監査の結果、固定資産台帳の金額と貸借対照表の計上額に差異があったり、固定資産台帳も公有財産台帳の情報を基に作成しているため、本来は整合するはずであるが、不一致になっている場合があった。

市の財政状況や固定資産の状況を示すために、財務書類や固定資産台帳は公表されてい

る。また、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（中間とりまとめ）において公共施設マネジメントのために固定資産台帳データを活用することが期待されている。財務書類及び固定資産台帳が正確に作成されるように作成過程のチェック体制等の見直しが求められる。

2. 個別の監査の指摘及び意見のまとめ

個別の監査の指摘及び意見の一覧は次のとおりである。指摘が 50 項目、意見が 27 項目あり、合わせて 77 項目である。

部局名	資産名	指摘・意見内容		頁
1 公有財産				
1-1 行政財産				
地域振興部 足助支所	旧田口家住宅	指摘	公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について	53
		意見	建物取得時における耐用年数の設定について	53
		意見	寄贈資産に対する現状の活用について	54
美術・博物部 博物館	豊田市博物館	意見	収蔵資料の現物確認手続の未整備について	56
	足助資料館	指摘	物品に貼付された標識について	59
		指摘	物品出納簿に計上されていない物品の管理方法について	59
		指摘	足助資料館の庭に放置されていた資料としての昔の消防ポンプについて	59
美術・博物部 文化財課	郷土資料館	意見	施設の利活用について	62
		指摘	物品出納簿と現品の整合について	62
		指摘	物品と資料の管理区分について	63
		指摘	物品検査の方法について	63
	旧図書館文化財倉庫	指摘	物品に貼付された標識について	65
		指摘	物品検査の方法について	65
	豊田市近代の産業 とくらし発見館	意見	施設の利活用について	67
		指摘	物品出納簿と現品の整合について	67
		指摘	物品と資料の管理区分について	68
		指摘	物品検査の方法について	68
環境部 環境政策課	豊田市自然観察の森	指摘	公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について	70

		指摘	物品出納簿と現物の相違について	71
福祉部 障がい福祉課	障害者福祉会館	指摘	物品収納簿に計上されていない物品の管理方法について	76
産業部 農政企画課	公設地方卸売市場	意見	店舗の空きスペースの利用について	79
教育部 保健給食課	東部給食センター	指摘	公有財産台帳と固定資産台帳の相違について	81
		意見	備品出納簿への現物保管場所の反映について	82
1-2 普通財産				
地域振興部 足助支所	日東醸造貸付地(旧大多賀小学校)	意見	建物の管理責任について	87
	旧教職員足助住宅	意見	賃貸料を上回る維持管理費の発生について	89
地域振興部 小原支所	旧小原保健センター(旧保健センター)	指摘	公有財産台帳における同一資産の二重計上について	92
産業部 農政企画課	旧畜産センター	意見	土地等の賃貸料について	94
教育部 保健給食課	旧北部給食センター	意見	土地の除草について	96
総務部財産管理課	旧高岡出張所	指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	97
	前山町1丁目貸付地	指摘	固定資産台帳の土地の取得価額について	100
		指摘	土地建物の賃貸情報の管理方法について	100
	旧教職員平和住宅	指摘	建物の除却漏れについて	102
	旧豊田広域幹線道路出張所	指摘	登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について	105
		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	105
	旧豊田市福祉センター	指摘	登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について	107
		指摘	土地の雑草の除草について	107
	旧あゆみ保育園	指摘	賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について	110
		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	110
清原小跡地	指摘	賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について	112	

		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	113
旧藤岡中部老人憩の家		指摘	敷地の無断駐車について	115
		指摘	敷地の所有者不明のコンテナについて	115
旧教職員藤岡住宅		意見	建物の解体について	118
		意見	駐車場への進入路について	118
さなげ台集会場用地		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	120
大清水町原山宅地		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	122
裁判所跡地		指摘	登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について	124
		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	125
下山地区県営農地開発事業残地		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	127
		意見	公有財産台帳の土地の地目区分について	127
幸海町ふれあい広場跡地		指摘	土地の長期にわたる使用期間について	129
		意見	土地の賃貸情報の管理方法について	129
美和住宅余剰地		指摘	公有財産台帳と固定資産台帳との相違について	131
		意見	土地の雑草の除草について	132
明和保育園跡地		指摘	土地の賃貸情報の管理方法について	134
旧東中大見分校跡地		指摘	公有財産台帳と固定資産台帳の土地面積の相違について	137
		指摘	公有財産台帳及び固定資産台帳における同一資産の二重計上について	137
南山		意見	保安林の財産区分について	138
1-3 インフラ資産				
産業部 農地整備課	亀首地区農道	意見	変更契約締結決定書の訂正について	140
都市整備部 公園緑地つかう課	神田公園	指摘	都市公園におけるごみステーションの使用承認について	141
		意見	防犯カメラの設置基準、設置計画について	142
	児ノ口公園	意見	都市公園の水田の地域住民団体の利用について	147
	枝下町ふれあい広場	指摘	地域広場等における設置許可について	149
	岩畑公園	意見	公園等敷地内の危険箇所の定期確認につい	152

			て	
	竹下ちびっこ広場	意見	公園等敷地内の危険箇所の定期確認について	155
建設部 土木管理課	道路	意見	占用料の滞納について	167
建設部 河川課	豊田市中心部地区河川施設(堤防、護岸、樋門、取付水路等)	指摘	河川巡視業務の損傷箇所の写真撮影枚数について	171
1-4 山林				
産業部 森林課	大岩市有林ほか	意見	市有林の計画的な間伐の実施について	175
1-5 無体財産権				
総務部 財産管理課	無体財産権	指摘	登録商標の財産に関する調書への記載漏れ	177
		意見	公有財産又は物品として管理すべき著作物の検討が不十分	178
		指摘	社会科副読本制作に関する外部委託について	179
2 基金(土地)				
総務部 財産管理課	旧いこいの村	指摘	土地及び建物の賃貸情報の管理方法について	183
		意見	建物の解体について	184
都市整備部 都市整備課	都心整備基金(土地)	指摘	公有財産台帳の登録誤り	186
		指摘	公有財産台帳の記載と財産に関する調書との差異	186
3 借入資産				
消防本部 指令課	高機能消防指令システム部分更新事業(リース取引)	指摘	ファイナンス・リースの会計処理について	188
教育部 保健給食課	東部給食センター改築整備・運營業務委託事業(PFI)	意見	固定資産処理データ保管年限について	190

V 監査の指摘及び意見（各論）

各公有財産等に関して監査の結果は次の通りであった。「①公有財産の概要」の記載内容については、公有財産台帳、登記情報（全部事項証明書）、固定資産台帳及び所管課からの回答内容に基づき作成している。現地調査した公有財産等については、写真を掲載している。

図表 5-1 現地調査した公有財産等と現地調査日

	現所管課	施設名・資産名	現地調査日
行政財産			
1	地域振興部旭支所	旭支所	令和6年9月25日
2	地域振興部足助支所	旧田口家住宅	令和6年9月30日
3	美術・博物部博物館	足助資料館	令和6年9月18日
4	美術・博物部文化財課	郷土資料館	令和6年9月30日
5	美術・博物部文化財課	旧図書館文化財倉庫	令和6年9月30日
6	美術・博物部文化財課	豊田市近代の産業とくらし発見館	令和6年9月30日
7	環境部環境政策課	豊田市自然観察の森	令和6年9月24日
8	環境部清掃施設課	渡刈クリーンセンター	令和6年9月30日
9	福祉部障がい福祉課	障害者福祉会館	令和6年10月4日
10	産業部農政企画課	公設地方卸売市場	令和6年10月1日
11	教育部保健給食課	東部給食センター	令和6年10月2日
普通財産			
12	地域振興部旭支所	旧築羽小学校	令和6年9月25日
13	地域振興部足助支所	日東醸造貸付地（旧大多賀小学校）	令和6年9月30日
14	地域振興部足助支所	旧教職員足助住宅	令和6年9月30日
15	地域振興部足助支所	御内製作工房施設	令和6年9月30日
16	産業部農政企画課	旧畜産センター	令和6年10月1日
17	教育部保健給食課	旧北部給食センター	令和6年10月2日
18	総務部財産管理課	旧高岡出張所	令和6年9月19日
19	総務部財産管理課	前山町1丁目貸付地	令和6年9月19日
20	総務部財産管理課	旧教職員平和住宅	令和6年9月19日
21	総務部財産管理課	上野町売却予定地	令和6年9月19日
22	総務部財産管理課	旧豊田広域幹線道路出張所	令和6年9月19日
23	総務部財産管理課	旧豊田市福祉センター	令和6年9月19日
24	総務部財産管理課	旧あゆみ保育園	令和6年9月19日

	現所管課	施設名・資産名	現地調査日
25	総務部財産管理課	清原小跡地	令和6年10月1日
26	総務部財産管理課	旧藤岡中部老人憩の家	令和6年10月1日
27	総務部財産管理課	旧教職員藤岡住宅	令和6年10月1日
28	総務部財産管理課	さなげ台集会場用地	令和6年10月1日
29	総務部財産管理課	大清水町原山宅地	令和6年10月1日
30	総務部財産管理課	裁判所跡地	令和6年10月1日
31	総務部財産管理課	下山地区県営農地開発事業残地	令和6年10月8日
32	総務部財産管理課	幸海町ふれあい広場跡地	令和6年10月8日
33	総務部財産管理課	美和住宅余剰地	令和6年10月8日
34	総務部財産管理課	明和保育園跡地	令和6年10月16日
35	総務部財産管理課	旧東中大見分校跡地	令和6年10月16日
36	総務部財産管理課	南山	令和6年10月16日
インフラ資産			
37	都市整備部公園緑地つかう課	神田公園	令和6年11月8日
38	都市整備部公園緑地つかう課	児ノ口公園	令和6年11月8日
39	都市整備部公園緑地つかう課	枝下町ふれあい広場	令和6年11月11日
40	都市整備部公園緑地つかう課	岩畑公園	令和6年11月8日
41	都市整備部公園緑地つかう課	竹下ちびっこ広場	令和6年11月8日
42	都市整備部公園緑地つかう課	緑ヶ丘西ちびっこ広場	令和6年11月8日
43	都市整備部公園緑地つかう課	秋葉台ちびっこ広場	令和6年11月8日
44	都市整備部公園緑地つかう課	宝来団地ちびっこ広場	令和6年11月8日
45	都市整備部公園緑地つかう課	こまどり公園	令和6年11月8日
46	都市整備部公園緑地つかう課	扶桑町ふれあい広場	令和6年11月11日
47	都市整備部公園緑地つかう課	小渡児童遊園	令和6年11月11日
48	都市整備部公園緑地つかう課	深見才田ちびっこ広場	令和6年11月11日
49	都市整備部公園緑地つかう課	藤岡ニューハイツ中ちびっこ広場	令和6年11月11日
50	都市整備部公園緑地つかう課	かえで公園	令和6年11月11日
基金（土地）			
51	総務部財産管理課	旧いこいの村愛知（土地開発基金）	令和6年10月16日
52	産業部森林課	伊勢神市有林（土地開発基金）	令和6年10月16日

1. 公有財産

1-1 行政財産

(1) 旭支所

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	地域振興部 旭支所
公有財産名	旭支所
代表所在地	小渡町船戸 15-1
地目	宅地 等
現況地積	計 4,846,08 m ²
取得（異動）年月日	昭和46年3月13日
取得金額	－（45,360,936円：固定資産台帳）
管理費（令和5）	－

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 旭支所
公有財産名	旭支所（支所、倉庫）
代表所在地	小渡町船戸 15-1
構造	支所：鉄筋コンクリート造、倉庫：鉄骨造
床面積合計	支所：1,860.27 m ² 、倉庫：38.48 m ²
取得（異動）年月日	支所：昭和45年5月30日、倉庫：平成9年4月1日
取得金額	支所：110,000,000円、倉庫：2,308,800円
管理費（令和5）	維持管理費 8,492千円、修繕費 344千円

図表 5-2 旭支所 外観



(施設等の概要)

元々は、旧旭町役場が現在地に移転した際に、庁舎を建設したものである。その後、2005年に旭町を含む4町2村が豊田市に編入合併されたことに伴い旭町は廃止となり、以降は旭支所として活用され、現在に至る。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(2) 旧田口家住宅

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	旧田口家住宅
代表所在地	足助町本町 8
地目	宅地
現況地積	計 806.88 m ²
取得（異動）年月日	平成 27 年 12 月 8 日
取得金額	－（36,373,112 円：固定資産台帳）
管理費（令和 5）	維持管理費 103 千円

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	旧田口家住宅（主屋、奥座敷ほか）
代表所在地	足助町本町 8
構造	主屋：木造、奥座敷：木造
床面積合計	773.96 m ²
取得（異動）年月日	平成 27 年 12 月 8 日
取得金額	0 円
管理費（令和 5）	維持管理費 572 千円

図表 5-3 旧田口家住宅



(施設等の概要)

足助の町並みの中央に位置し、江戸末期以前の建築とされる主屋を始め、複数の建物が細長い敷地いっぱい建つ足助の屋敷構えの特徴が残る住宅である。田口家は屋号を「萬屋(よろづや)」といい、かつては製茶業や給油所を営みながら様々な商品を取り扱う、足助を代表する商家の1つであり、平成27年に豊田市に寄贈された。

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について(指摘)

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とした台帳(公有財産管理規則第40条)であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

両データより当施設に関する土地及び建物を抽出した結果は以下のとおりであり、土地に差異が識別された。

図表5-4 各台帳における記載内容の比較

資産名	記載内容	公有財産台帳	固定資産台帳	差異
土地	資産数	2筆	2筆	—
	現況地積合計	806.88 m ²	801.50 m ²	△5.38 m ²
建物	資産数	10施設	10施設	—
	床面積合計	773.96 m ²	773.96 m ²	—

※ 土地は財産番号「土地0004811-1501」、所在地「豊田市足助町本町8番」に差異が生じていることが理由である。

各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産については、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているかも不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 建物取得時における耐用年数の設定について(意見)

財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となる固定資産台帳には耐用年数も登録されているが、寄贈により取得した建物について、いずれも耐用年数が22年と長期となっていることを識別した。

対象となる建物は江戸末期以前の建築であることから、当然ながら想定される耐用年数は経過している。例えば、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、中古の償却資産に係る耐用年数は、法定耐用年数の全部を経過した資産の場合、そ

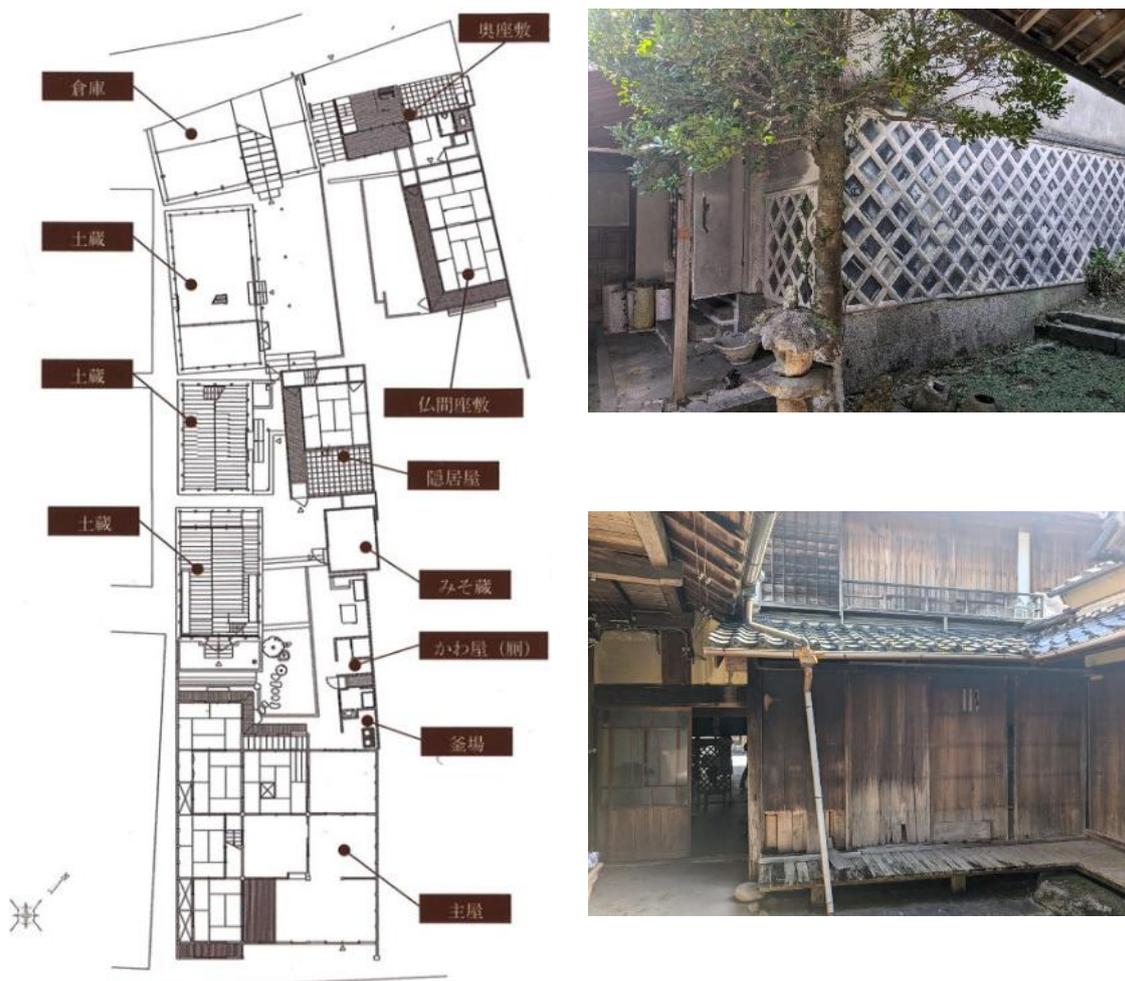
の法定耐用年数の20パーセントに相当する年数とされている。当施設の場合、木造建物のうち店舗もしくは住宅用と考えるならば、法定耐用年数は22年であるため、仮に一般的な方法として算出するのであれば、取得時の耐用年数は4年となる。

固定資産台帳における耐用年数は、減価償却費を算出する上での重要な構成要素であり、公会計における資産価値及び適切なコスト計算において重要であることから、実態に即した登録が望まれる。

ウ. 寄贈資産に対する現状の活用について（意見）

当施設は、平成27年度の取得から8年（令和5年度時点）経過しているが、現在公開されているのは街道沿いにある主屋のみであり、後ろに連なる土蔵3棟等は損傷が激しく、現状を維持することも困難な状況である。また、今後の活用についても検討中であり、具体的な方針は未だたっていない。

図表5-5 敷地全体像（屋敷構え）



既存資産の多くが建築当時のまま残存し、表通りから裏通りまでの約 70mの屋敷構えが維持され、伝統を伝えるものとして非常に貴重な遺構とされている。そのため、寄贈を受けた際に決定した対応方針を踏まえ、文化資産としての保存及び歴史を将来に伝えるための公開等を勘案し、市としての方針を明確にし、早期での取り組みが望まれる。

(3) 豊田市博物館

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	生涯活躍部 博物館準備課 (現 美術・博物部 博物館)
公有財産名	豊田市博物館
代表所在地	豊田市小坂本町5丁目80
地目	学校用地
現況地積	37,407 m ²
異動年月日	令和5年4月1日
取得金額	－ (計 1,810,266 千円：固定資産台帳)

資産種目	建物
所管部課	生涯活躍部 博物館準備課 (現 美術・博物部 博物館)
公有財産名	豊田市博物館
代表所在地	豊田市小坂本町5丁目80
構造	鉄筋コンクリート造一部木造
床面積合計	7,788 m ²
取得年月日	令和5年12月1日
取得金額	－ (計 2,613,723 千円：固定資産台帳)
管理費 (令和5)	81,220 千円

(施設等の概要)

豊田市博物館は、「みんなでつくりつづける博物館」をコンセプトとし、2024年4月に開館した総合博物館である。隣接する豊田市美術館との一体的な敷地利用ができるよう、市の中心市街地に隣接する高台に位置しており、豊田市郷土資料館（令和4年9月閉館）及び近代の産業とくらし発見館（令和5年3月閉館）の機能を引き継ぎ、地域資料館・個別資料館と連携して、市内各地域の歴史・文化・自然の魅力を発信し、後世へ承継するための中核となる施設である。

② 監査の結果及び意見

ア. 収蔵資料の現物確認手続の未整備について（意見）

市は、豊田市郷土資料館において、文献、民俗、工芸品、書跡等に関する資料 31,259 点及びコンテナ約 1 万箱分の埋蔵文化財を保管していた。市内の地域資料館の収蔵資料を含めると、総数は約 67,000 点に及ぶ（平成 31 年 1 月（仮称）豊田市博物館基本計画

より)。市は、収蔵資料について台帳を作成し、現物については、豊田市博物館の収蔵庫が令和6年度から利用開始の予定であったことから、展示のために博物館に移動されたものを除いて、旧豊田市郷土資料館、旧近代の産業とくらしと発見館及び各地域資料館・個別資料館で引き続き保管していた。豊田市博物館に移動された収蔵資料は、その選定に際して現物の所在や状態の確認が行われたが、それ以外の収蔵資料については、令和5年度中に確認が行われておらず、また網羅的・定期的に現物確認を実施するような手続や計画が明示的に定められていなかった。

収蔵点数が多いことに加え、収蔵資料によっては品質保持のため慎重な取扱いを要するものがあること等の事情から、毎年のように収蔵資料全部の現物確認を実施することは困難だとしても、収蔵資料の実在性、網羅性、保管状態等を確認するためには定期的に現物確認が実施されることが望ましく、数年度にわたって計画的かつ継続的に実施するためには明示的に実施の方針や手続を定めることが望ましい。

(4) 足助資料館

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	生涯活躍部 博物館準備課（現 美術・博物部 博物館）
公有財産名	足助資料館
代表所在地	足助町梶平 25- 1
地目	宅地
現況地積	計 1,986.76 m ²
取得年月日	昭和 32 年 2 月 18 日
取得金額	－（計 29,338 千円：固定資産台帳）
管理費（令和 5）	維持管理費 319 千円

資産種目	建物
所管部課	生涯活躍部 博物館準備課（現 美術・博物部 博物館）
公有財産名	足助資料館
代表所在地	足助町梶平 25- 1
構造	展示館：鉄筋コンクリート 倉庫：木造
床面積合計	計 499.17 m ²
取得（異動）年月日	展示館：大正 12 年 3 月 1 日 倉庫：平成 3 年 3 月 31 日
取得金額	計 31,342 千円
管理費（令和 5）	維持管理費 712 千円、修繕費 25 千円、その他 238 千円

図表 5-6 足助資料館外観



(施設等の概要)

大正 12 年に建てられた愛知県蚕業取締所足助支所を利用して、昭和 62 年に開館した。旧足助町内から出土した縄文土器、城跡公園足助城、三河土人形、三河漆をテーマに展示

を行っていたが、令和6年3月31日をもって閉館した。資料館の閉館後は展示されていた資料の保存用倉庫とし利用されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 物品に貼付された標識について（指摘）

物品管理規則第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要があるものについては、この限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。

足助資料館にある物品について、物品出納簿と現品を照合したところ物品出納簿に記載されている物品はその存在を確認することができたが、旧管理番号の標識が貼付されたままで、現在の管理番号が記載された標識が貼付されていない物品が散見された。

物品出納簿に計上されている物品の所在を特定するためにも、現在の管理番号を記載した標識を貼付すべきである。

イ. 物品出納簿に計上されていない物品の管理方法について（指摘）

物品出納簿に記載されている以外の物品（大型金庫や資料の展示ケース等）が散見された。これらについて、担当者の説明では、設置した展示ケースは、過去に足助公民館から足助資料館に用途変更した時の改修工事の一環として工事費の中に含まれ、物品としての登録がされなかったもの及び平成17年に足助町が豊田市に編入された時点で、使用されていなかった物品について処分予定であったため、物品登録しなかったとの説明を受けた。

足助資料館は令和6年3月31日をもって閉鎖されているため、物品の今後の使用状況を勘案したうえで、必要なものは物品出納簿に計上する等の方法で管理すべきであり、不要なものは廃棄すべきである。

ウ. 足助資料館の庭に放置されていた資料としての昔の消防ポンプについて（指摘）

足助資料館の庭に、雨ざらしで錆びた昔の消防ポンプが放置されていたので担当者に確認したところ、当該消防ポンプは「資料」扱いであるが、平成17年に、足助町が豊田市に編入された以前からあるとのことであった。同じもので状態のいい物が他にあり倉庫に保管されているため、当該ポンプは廃棄予定とのことであったが、20年近く放置されていたことになる。

資料として不要と判断したのであれば、見た目もよくないので、庭に放置しておくのではなく廃棄すべきである。

図表 5-7 物品出納簿に計上されていない物品の一部



図表 5-8 庭に放置され錆びついていた資料扱いの昔の消防ポンプ



(5) 郷土資料館

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	郷土資料館
代表所在地	陣中町1丁目21-2
地目	宅地
現況地積	計 2,932.93 m ²
取得年月日	昭和46年6月22日
取得金額	— (計 216,533 千円：固定資産台帳)
管理費 (令和5)	—

資産種目	建物
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	郷土資料館
代表所在地	陣中町1丁目21-2
構造	本館：鉄筋コンクリート造 (RC) 倉庫：鉄骨造 (S) 他
床面積合計	計 1,643.51 m ²
取得 (異動) 年月日	展示館：平成4年3月1日 倉庫：平成8年1月31日他
取得金額	計 309,550 千円
管理費 (令和5)	維持管理費 3,092 千円、廃棄物処理費 495 千円

図表 5-9 郷土資料館外観



(施設等の概要)

豊田市に関する考古・歴史・民俗資料などを保存・展示した郷土資料館で、豊田大塚古墳の発掘を機に昭和42年1月16日に開館した。

令和4年9月30日に閉館し、令和6年4月に開館した豊田市博物館に機能を引き継いでいる。

② 監査の結果及び意見

ア. 施設の利活用について（意見）

旧郷土資料館は令和4年9月に閉館して以来2年以上経過しているが、旧郷土資料館はその一部を生涯活躍部文化財課（現美術・博物部 文化財課）が事務所として利用している他、令和6年度までは同年4月に開館した豊田市博物館の展示資料の保管庫としてのみ利用されている。当該地は、豊田市の中心部に近いという立地環境から、更なる有効活用が見込めるものと思われる。

なお、現在、豊田市は旧郷土資料館の利活用について、民間事業者等とのサウンディング（対話）を行うことにより、旧郷土資料館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）の把握に務めているが、早急に利活用の方向性を決定することが望まれる。

イ. 物品出納簿と現品の整合について（指摘）

物品管理規則第10条第1項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第27条第1項によれば、「物品管理者は、毎年1回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。

旧郷土資料館にある物品について、物品出納簿と現品を照合したところ、物品出納簿に記載されていた「レーザートランシット」は令和5年6月に既に廃棄されていたことが判明したため、令和6年10月付けで備品抹消手続が取られた。

物品出納簿に計上されている物品以外に、備品番号08-00311～08-00313の移動書架について、物品出納簿には3点しか計上されていなかったが、同様の移動書架で物品出納簿に計上されていない移動書架がそのほかに10点存在した。

また、物品出納簿には計上されていない資料の展示ケースと思われる物品があった。担当者によると、これらは物品単独で購入されたものではなく、他の建物の工事等に合わせて取得され、取得価額は他の工事費に含まれているのではないかと推定されるとのことであった。

これらの物品についても今後使用する予定があるのであれば物品出納簿に計上する等、適切に管理していくことが必要である。

物品の管理において、物品出納簿と現品は実態に合わせて適正に管理し、それらは整

合させておくべきである。

ウ. 物品と資料の管理区分について（指摘）

物品出納簿に計上されていた「和英語林集成」（書籍）は本来物品ではなく展示品である「資料」に分類されるべきということが判明した。さらに、郷土資料館で物品出納簿に計上されていた「日本塩業体系」は文化財課の物品ではなく博物館の物品であることが判明したため、令和6年10月付けで文化財課から博物館へ物品の管理換え手続きが取られた。

物品と資料はその重要性において大きな差があると考えられる。物品の管理部署も含め、物品や資料の管理は適正に実施されるべきである。

エ. 物品検査の方法について（指摘）

物品管理規則に従って、令和6年3月29日に文化財課で実施された物品検査の書類を閲覧したところ、上記の廃棄済みの「レーザートランシット」の欄にはチェックがつけられ、本来「資料」である「和英語林集成」や博物館の物品である「日本塩業体系」について何のコメントもされていなかった。この状況から判断すると、3月に実施された物品検査は適正に実施されたのか疑問が残る。

年に1度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかどうかについても十分留意して実施されるべきである。

図表5-10 物品出納簿に計上されていなかった物品



(6) 旧図書館文化財倉庫

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	旧図書館文化財倉庫
代表所在地	陣中町1丁目19-1
地目	宅地
現況地積	3,815.59 m ²
取得年月日	昭和46年6月22日
取得金額	— (300,336千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	維持管理費715千円

資産種目	建物
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	旧図書館文化財倉庫
代表所在地	陣中町1丁目19-1
構造	鉄筋コンクリート造(RC)
床面積合計	計1,557.73 m ²
取得(異動)年月日	昭和45年3月5日 他
取得金額	— (計274,391千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	維持管理費512千円

図表5-11 旧図書館文化財倉庫外観



(施設等の概要)

昭和 45 年に郷土資料館の北側に豊田市立図書館が開館したが、平成 10 年に豊田中央図書館が開館したため、それ以降豊田市立図書館の建物は郷土資料館の文化財倉庫として使用されている。

なお、旧図書館の 2 階は文化振興課の管轄となっており、公益財団法人豊田市文化振興財団に賃貸している。同財団は市民レベルでの音楽文化の振興を図り、音楽団体を育成するための音楽練習場として利用している。

② 監査の結果及び意見

ア. 物品に貼付された標識について (指摘)

物品管理規則第 10 条第 1 項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。

また、物品管理規則第 27 条第 1 項によれば、「物品管理者は、毎年 1 回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。

旧図書館文化財倉庫の物品について物品出納簿と現品の照合をしたところ、備品番号 00-25675 と 00-25676 の展示ケースについて、標識の備品番号が旧備品番号で記載された標識が貼付されており、現在の備品番号を記載した標識の貼付がなかった。現在の備品番号を付した標識を貼付する必要がある。

イ. 物品検査の方法について (指摘)

年に 1 度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品に貼付される標識が正しく貼付されていることを確認し、正しく貼付されていない場合はその時点で正しい標識を貼付する必要がある。

(7) 豊田市近代の産業とくらし発見館

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	豊田市近代の産業とくらし発見館
代表所在地	喜多町4丁目45
地目	宅地
現況地積	2,225.05 m ²
取得年月日	昭和29年9月21日
取得金額	— (153,857千円：固定資産台帳)
管理費 (令和5)	維持管理費 240千円

資産種目	建物
所管部課	生涯活躍部 文化財課 (現 美術・博物部 文化財課)
公有財産名	豊田市近代の産業とくらし発見館
代表所在地	喜多町4丁目45
構造	鉄筋コンクリート造 (RC)
床面積合計	計 669.93 m ²
取得 (異動) 年月日	大正9年10月1日 他
取得金額	47,536千円
管理費 (令和5)	—

図表 5-12 豊田市近代の産業とくらし発見館外観



(施設等の概要)

平成17年11月に歴史博物館 (展示・体験施設) として開館した。建物は、大正時代に

愛知県蚕業取締所第九支所として竣工し、昭和 28 年からは挙母市立図書館、昭和 45 年からは豊田加茂医師会准看護婦学校等として使用された。平成 12 年 10 月 18 日には建物と正門が旧愛知県蚕業取締所第九支所の名称で国の登録有形文化財となっている。

令和 5 年 3 月に閉館し、令和 6 年 4 月に開館した豊田市博物館に機能を引き継いでいる。

② 監査の結果及び意見

ア. 施設の利活用について（意見）

豊田市近代の産業とくらし発見館（以下「くらし発見館」という。）は令和 5 年 3 月に閉館して以来 1 年半が経過し、令和 6 年度までは同年 4 月に開館した豊田市博物館の展示資料の保管庫として利用されている。

当該地は、豊田市駅周辺の立地環境であることから、国の登録有形文化財でもある建築物の歴史的価値を生かしながら、駅周辺の魅力向上、賑わい創出に資するような、更なる有効活用が見込められると思われる。

現在、豊田市はくらし発見館の利活用について、民間事業者等とのサウンディング（対話）を行うことにより、くらし発見館の利活用の可能性（物件としての価値や需要）の把握に務めているが、早急に利活用することが望まれる。

イ. 物品出納簿と現品の整合について（指摘）

物品管理規則第 10 条 1 項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第 27 条第 1 項によれば、「物品管理者は、毎年 1 回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。

くらし発見館にある物品について、物品出納簿と現品を照合したところ、物品出納簿に記載されていた「電子複写機」は過年度に既に廃棄（廃棄年月は不明）されていたことが判明したため、令和 6 年 10 月付けで備品抹消手続が取られた。

また、物品出納簿に計上されている物品以外に、物品出納簿には計上されていない資料の展示ケースと思われる物品があった。担当者によると、これらは物品単独で購入されたものではなく、他の建物の工事等に合わせて取得され、取得価額は他の工事費に含まれているのではないかと推定されるとのことであった。これらの物品についても今後使用する予定があるのであれば物品出納簿に計上する等、適切に管理していくことが必要である。

物品の管理において、物品出納簿と現品は実態に合わせて適正に管理し、それらは整合させておくべきである。

ウ. 物品と資料の管理区分について（指摘）

くらし発見館で物品出納簿に計上されていた「手回しガラ紡機」は文化財課の物品ではなく博物館の物品であることが判明したため令和6年10月付けで文化財課から博物館へ物品の管理換え手続きが取られた。

物品の管理は本来の管理部署で適正に実施されることが必要である。

エ. 物品検査の方法について（指摘）

物品管理規則に従って、令和6年3月29日に文化財課で実施された物品検査の書類を閲覧したところ、上記の過年度に廃棄されていた「電子複写機」の欄にはチェックがつけられ、本来博物館の物品である「手回しガラ紡機」について何のコメントもされていなかった。この状況から判断すると、3月に実施された物品チェックは適正に実施されたのか疑問が残る。

年に1度実施することになっている物品の検査については、物品出納簿に計上されている物品の有無だけでなく、物品の計上区分が正しいかどうかについても十分留意して実施されるべきである。

図表 5-13 物品出納簿に計上されていなかった物品



(8) 豊田市自然観察の森

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	環境部 環境政策課
公有財産名	豊田市自然観察の森
代表所在地	東山町4丁目1206-1
地目	山林等
現況地積	計 260,550.92 m ²
取得(異動)年月日	平成元年3月24日等
取得金額	－(計 178,495,536 円(保全区域除く): 固定資産台帳)
管理費(令和5)	法面緊急修繕 3,657,500 円、危険木等伐採作業 788,700 円、支障木伐採等作業 726,000 円、管理区域危険木点検 693,000 円 等

資産種目	建物
所管部課	環境部 環境政策課
公有財産名	豊田市自然観察の森(ネイチャーセンター、標本資料館 等)
代表所在地	東山町4丁目1206-1
構造	鉄骨造
床面積合計	ネイチャーセンター: 1,322.45 m ² 、標本資料館: 439.2 m ²
取得(異動)年月日	ネイチャーセンター: 平成22年1月15日 標本資料館: 平成元年3月31日
取得金額	ネイチャーセンター: 595,550,000 円 標本資料館: 71,500,000 円
管理費(令和5)	ネイチャーセンター: 施設修繕工事(屋上防水、外壁・サッシ廻りシーリング打替え、鉄部塗装塗替え等) 168,630,000 円、自動扉鍵修繕 125,070 円 等 標本資料館: 手摺修繕 3,575,000 円 等

図表 5-14 豊田市自然観察の森 外観



(施設等の概要)

豊田市自然観察の森は、身近な自然と触れ合うことで、生き物どうしのつながり「生物多様性」を学ぶ環境学習施設である。区域内にはラムサール条約登録湿地の矢並湿地を含むなど、森林だけでなく、谷戸やため池、湿地など多くの生きものを育む多様な環境によって構成されている。

中心施設であるネイチャーセンターの他、自然散策道や休憩舎、探鳥用ブラインド等の施設が整えられており、ネイチャーセンターでは自然に関する展示や自然観察のアドバイスや観察コースの案内などを行っている。

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳と固定資産台帳の計上内容の相違について（指摘）

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第 40 条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

両データより当施設に関する土地及び建物を抽出した結果は以下のとおりであり、両者に差異が識別された。

図表 5-15 各台帳における記載内容の比較

資産名	記載内容	公有財産台帳	固定資産台帳	差異
土地	資産数	176 筆	179 筆	3 筆
	現況地積合計	260,550.92 m ²	314,401.02 m ²	53,850.10 m ²
建物	資産数	9 棟	10 棟	1 棟
	床面積合計	1,991.78 m ²	1,998.13 m ²	6.35 m ²

※ 建物については、財産番号「建物 0243201」、資産名「トンボの湿地便所」が、公有財産台帳に計上がないことが理由である。

各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 物品出納簿と現物の相違について（指摘）

施設往査において物品に対する現物調査を実施したところ、物品出納簿と現物との間に下表の差異が識別された。

図表 5-16 物品出納簿と現物との相違

発見事項	物品出納簿		現物
	備品番号	備品名	
標識の記載誤り	09-01001	デジタルカメラ ビデオ	貼付された標識は旧式であり、現行標識での貼付なし。
	09-01139	ズームレンズ	標識[09-1142]と相違
物品出納簿登録なし	(記載なし)	(記載なし)	[00-4175]エアコン [標本資料館]会議資料室 ※現在、故障中
	(記載なし)	(記載なし)	[標識貼付なし]大型テレビ [ネイチャーセンター]2階工作室 ※別室からの移設資産だが、建設当初から物品としての個別計上がなかった。

物品出納簿の作成には実在性及び網羅性が求められ、それらが充足されることで有効な物品管理や会計への反映が正確なものとなる。そのため、物品管理規則では、同第 27 条に物品の検査、同第 29 条に備品等の現在高報告について規定され、物品出納簿の精度維持及び向上への取り組みが行われている。

実際に、令和 5 年度において物品の検査は実施され、現在高報告書も作成されていた

が、検査結果の一部が実態と不整合があったものである。そのため、検査の実施状況を再確認するとともに、精度を維持すべく、必要に応じて複数人で実施する等の改善が望まれる。

(9) 渡刈クリーンセンター

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	環境部 清掃施設課
公有財産名	渡刈クリーンセンター
代表所在地	渡刈町大明神 39-3
地目	田、宅地ほか
現況地積	計 19,037.47 m ²
取得（異動）年月日	平成12年3月22日
取得金額	－（計 499,526,692 円：固定資産台帳）
管理費（令和5）	維持管理費 9,682 千円

資産種目	建物
所管部課	環境部 清掃施設課
公有財産名	渡刈クリーンセンター（工場棟、管理棟ほか）
代表所在地	渡刈町大明神 39-3
構造	工場棟：鉄筋コンクリート造、管理棟：鉄筋コンクリート造
床面積合計	計 22,411.16 m ²
取得（異動）年月日	工場棟：平成19年3月30日、管理棟：平成19年3月30日
取得金額	工場棟：3,441,542,000 円、管理棟：176,346,000 円
管理費（令和5）	維持管理費 13,929 千円、修繕費 3,421 千円、その他 1,818,079 千円（運転管理委託費含む）

図表 5-17 渡刈町クリーンセンター 外観



(施設等の概要)

当施設は、プラスチック製容器包装資源化施設、リユース工房、リユーススポット、環境学習施設（eco-T）、清掃事業所で構成されており、一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を焼却処分する施設（清掃工場）である。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(10) 障害者福祉会館

① 公有財産の概要

資産種目	建物
所管部課	福祉部 障がい福祉課
公有財産名	障害者福祉会館
代表所在地	西山町5丁目2-6
構造	本館：鉄筋コンクリート造（RC） 車庫：鉄骨造（S）他
床面積合計	計 2,396.5 m ²
取得（異動）年月日	昭和62年3月20日 他
取得金額	計 541,740 千円
管理費（令和5）	修繕費 2,000 千円、その他 91 千円

図表 5-18 障害者福祉会館外観



(施設等の概要)

障害者福祉会館は、心身に障がいのある市民の、個々の障がいに応じた作業・訓練及び関係団体の活動の拠点として、また相談・指導業務の窓口として開設しており、「障がい者総合福祉会館サン・アビリティーズ豊田」と同じ敷地内にある。

障害者福祉会館の建物について、豊田市は「社会福祉法人豊田市社会福祉協議会」（以下「社会福祉協議会」という。）を指定管理者として、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間、豊田市障害者総合福祉会館の管理運営等に関する協定を締結している。豊田市は令和5年度の指定管理料として50,378千円を社会福祉協議会に支払い、施設の賃貸料として建物1,363千円、駐車場41千円を受け取っている。

② 監査の結果及び意見

ア. 物品収納簿に計上されていない物品の管理方法について（指摘）

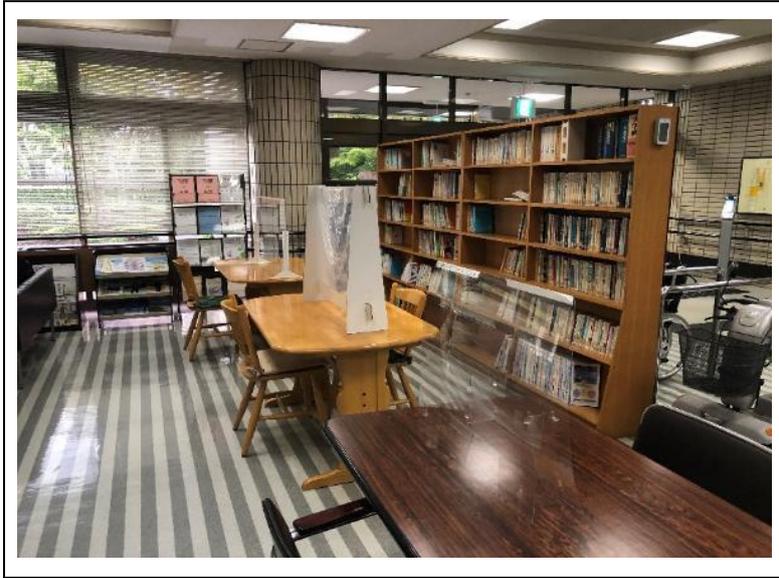
物品管理規則第 10 条第 1 項によると、「物品取扱員は、備品に標識を付さなければならない。ただし、標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものについてはこの限りではない。」と規定されている。また、物品管理規則第 27 条第 1 項によれば、「物品管理者は、毎年 1 回、使用中の物品及び物品出納簿について検査をしなければならない。ただし、消耗品については、検査を省略することができる。」と規定されている。

障害者福祉会館の物品について、物品出納簿に計上されている物品を現物と照合した結果、物品出納簿に計上されていた物品は現物と一致した。しかし、物品出納簿に計上されていない物品が散見されたことから、それらの物品について過去の物品検査資料により調査したところ、冷蔵庫、訓練用ベッド、歩行訓練用内外販足矯正器、姿勢矯正用鏡の 4 点について、過去に指定管理者から提出された物品出納簿に「廃棄」と記載されていたことから、障がい福祉課の担当者が物品出納簿から除却処理を実施したものであることが判明した。このうち冷蔵庫については「故障」の張り紙があり、現在使用できないものであった。これらの物品出納簿に計上されていない物品については、今後も廃棄せずに使用するのであれば物品出納帳に再計上すべきであり、使用しないものであれば実際に廃棄すべきである。

また、これら以外に、物品出納簿に計上されていない、ロビーにある書架、机、ソファ等初期の備品については、建物の建設時に工事費と一緒に支払いが行われたため、物品登録がなされなかったものと推定されるとのことであった。

障害者福祉会館の物品検査は指定管理者により実施されているが、物品出納簿に計上されていない物品について、本来物品出納簿に計上されるべき物品については、実際の物品の使用状況を勘案して必要なものは物品出納簿に計上し、物品管理を適正に実施すべきである。

図表 5-19 建物の建設時に物品登録がなされなかったものと推定される物品



(11) 公設地方卸売市場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	産業部 農政企画課
公有財産名	公設地方卸売市場
代表所在地	高崎町兼近 70
地目	宅地
現況地積	計 89,775.74 m ²
取得年月日	昭和 56 年 6 月 26 日
取得金額	— (1,757,740 千円：固定資産台帳)
管理費（令和 5）	建物の管理費に含む。

資産種目	建物
所管部課	産業部 農政企画課
公有財産名	公設地方卸売市場
代表所在地	高崎町兼近 70
構造	青果棟：鉄骨造（S） 水産店舗棟：鉄筋コンクリート造（RC） 他
床面積合計	計 15,593.81 m ²
取得年月日	昭和 56 年 12 月 25 日 他
取得金額	計 519,397 千円
管理費（令和 5）	維持管理費 268 千円、修繕費 2,739 千円

図表 5-20 公設地方卸売市場外観



(施設等の概要)

昭和 57 年 4 月 1 日に開設した公設の地方卸売市場で、卸売業者は青果（2 社）と水産（1 社）、仲卸業者は青果（4 社）、水産（1 社）があり、豊田市はもとより、みよし市など西三河における生鮮食料品供給の基礎インフラとしての役割を担っている。

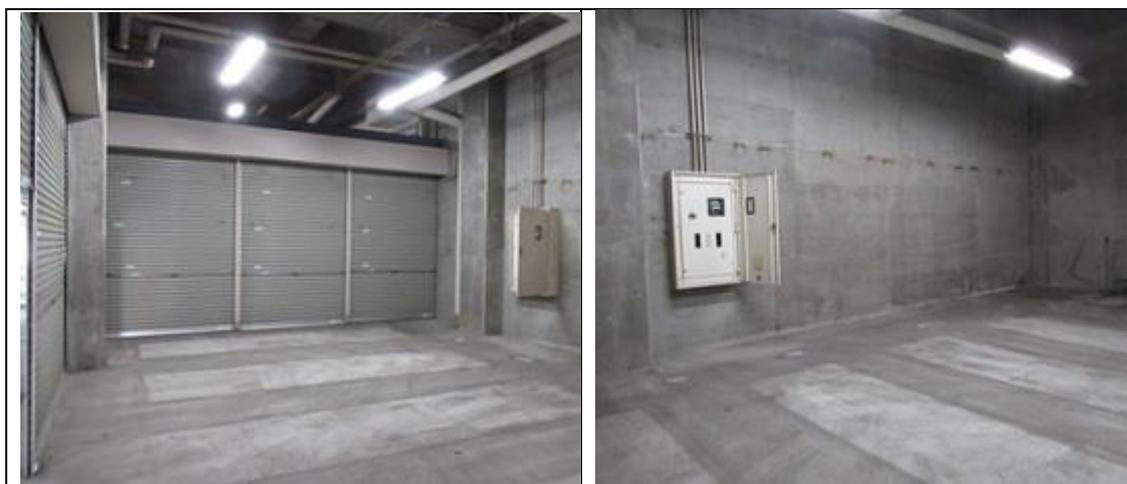
② 監査の結果及び意見

ア. 店舗の空きスペースの利用について（意見）

近年、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルや食の志向の多様化などによる消費動向の変化、産地における担い手の減少や高齢化、農産物直売所や通信販売（ネット販売）等の台頭による生産及び流通構造の変化により、公設地方卸売市場の取扱量は全国の卸売市場の傾向と同様に全体として減少傾向で、売買参加者や買出人の登録者数についても減少傾向にある。これらの状況から、卸売市場内の店舗スペースには空きがあり、令和 6 年 9 月 30 日現在、青果棟 1 階（青果仲卸店舗）が 8 区画中 1 区画、水産棟 1 階（水産仲卸及び関連店舗）が 30 区画中 13 区画、水産棟 2 階（関連店舗）が 5 区画中 5 区画空き店舗となっており、店舗スペースの内かなりの部分が空いている。これらの空き店舗のスペースは合計で 1,004 m²あり、仮にすべての店舗が埋まれば、店舗の月額使用料は 1,167 千円増加することになる。

これらの空きスペースについては、豊田市のホームページだけではなく、市場協会と協力して協会のホームページでも案内している。また、豊田商工会議所の会報誌に店舗募集を掲載したり、市場に出入りする事業者等への働きかけも行ったりしており、他の募集方法も模索する等、募集の努力はされているが、少しでも早く空きスペースを埋めることが望まれる。

図表 5-21 空き店舗の状況



(12) 東部給食センター

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	教育部 保健給食課
公有財産名	東部給食センター
代表所在地	東山町6丁目1089
地目	宅地
現況地積	計 21,150.09 m ²
取得(異動)年月日	昭和51年2月12日
取得金額	－(計 658,169千円：固定資産台帳)

資産種目	建物
所管部課	教育部 保健給食課
公有財産名	東部給食センター
代表所在地	東山町6丁目1089
構造	鉄骨造(S)
床面積合計	計 6,411.81 m ²
取得(異動)年月日	平成23年1月31日
取得金額	－(計 2,480,409千円：固定資産台帳)

図表5-22 東部給食センター 外観



(施設等の概要)

東部給食センターは、学校の理念を踏まえ、より豊かで安全な学校給食の実現を目指して、民間企業が設計・施工から維持管理・運営までを一括して実施するPFI(※)方式を採用して平成23年4月に供用開始されている。

現在は市内小学校24校、中学校8校、幼稚園4園、こども園14園に約1万2千食/日を提供するとともに、アレルギー対応食90食/日を提供している。なお、アレルギー対応食のみ、中部給食センター管内の小・中学校6校へも提供している。

※PFI(Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳と固定資産台帳の相違について(指摘)

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳(公有財産管理規則第40条)であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

両データより当施設に関する土地を抽出した結果は以下のとおりであり、両者に差異が識別された。

図表5-23 公有財産台帳と固定資産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

	所在地	公有財産台帳	固定資産台帳	差異
A	東山町6丁目1089-4	記載なし	377.22	△377.22
B	東山町6丁目1503-9	記載なし	18.61	△18.61
C	東山町6丁目1089-3	46.10	記載なし	46.10
D	東山町6丁目1467-2	7.27	記載なし	7.27
E	東山町6丁目1468-2	45.39	記載なし	45.39
F	東山町6丁目1469-2	8.70	記載なし	8.70
G	その他20筆	21,042.63	21,042.63	—
	計	21,150.09	21,438.46	△288.37

公有財産台帳は合計21,150.09㎡、固定資産台帳は合計21,438.46㎡と288.37㎡の差異が生じている。内訳としては合計26筆のうち20筆は一致しているものの、その他の6筆については、公有財産台帳と固定資産台帳のどちらかに所在地の記載がないことを原因として差異が生じている。

当該原因を調査したところ、東山町6丁目 1089-4、1503-9の土地は、保健給食課から土木課へ所管換え、その後同一年度に土木管理課へ所管換えとなったものが、財政課にて固定資産台帳へ適切に反映されていなかったことが原因であった。

また、東山町6丁目 1089-3、1467-2、1468-2、1469-2の土地は、固定資産台帳上は土木管理課の用悪水路用地として計上されていることがわかった。これは、保健給食課から土木管理課への所管換え手続が途中まで行われていたものの、公有財産台帳への反映まで完了していなかったこと、及び、公有財産台帳への反映が完了しないまま、財政課にて土木管理課の所管する土地として固定資産台帳に記載されていたことが原因であった。

各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報も現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 備品出納簿への現物保管場所の反映について（意見）

物品管理規則 第 29 条によると「物品管理者は、毎会計年度末現在における備品及び重要な物品の保管状況を調査し、その現在高報告書を作成し、翌年度の5月15日までに契約課長に提出しなければならない。」と規定されている。

2階倉庫に保管されている備品について備品出納簿と現物を確認したところ、保管場所が2階倉庫になっていないものが電動缶切機をはじめ下記の4点発見された。

図表 5-24 備品番号及び備品名

備品番号	備品名
R10-02029	電動缶切機 (B-13)
R10-02028	電動缶切機 (B-13)
R10-02125	移動受台 (移動式フードスライサー用) (D-8')
R10-02126	移動受台 (移動式フードスライサー用) (D-8')

電動缶切機は、仕入食材の変更により当面の利用予定がなくなったため移動させ、また移動受台は予備品として1F調理スペースの通路に仮置きしていたものを2階倉庫へ移動したものであるとのことであった。

備品の棚卸は、毎年夏休み期間中に行われており、棚卸時に実際の保管場所へ変更されているとのことであるが、今回のように棚卸以後に移動した備品は、翌年の棚卸まで保管場所が異なった状態となってしまう。

備品管理はシステムにより行われており、現在高報告書と備品出納簿は同じシステムから条件設定を変えることで作成される。

期末に作成される現在高報告書には、数量は記載されるが保管場所は記載されてこな

いこともあり、物品管理規則上、保管場所の移動に関する取扱いの定めはない。

期末の備品保管状況を適切に把握する上で、備品出納簿に記載の備品は、実際の保管場所と一致していることが望まれるが、物品管理規則に保管場所の移動に関する定めがないことから、今回のように棚卸後に保管場所を移動した場合の取扱いが不明瞭な状況となってしまう。

このため、備品を移動した際に、適時に備品出納簿へも反映できる体制を構築できるよう、物品管理規則に記載のない事項については、所管課である契約課において、物品に関する取扱いガイドを作成することが望まれる。

1-2 普通財産

(1) 旧築羽小学校

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	地域振興部 旭支所
公有財産名	旧築羽小学校
代表所在地	旭八幡町堂山 423-3
地目	学校用地、宅地
現況地積	計 12,782 m ²
取得（異動）年月日	平成 29 年 9 月 30 日
取得金額	－（計 28,729,850 円：固定資産台帳）

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 旭支所
公有財産名	旧築羽小学校（校舎、体育館ほか）
代表所在地	旭八幡町堂山 423-3
構造	校舎：鉄筋コンクリート造、体育館：鉄筋コンクリート造
床面積合計	校舎：1,353.48 m ² 、体育館：337.5 m ²
取得（異動）年月日	校舎：昭和 45 年 9 月 30 日、体育館：昭和 44 年 3 月 15 日
取得金額	校舎：57,451,000 円、体育館：12,500,000 円

図表 5-25 旧築羽小学校 外観



(施設等の概要)

平成 24 年 3 月に旧旭町立の築羽小学校が廃校となり、その跡地の再活用として、地域を担う人材創造拠点「つくラッセル」が開設されている。文科省の「廃校活用プロジェクト」の対象物件であり、運営は民間企業や大学、一般社団法人、自治区の協議会である「つくラッセル推進コンソーシアム」が担っている。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(2) 日東醸造貸付地 (旧大多賀小学校)

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	日東醸造貸付地 (旧大多賀小学校)
代表所在地	大多賀町三浦 12-2
地目	宅地
現況地積	計 1,500.81 m ²
取得 (異動) 年月日	昭和 50 年 12 月 17 日
取得金額	－ (計 799,308 円 : 固定資産台帳)

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	日東醸造貸付地 (旧大多賀小学校)
代表所在地	大多賀町三浦 12-2
構造	木造
床面積合計	402.44 m ²
取得 (異動) 年月日	昭和 31 年 11 月 27 日
取得金額	38,231,800 円

図表 5-26 日東醸造貸付地 (旧大多賀小学校) 外観



(施設等の概要)

昭和 62 年 3 月に旧足助町立の大多賀小学校が廃校となり、平成 11 年から跡地を醸造会社に貸し付け、校舎を白醤油の醸造蔵として活用している。

② 監査の結果及び意見

ア. 建物の管理責任について (意見)

旧校舎の利用について、契約上、当施設の維持管理、改良その他の行為をするための経費はすべて借主負担(「普通財産(土地・建物)賃貸借契約書」第9条)と明記されていることから、建物に関する適切な維持管理が行われているものと推測される。

ただし、建物に係る市の貸付対象は1階部分のみ(同第1条)であり、2階は対象外となっていることから、当該範囲の管理責任は市に帰属するものと考えられる。しかし、市は賃貸借契約を締結以降、施設への定期的な立ち入りを実施していないため、現状において2階がどのような状況となっているのか把握できていないとの回答を得た。

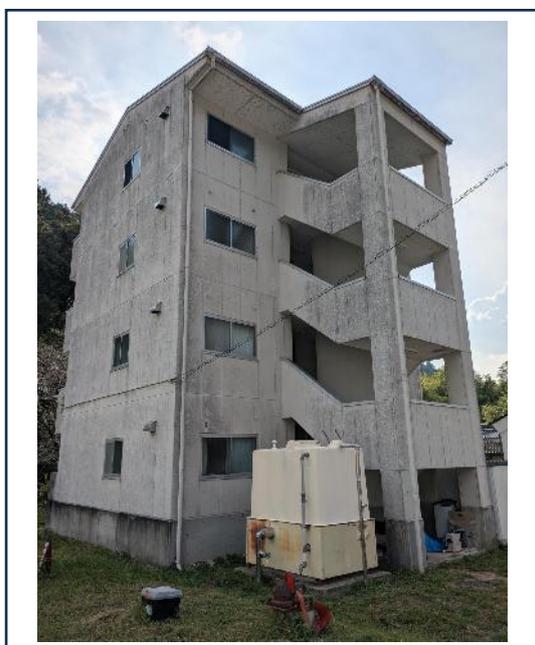
当賃貸借契約では、契約終了時において借主による更地により返還(同第13条)とされているが、賃貸借契約期間中の現在において2階に関する管理責任は市であることを鑑みれば、定期的な校舎に関する現況把握の実施及び校舎2階部分の維持管理について、貸付先との早期協議が望まれる。

(3) 旧教職員足助住宅

① 公有財産の概要

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	旧教職員足助住宅
代表所在地	足助町井本 1-4
構造	鉄骨造
床面積合計	309 m ²
取得（異動）年月日	平成 3 年 3 月 28 日
取得金額	88,580,000 円

図表 5-27 旧教職員足助住宅 外観



(施設等の概要)

教職員住宅は、民間賃貸住宅の不足や道路網の整備状況により通勤圏が限られていたことから、転任の多い教職員に対して、安定的かつ良好な居住先を確保することを目的に整備されたものであるが、時代のニーズの変化や施設の老朽化等の理由から、廃止に至ったものである。

現在は、従来と同様に土地を地主から借り受け、建物を豊田森林組合に貸し付けている。同組合の職員、作業員及び I ターン雇用者の人材確保を目的として、職員等の専用住宅として利用することを目的としている。

② 監査の結果及び意見

ア. 賃貸料を上回る維持管理費の発生について（意見）

令和5年度における収入は、豊田森林組合に対する土地建物賃貸料の487千円に対して、支出は土地賃借料66千円その他、維持管理費75千円、修繕費938千円等となっており、現状では支出が収入を上回る状況となっている。

図表5-28 施設に係る収入及び支出 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	487	487	487
支出	286	527	1,088
（内訳）土地賃借料	66	66	66
維持管理費	172	75	75
修繕費	41	379	938
建物共済	6	6	7
差引	200	△40	△600

これは、建物の老朽化により雨漏りや漏水などの修繕費用が多額に発生していることが主な要因である。

そのため、建物に係る管理者責任を充足するための維持管理により不採算となる現状を踏まえると、見合うだけの賃貸料の値上げや建物の維持管理を借主負担とした契約内容の見直しの検討、もしくは契約自体の継続の可否を検討することが望まれる。

(4) 御内製作工房施設

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	御内製作工房施設
代表所在地	御内町滝沢 1-31
地目	学校用地、山林
現況地積	計 2,753 m ²
取得(異動)年月日	明治33年4月1日
取得金額	- (8,882,995 円：固定資産台帳)

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 足助支所
公有財産名	御内製作工房施設(御内製作工房、多目的施設ほか)
代表所在地	御内町滝沢 1-31
構造	御内製作工房：木造、多目的施設：木造
床面積合計	計 685.67 m ²
取得(異動)年月日	御内製作工房：昭和6年7月21日 多目的施設：平成16年3月20日
取得金額	御内製作工房：25,080,300 円、多目的施設：12,246,150 円

図表 5-29 御内製作工房施設 外観



(施設等の概要)

昭和 62 年 3 月に旧足助町立の御内小学校が廃校となり、その後は地元自治区を指定管理者として工芸家による工房として利用等が行われ、平成 29 年 6 月には芸術施設「足助アートエリア鼎」を開館し芸術品等を展示していたが、令和 5 年 6 月に閉館している。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(5) 旧小原保健センター

① 公有財産の概要

資産種目	建物
所管部課	地域振興部 小原支所
公有財産名	旧小原保健センター（旧保健センター）
代表所在地	永太郎町落 681-1
構造	鉄筋コンクリート造
床面積合計	525.25 m ²
取得（異動）年月日	平成2年3月31日
取得金額	155,099,000 円

(施設等の概要)

元々は小原交流館内に小原保健センターとして登録されていたが閉鎖され、現在は豊田市歌舞伎伝承館として開設されている。同施設は、豊田市内に伝わる歌舞伎文化と小原の歴史を紹介するもので、農村歌舞伎の衣装や小道具、小原に伝わる歴史資料が展示されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳における同一資産の二重計上について（指摘）

現地調査の選定にあたり、公有財産台帳より旧小原保健センター（施設番号：4774、所管部署：地域振興部 小原支所）を抽出したところ、現時点において同施設名での活用はなく、豊田市歌舞伎伝承館（施設番号：6056、所管部署：生涯活躍部 博物館準備課）として活用されているが、公有財産台帳上は同一施設が二重に計上されていることが判明した。

当該施設自体は小原交流館（施設番号：3293、所管部署：地域振興部 小原支所）内部にあり、過去において所管部署が異なっていたため別登録されていたものであったが、豊田市歌舞伎伝承館の開館の際に、引受部署で計上したにも関わらず、引渡部署では資産データが削除されていなかったことが原因である。

このような公有財産に係る所管換えが行われる場合には、「公有財産所属換伺書（公有財産管理規則第 15 条、様式第 2 号）」が作成され、当該施設の引受課及び引渡課により引き継いだ旨の確認が行われる。ただし、今回の事案では、引受課により公有財産台帳への登録がされたにもかかわらず、引渡課においてその登録が削除されていなかったことは、現状、規定されている手続の運用では、公有財産台帳への反映漏れが防止できていない可能性も否定できない。そのため、所管換えも含めた公有財産管理に関する手続について、公有財産台帳への網羅的な反映が確保されるよう、事務処理手順及びその運用の再検証が望まれる。

(6) 旧畜産センター

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	産業部 農政企画課
公有財産名	旧畜産センター
代表所在地	勘八町勘八 27-43
地目	山林
現況地積	計 208,722.95 m ²
取得年月日	昭和 57 年 8 月 11 日※
取得金額	— (計 13,775 千円 : 固定資産台帳)
管理費 (令和 5)	維持管理費 2,251 千円

資産種目	建物
所管部課	産業部 農政企画課
公有財産名	旧畜産センター
代表所在地	勘八町勘八 27-43
構造	鉄骨造 (S)
床面積合計	765 m ²
取得年月日	昭和 46 年 6 月 1 日 他
取得金額	計 9,975 千円
管理費 (令和 5)	—

図表 5-30 旧畜産センター外観



(施設等の概要)

旧畜産センターの土地は山林であり、土地の多くを、海外から受入れた青年に農業研修を実施している公益財団法人に賃貸しているほか、個人にも農地として賃貸している。

旧畜産センターは、豊田市畜産センター条例が廃止された平成 18 年 4 月 1 日に行政財産から普通財産に変更されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地等の賃貸料について (意見)

旧畜産センターの一部の農地 (57,852 m²) 及び一部の建物 (561 m²) については、公益財団法人及び個人 2 人に賃貸され利用されている。豊田市はそれらの農地 (建物を含む) の賃貸料として令和 5 年度は公益財団法人から 381 千円、個人からそれぞれ 19 千円、21 千円を受け取っている。(賃貸料の金額は令和 3 年度より同額) また、旧畜産センターの一部の土地 (非農地 35,980 m²) 及び管理棟の管理のため、同公益財団法人と土地の管理委託業務契約を締結し令和 5 年度は 2,251 千円を支払い、非耕作農地の草刈、農場内の巡視、管理棟の維持管理の業務を委託している。

この金額を見ると、豊田市が公益財団法人に支払っている土地の管理費に比較し、公益財団法人や個人から受け取っている賃貸料があまりにも少額である。

当該土地は普通財産であり、公有財産管理規則第 27 条第 2 項によれば、普通財産である土地の賃貸料は、土地の課税標準額に 100 分の 4 を乗じた額となっているが、同項のただし書きで、市長が近傍と比較して著しく不均等と認めた場合には、一般競争入札等、他の方法によることも認められている。

土地の場所を勘案すると高額な賃貸料を受け取ることは不可能と思われるが、土地の賃貸料の見直しを実施し、少しでも値上げできないか検討することが望まれる。

(7) 旧北部給食センター

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	教育部 保健給食課
公有財産名	旧北部給食センター
代表所在地	井上町7丁目11
地目	宅地 他
現況地積	計 4,104.22 m ²
取得(異動)年月日	昭和54年3月7日 他
取得金額	－(計 121,815千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	－

資産種目	建物
所管部課	教育部 保健給食課
公有財産名	旧北部給食センター
代表所在地	井上町7丁目11
構造	鉄筋コンクリート造(RC)
床面積合計	計 1,638.98 m ²
取得(異動)年月日	昭和56年3月28日
取得金額	－(計 241,391千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	－

図表5-31 旧北部給食センター 外観



(施設等の概要)

新北部給食センターが令和2年4月に供用開始後、利活用方法を検討してきたが、有用な方法がなく、建物を解体する方針が決定し、令和6年9月に解体工事の入札が行われた。令和6年度中に解体工事が始まる予定である。

近隣に民家はあるものの、当該地域は市街化調整区域にあり、現状では住宅地とすることも難しく、更地とした後の活用方針は検討中である。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の除草について（意見）

市街化調整区域にあり、当該土地の周囲一帯を民家に囲まれている状況ではないものの、一部の境界は民家と接している。当該民家との境界に雑草が生い茂っている状況が見られた。すでに解体工事が決まってはいるものの、雑草が市有地を越えて民家の敷地に入ることにないように定期的に除草することが望まれる。

図表 5-32 隣地との境界に生い茂った雑草

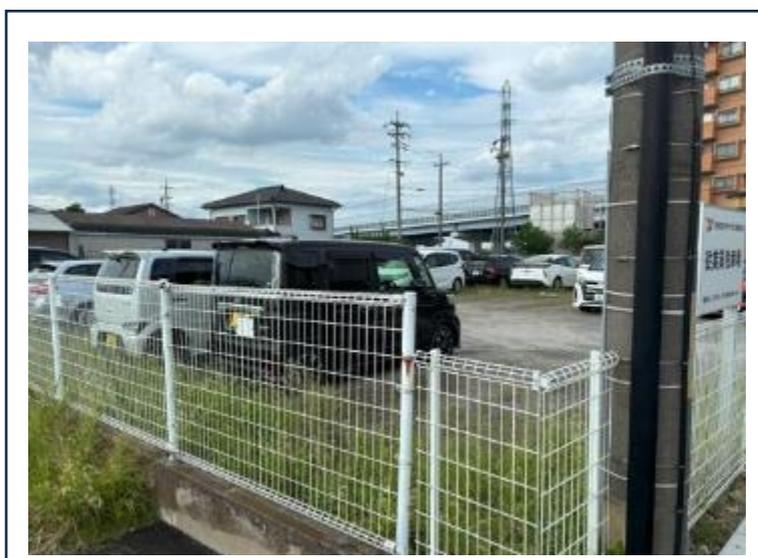


(8) 旧高岡出張所

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧高岡出張所
代表所在地	生駒町大坪 19
地目	宅地
現況地積	998.97 m ²
取得（異動）年月日	昭和 53 年 3 月 25 日
取得金額	－（33,001 千円：固定資産台帳）
管理費（令和 5）	－

図表 5-33 旧高岡出張所 外観



(施設等の概要)

高岡出張所の移転に伴い、建物を解体後更地となり、平成 25 年 9 月に用途廃止され普通財産として管理されている。平成 25 年 10 月から駐車場用地として、民間に貸し出ししている。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属す

る公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、平成 25 年 10 月から貸付されており、以後、毎年 3 月 31 日までの 1 年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(9) 前山町1丁目貸付地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	前山町1丁目貸付地
代表所在地	前山町1丁目24
地目	宅地
現況地積	109.00 m ²
取得(異動)年月日	昭和41年7月9日
取得金額	— (固定資産台帳: 1,574,152 千円)
管理費(令和5)	—

図表5-34 前山町1丁目貸付地 外観



(施設等の概要)

前山小学校の敷地の一部を、道路に接していない宅地の居住者へ進入路用地として、昭和37年9月から貸し出している。

当該土地は、前山小学校の敷地から分筆はされていないが、貸付地部分につき、普通財産として別途管理している。

② 監査の結果及び意見

ア. 固定資産台帳の土地の取得価額について（指摘）

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第 40 条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

当該貸付地は、前山小学校の敷地からは区分して普通財産として管理されているが、固定資産台帳の土地の取得価額が 1,574,152 千円と現況地積 109.00 m²に比べて非常に高額なものとなっている。

当該要因について確認したところ、前山小学校（施設番号：82、現況面積：29,597.88 m²、取得金額：1,574,152 千円）でも同額が固定資産台帳に計上されていることが判明した。これは、貸付地部分を普通財産として別管理する際に取得金額の按分を行わずに、誤って同額を取得金額として固定資産台帳に登録してしまったためと考えられる。

固定資産台帳上、貸付地部分につき、面積等で按分を行い、取得金額の修正が必要である。また、各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報が現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 土地建物の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、有償にて貸付けされており、3 年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(10) 旧教職員平和住宅

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧教職員平和住宅
代表所在地	平和町5丁目15-1
地目	宅地
現況地積	計 1,569.29 m ²
取得(異動)年月日	昭和52年3月28日
取得金額	— (固定資産台帳: 計 64,894 千円)
管理費(令和5)	520 千円 (他の施設分を含む。)

資産種目	建物
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧教職員平和住宅 教職員住宅A棟
代表所在地	平和町5丁目15-1
構造	鉄筋コンクリート造(RC)
床面積合計	272.63 m ²
取得(異動)年月日	昭和57年3月5日
取得金額	42,257 千円
管理費(令和5)	—

図表5-35 旧教職員平和住宅 外観



注: 写真に写っている車両は、現地調査時の公用車である。

(施設等の概要)

教職員向け住宅として利用していたが、利用休止後、令和4年度に建物は解体され、現在は更地となっている。

また、敷地の一部は、ごみ集積場として利用されているが、ごみ集積場より奥に車が進入することのないようロープが張られている。

今後の活用方法として、宅地として売却する案、隣地の給食センターが別の場所へ建て替えを検討していることもあり、隣地の給食センター移転後に敷地を一体として売却や利活用する案のほか、近隣住民より道路としてほしい要望もあり、対応方法を検討している状況である。

なお、敷地入口近くに雨水管及び污水管が埋設されていることから、当該敷地を分筆したうえで、土木管理課に移管予定である。

② 監査の結果及び意見

ア. 建物の除却漏れについて（指摘）

公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該地にあった建物（教職員住宅A棟、教職員住宅B棟、自転車置場 取得金額合計：85,325千円）は、過年度に全て解体され更地になっているにもかかわらず公有財産台帳及び固定資産台帳ともに建物として計上されたままであった。

公有財産管理規則に基づき、建物が解体された際には、直ちに台帳にも反映すべきである。

(11) 上野町売却予定地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	上野町売却予定地
代表所在地	上野町2丁目509
地目	宅地
現況地積	1,748.46 m ²
取得(異動)年月日	令和5年10月8日
取得金額	—
管理費(令和5)	—

図表5-36 上野町売却予定地 外観



(施設等の概要)

市街化区域にあり、土地区画整理事業により取得した土地を、市有地の売払により令和6年2月に入札が行われ、令和6年3月22日に民間への売買契約が締結されている。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(12) 旧豊田広域幹線道路出張所

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧豊田広域幹線道路出張所
代表所在地	瑞穂町2丁目5-1
地目	雑種地
現況地積	2,790.76 m ²
取得(異動)年月日	昭和62年12月17日
取得金額	— (固定資産台帳: 172,036千円)
管理費(令和5)	1,239千円(土地建物含む)

資産種目	建物
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧豊田広域幹線道路出張所 事務所南棟・事務所北棟
代表所在地	瑞穂町2丁目5-1
構造	軽量鉄骨造(LWS)
床面積合計	事務所南棟 498.96 m ² 、事務所北棟 483.48 m ²
取得(異動)年月日	平成20年4月17日
取得金額	事務所南棟 5,590千円 事務所北棟 5,778千円: 固定資産台帳
管理費(令和5)	1,239千円(土地建物含む)

図表5-37 旧豊田広域幹線道路出張所 外観



(施設等の概要)

広域幹線道路出張所として利用していた土地及び建物を、現在は愛知県、建設部道路維持課及び選挙管理委員会事務局へ貸し出している。

また、土地の一部は、隣地の社会福祉法人清心会みずほこども園の駐車場用地・通路として利用されており、分筆はされていないが、該当箇所の面積はみずほこども園（施設番号：1926、所管部課：こども・若者部 保育課）にて管理されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について（指摘）

土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、下記のとおり不整合が生じている。

図表 5-38 登記簿と公有財産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

施設名	登記簿	公有財産台帳	差異
旧豊田広域幹線道路出張所	—	2,790.76	—
みずほこども園	—	230.00	—
合計	3,069.00	3,020.76	48.24

登記簿面積は、旧豊田広域幹線道路出張所とみずほこども園で分筆されていないため、公有財産台帳の合計と比較している。

該当土地の登記簿面積は 3,069 ㎡であるが、公有財産台帳の面積は、旧豊田広域幹線道路出張所 2,790.76 ㎡とみずほこども園 230 ㎡との合計 3,020.76 ㎡と 48.24 ㎡の差異が生じている。

これは、みずほこども園用地となっている部分 230 ㎡について、過去の測量結果が 279.19 ㎡であったことから、公有財産台帳への登録時の記載誤りと考えられ、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。

イ. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地・建物は、愛知県へ貸付されており、1 年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(13) 旧豊田市福祉センター

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	(旧) 豊田市福祉センター
代表所在地	拳母町2丁目40-2
地目	宅地
現況地積	1,905.64 m ²
取得(異動)年月日	昭和48年1月9日
取得金額	— (固定資産台帳: 164,708千円)
管理費(令和5)	—

図表5-39 (旧) 豊田市福祉センター 外観



(施設等の概要)

豊田市福祉センターが平成19年度に移転したことによる跡地であり、現在は、近隣にスカイホール豊田があることから公用車の臨時駐車場と利用されている他、自治区へ毎月のごみ集積場として都度申請により貸し出されている。

今後は、令和5年3月31日をもって廃止された隣地の豊田市視聴覚ライブラリー（施設番号：498、所管部課：生涯活躍部 文化振興課）との一体活用も含めて運用方法を検討している。なお、豊田市視聴覚ライブラリーは、令和7年度に財産管理課へ所管換えが行われ、既存建物の解体の必要性などの検討が行われる予定である。

② 監査の結果及び意見

ア. 登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について（指摘）

土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、下記のとおり不整合が生じている。

図表 5-40 登記簿と公有財産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

所在地	登記簿	公有財産台帳	差異
挙母町 2 丁目 40-2	1,871.41	1,905.64	△34.23

挙母町 2 丁目 40-2 の登記簿面積は 1,871.41 ㎡であるが、固定資産台帳の面積は 1,905.64 ㎡と差額 34.23 ㎡の不整合が生じている。

土地の面積であることから、本来は登記簿と公有財産台帳の面積は一致すべきものである。このため、当該差額につき原因を調査し適切な面積へと修正を要する。

イ. 土地の雑草の除草について（指摘）

該当土地の雑草の除草は、ごみ集積場として利用している自治区の方のボランティアに依存し、財産管理課にて定期的なメンテナンスは行われておらず、現地調査時の現況は、雑草が生い茂っている状況であった。

市有地であることから、今後は、毎月のごみ集積場としての貸出時に雑草の除草状況を確認するなどの対応が必要である。また、隣地の豊田市視聴覚ライブラリー入口付近には、毒性のある植物であるシロバナチョウセンアサガオが生えていた。当該植物は、道路沿いにあり、市有地に入入りできないよう封鎖もされていない箇所に生えており、近隣の市民やペットが誤って触れてしまう危険性もある。所管課である文化振興課にて適切にメンテナンス状況が確認されていれば、このような毒性のある植物も早期に発見・伐採できていたと考えられる。

このため、次年度に他の部課へ所管換えが行われる予定であったとしても、それまでの期間は、所管課にて土地の雑草の除草状況を定期的に確認することが必要である。

なお、現地調査後、財産管理課から文化振興課へ状況が共有され、すぐに当該植物は伐採されたとのことである。

図表 5-41 生い茂った雑草



図表 5-42 隣地の旧豊田市視聴覚ライブラリー入口付近の植物



(14) 旧あゆみ保育園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧あゆみ保育園
代表所在地	喜多町6丁目3-4
地目	宅地
現況地積	計 426.27 m ²
取得(異動)年月日	昭和3年3月27日 他
取得金額	- (26,441千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	158千円(土地建物含む)

資産種目	建物
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧あゆみ保育園
代表所在地	喜多町6丁目3-4
構造	鉄骨造(S)
床面積合計	693.36 m ²
取得(異動)年月日	昭和49年3月28日
取得金額	- (47,016千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	158千円(土地建物含む)

図表5-43 旧あゆみ保育園 外観



(施設等の概要)

平成2年度の統廃合により閉園となり、現在は土地建物ともに、国土交通省中部地方整備局、愛知県住宅供給公社及び豊田公証役場へ貸し出されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について（指摘）

土地面積につき、賃貸契約書と公有財産台帳の面積に、下記のとおり不整合が生じている。

図表 5-44 賃貸契約書と公有財産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

	所在地	賃貸契約書	公有財産台帳	差異
A	喜多町6丁目3-4	1,334.23	360.24	973.99
B	喜多町6丁目3-24	160.47	43.33	117.14
C	喜多町6丁目3-31	31.09	22.70	8.39
	計	1,525.79	426.27	1,099.52

喜多町6丁目3-4は賃貸契約書と登記簿と面積が一致していることを確認している。賃貸契約書は合計1,525.79㎡、公有財産台帳は合計426.27㎡と1,099.52㎡の差異が生じている。これは、過去に施設の貸出先ごとに面積按分して分割管理していたが、その後同一施設をまとめて管理することとなった際に公有財産台帳の面積の修正を失念していたためとのことである。

このため、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。

イ. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第13号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地建物は、国土交通省中部地方整備局、愛知県住宅供給公社及び豊田公証役場へ貸付されており、1年契約にて契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

土地台帳及び建物台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(15) 清原小跡地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	清原小跡地
代表所在地	松名町太田 341-1
地目	宅地
現況地積	計 5,699.87 m ²
取得(異動)年月日	—
取得金額	— (5,072 千円：固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表 5-45 清原小跡地 外観



(施設等の概要)

清原小学校が昭和 53 年に廃校後、当該土地を民間へ貸し出している。

② 監査の結果及び意見

ア. 賃貸契約書と公有財産台帳の土地面積の相違について（指摘）

土地面積につき、賃貸契約書と公有財産台帳の面積に、下記のとおり不整合が生じている。

図表 5-46 賃貸契約書と公有財産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

	所在地	賃貸契約書	公有財産台帳	差異
A	松名町太田 341 番 1	39.11	39.11	-
B	松名町太田 341 番 2	58.83	77.02	△18.19
C	松名町太田 341 番 7	16.78	16.78	-
D	松名町太田 342 番 2	714.08	645.37	68.71
E	松名町太田 349 番 3	159.35	140.42	18.93
F	松名町太田 350 番 2	80.91	59.00	21.91
G	松名町太田 351 番	72.30	89.25	△16.95
H	松名町太田 352 番	306.18	454.28	△148.10
I	松名町太田 353 番	107.29	108.26	△0.97
J	松名町太田 354 番	640.61	738.71	△98.10
K	松名町太田 355 番 1	401.94	424.40	△22.46
L	松名町太田 355 番 2	217.24	191.73	25.51
M	松名町太田 355 番 3	187.69	187.68	0.01
N	松名町太田 468 番 2	-	7.13	△7.13
O	松名町太田 469 番 2	113.94	138.00	△24.06
P	松名町太田 469 番 3	833.07	909.00	△75.93
Q	松名町太田 470 番 2	470.68	512.00	△41.32
R	松名町太田 470 番 3	208.27	208.00	0.27
S	松名町太田 471 番 2	128.03	158.00	△29.97
T	松名町太田 636 番 3	593.73	595.73	△2.00
	計	5,350.03	5,699.87	△349.84

松名町太田 341 番 1 及び 2 は公有財産台帳と登記簿の面積が一致していることを確認した。

賃貸契約書は合計 5,350.03 ㎡、公有財産台帳は合計 5,699.87 ㎡と 349.84 ㎡の差異が生じている。これは、賃貸契約書は、契約当時に合併前の旧小原村で測量された実測面積で契約しているものの、旧小原村で公有財産台帳の面積を実測面積へ修正することが漏れていたため、当該修正前の面積のまま合併後も引き継がれてしまっていたとのことである。

このため、公有財産台帳の面積を適切な面積へと修正を要する。

イ. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、民間へ貸付されており、3年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(16) 旧藤岡中部老人憩の家

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧藤岡中部老人憩の家
代表所在地	藤岡飯野町弥治前 1105
地目	山林
現況地積	計 5,881.28 m ² : 固定資産台帳
取得(異動)年月日	昭和46年2月4日他
取得金額	— (99,693千円 : 固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表5-47 旧藤岡中部老人憩の家 外観



(施設等の概要)

旧藤岡中部老人憩の家を解体後、現在は更地となっている。

当該土地は、平地が約5割、下法面急傾斜地が約5割となっており、一部が県急傾斜地崩壊危険箇所区域になっている状況から建築が容易ではない。

また、主要道路からは高低差が大きく車両進入ができず階段を利用した徒歩のみ可、車両進入は北側道路からに限られるなど、制約の多い土地である。

当該土地への出入口は、主要道路・北側道路ともに、立入禁止の札により封鎖されるとともに、雑草等の除草も定期的に行われているが、今後の利用見込がたたない状況が続いている。

② 監査の結果及び意見

ア. 敷地の無断駐車について（指摘）

主要道路沿いの市有地は、隣地と境界が入り組んでいるものの柵やロープ等で境界を隔てるものがなく、駐車禁止等の看板も設置されていない。こうしたこともあり、主要道路沿いの市有地に車両が無断駐車されていた。

敷地の無断使用が生じることのないよう、境界を柵やロープ等で物理的に隔てることや、駐車禁止等の看板を設置する等して注意喚起するなどの対策が必要である。

図表 5-48 無断駐車された車両



イ. 敷地の所有者不明のコンテナについて（指摘）

主要道路から更地となった場所は階段でつながっているが、途中の隣地との境界近くの市有地に所有者不明のコンテナが置かれていた。

コンテナが市有地に無断で置かれていることだけでなく、コンテナ内の状況が不明なために危険物等が入っていた場合、近隣に危害を及ぼす可能性がある。そのため、早期に当該コンテナを撤去する等の対応を行う必要がある。

図表 5-49 所有者不明のコンテナ



(17) 旧教職員藤岡住宅

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧教職員藤岡住宅
代表所在地	藤岡飯野町辻戸 1239-16
地目	山林
現況地積	860 m ²
取得（異動）年月日	—
取得金額	—（11,991 千円：固定資産台帳）
管理費（令和5）	180 千円（概算：複数施設で委託契約のため）

資産種目	建物
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧教職員藤岡住宅
代表所在地	藤岡飯野町辻戸 1239-16
構造	鉄筋コンクリート造（RC）
床面積合計	231.9 m ²
取得（異動）年月日	昭和53年3月4日
取得金額	—（35,944 千円：固定資産台帳）
管理費（令和5）	—

図表 5-50 旧教職員平和住宅 外観



(施設等の概要)

教職員向け住宅として利用されていたが、利用休止後、平成 28 年から普通財産として管理されている。

建物入口は封鎖されているが、駐車場は封鎖されておらず出入りできる状態である。

近隣の市の施設である藤岡福祉センターふじのさと訪問時等の公用車の臨時駐車場として利用や、南側隣地の藤岡飯野町辻戸山林（施設番号：3166、所管部課：総務部 財産管理課）への進入路として利用しているためとのことである。

平成 30 年 3 月期から財産管理課で管理されているが、建物は解体されずにそのまま残されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 建物の解体について（意見）

教職員住宅としての利用休止後、未利用のまま 10 年近く経過している。

建物入り口自体は封鎖されているものの、フェンスが壊れている個所もあり、建物への侵入が可能な状態にある。また取得後 40 年超経過しており、老朽化も進んでいることから、今後の利用見込がたたないのであれば、早期に解体撤去することが望ましい。

図表 5-51 建物入り口及び壊れたフェンス



イ. 駐車場への進入路について（意見）

駐車場への進入路が封鎖されておらず出入りできる状態となっている。

これは、藤岡福祉センターふじのさと訪問時等の公用車の臨時駐車場としての利用や、藤岡飯野町辻戸山林への進入路として利用しているためとのことであった。しかし、フェンスが壊れた個所もあることや無断利用されないようにするため、進入禁止等のロープを設けるなどの対策を行うことが望ましい。

図表 5-52 駐車場への進入路

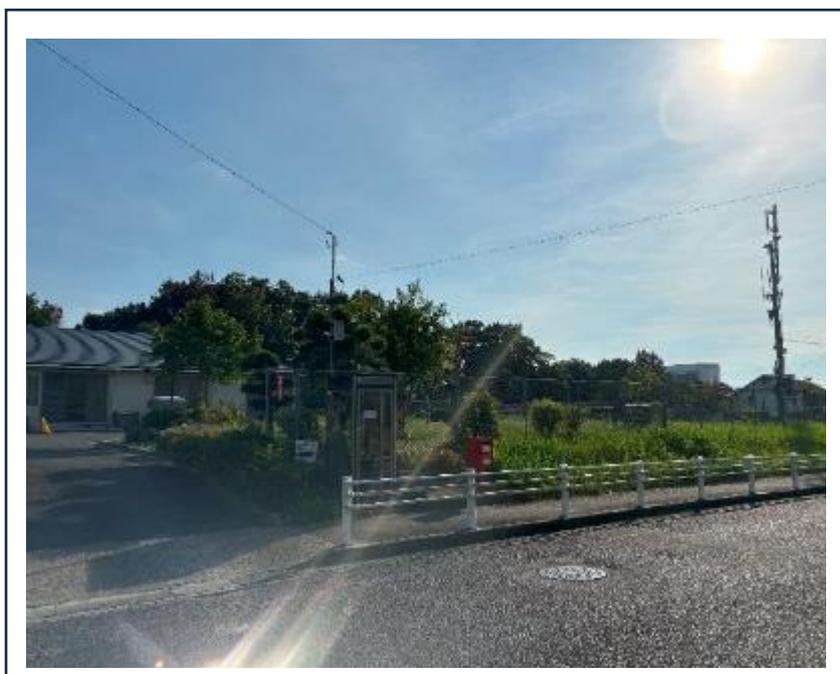


(18) さなげ台集会場用地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	さなげ台集会場用地
代表所在地	亀首町八ツ口洞 310
地目	宅地
現況地積	計 2,810.35 m ²
取得(異動)年月日	昭和55年12月5日
取得金額	— (計 131,781 千円: 固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表 5-53 さなげ台集会場用地 外観



(施設等の概要)

さなげ台の団地内に2ヶ所の土地を、自治区に無償で貸出している。
自治区において、さなげ台集会所及びさなげ台自治区会館が建てられている。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の賃貸情報の管理方法について(指摘)

公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳(様式第13号。以下「台帳」という。)を備え、地方自治法第238条第3項の

規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、自治区へ無償で貸付されており、5年契約により契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

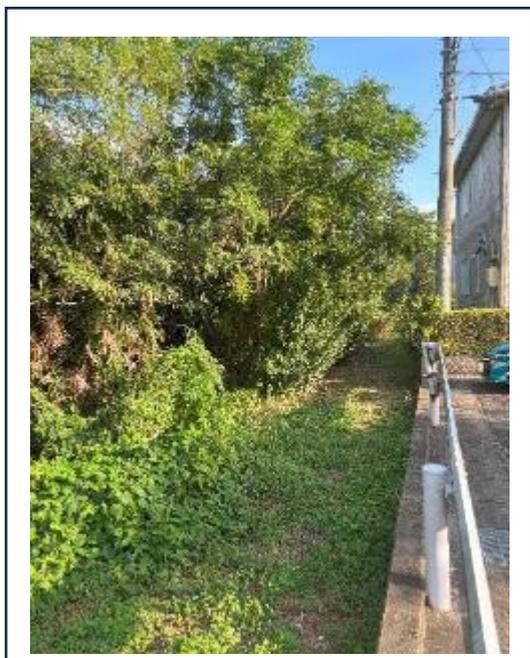
土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(19) 大清水町原山宅地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	大清水町原山宅地
代表所在地	大清水町原山 11-1
地目	宅地
現況地積	6,829.73 m ²
取得(異動)年月日	昭和54年12月22日
取得金額	－(61,173千円：固定資産台帳)
管理費(令和5)	90千円(概算：複数施設で委託契約のため)

図表5-54 大清水町原山宅地 外観



(施設等の概要)

逢妻女川上流の川に面した土地であり、造成時に川沿いの販売できない傾斜地が残ったもの。住宅に面した敷地は定期的に伐採され手入れされている。

土地の一部は、民間へ駐車場として貸し出している。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の賃貸情報の管理方法について(指摘)

公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有

財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地の一部は、貸付されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

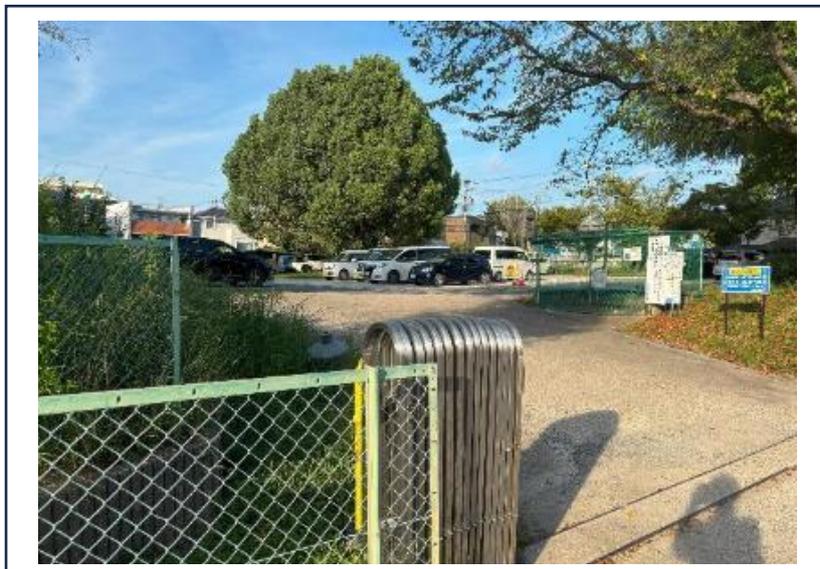
土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(20) 裁判所跡地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	裁判所跡地
代表所在地	平芝町4丁目44
地目	宅地
現況地積	4,361.84 m ²
取得(異動)年月日	昭和48年8月7日
取得金額	— (144,366千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表5-55 裁判所跡地 外観



(施設等の概要)

裁判所跡地を駐車場用地として、社会福祉法人豊田市福祉事業団へ無償で貸し出している。また、入口付近をごみ集積場として無償で貸し出している。

② 監査の結果及び意見

ア. 登記簿と公有財産台帳の土地面積の相違について(指摘)

土地面積につき、登記簿と公有財産台帳の面積に、次のとおり差異が生じている。

図表 5-56 登記簿と公有財産台帳の記載内容の比較

	所在地	登記簿	公有財産台帳	差異
A	平芝町4丁目44	2,403.35 m ²	4,361.84 m ²	1,976.49 m ²

登記簿の面積が 2,403.35 m²であるのに対して、公有財産台帳の面積は 4,361.84 m²と 1,976.49 m²の差異が生じており、割合にして約 45%もの差異が生じている。

当該差額につき原因を調査し適切な面積へと修正を要する。

イ. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、無償で貸付されており、5年契約にて契約更新されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容（貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきである。

(21) 下山地区県営農地開発事業残地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	下山地区県営農地開発事業残地
代表所在地	和合町田螺池 21
地目	雑種地 他
現況地積	計 93,549 m ²
取得（異動）年月日	昭和 58 年 4 月 25 日 他
取得金額	－（計 4,664 千円：固定資産台帳）
管理費（令和 5）	－

図表 5-57 下山地区県営農地開発事業残地 外観



(施設等の概要)

下山地区県営農地開発事業残地は、旧下山村の時期に昭和 46 年から昭和 56 年にかけて行われた県営農地開発事業の旧下山村名義の土地の換地分が、平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併において豊田市に引き継がれたものである。当該土地は、開発事業地内において旧下山村名義の土地が換地される時、平場の良い土地については農家へ換地することを優先したため、農地としてやや適さないものを旧下山村が所有することとなった経緯がある。旧下山村の時に売却を試みたものの思うように処分できず放置されたため、現在の山林状態に至っている。なお、当該土地の一部は、民間へ貸し出している。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の賃貸情報の管理方法について（指摘）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地の一部は、民間へ貸付されているが、土地台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていない。

土地台帳には「貸付等」（貸付期間、貸付面積、貸付先名称、貸付先住所等）の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容を記載すべきである。

イ. 公有財産台帳の土地の地目区分について（意見）

当該土地の公有財産台帳の土地の地目区分別の現況地積は下記のとおりである。

図表 5-58 地目区分別の現況地積（単位：㎡）

地目	現況地積
畑	54,140
山林	23,251
雑種地	11,368
池沼	4,583
ため池	177
計	93,549

かつては農地として整備していたこともあり、台帳上の地目区分が畑のままとなっているところが多くみられるが、現状は草木が生い茂り、足を踏み入れることが困難な状況となっており、実態は山林となっている。

当該状況に対して、平成 22 年の包括外部監査において、「実態はもはや山林であり、実態と台帳が整合していません。台帳上、畑から山林への区分の変更をすることが望ましいと考えられます」との意見が記載されている。また、平成 22 年度の包括外部監査に対する措置等の状況において、当該意見に対して「平成 26 年度中に農地転用に向けて関係課と調整を図る」旨記載されているが、平成 26 年から約 10 年経過するものの、農地転用は進んでいない状況にある。

こうした経緯を踏まえ、農地転用が難しいのであれば、台帳上も畑から山林へと地目区分の変更をすることが望ましい。

(22) 幸海町ふれあい広場跡地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	幸海町ふれあい広場跡地
代表所在地	幸海町市田上切 6-10
地目	公園
現況地積	計 3,288 m ² : 固定資産台帳
取得(異動)年月日	平成5年3月11日
取得金額	－ (計 14,743 千円 : 固定資産台帳)
管理費(令和5)	－

図表 5-59 幸海町ふれあい広場跡地 外観



(施設等の概要)

幸海町ふれあい広場閉鎖後、平成15年度から地域振興部 交通安全防犯課の放置自動車の一時保管所として使用されるとともに、平成20年度からは市民部 債権管理課の差押えた自動車の保管場所としても使用されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の長期にわたる使用期間について（指摘）

公有財産管理規則 第 19 条によると「財産管理者等は、次の各号に掲げる場合でやむを得ないと認めるときは、所属換え、用途変更等の手続を経ないで、その管理する公有財産を他の課、行政委員会若しくは企業会計に係る事業の用又は他の公共団体若しくは公共的団体における公用、公共用若しくは公益事業の用に使用させることができる。

- (1) 使用期間が一時的又は臨時であるとき。
- (2) わずかな部分を使用させる場合で、当該部分を区分することが困難又は不適當であるとき。
- (3) 構造物を地下又は上空に設置する場合で、当該公有財産の本来の目的使用に何ら支障がないとき。」と規定されている。

当該土地の使用先の所管部課及び使用期間は下記のとおりである。

図表 5-60 当該土地の使用先の所管部課及び使用期間

使用先の所管部課	使用期間（使用承認の決定書より）
地域振興部 交通安全防犯課	平成 15 年 9 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 自動更新の記載なし。
市民部 債権管理課	平成 20 年 6 月 12 日～平成 21 年 3 月 31 日 (承認期間満了後、支障のない限り 1 年毎の自動更新) の記載あり。

地域振興部 交通安全防犯課の使用期間は、平成 15 年から 20 年超、市民部 債権管理課の使用期間は、平成 20 年から 15 年超と長期にわたって使用されている。また、地域振興部 交通安全防犯課の使用期間には自動更新の記載がないにもかかわらず、使用期間満了後も、更新されることなく使用されている。

このように長期にわたって使用されることは、上記の「(1) 使用期間が一時的又は臨時であるとき」から逸脱した使用方法であると考えられる。このため、今後も保管場所として使用するのであれば、公有財産管理規則に基づき、所管換え、用途変更の手続が必要である。

イ. 土地の賃貸情報の管理方法について（意見）

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳（様式第 13 号。以下「台帳」という。）を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、他の所管部課にて使用されているが、土地台帳の貸借情報には使用内容が記載されていなかった。

土地台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、他の所管部課による「使用」に関して明確な規定がないのは、上記アで記載のとおり「(1) 使用期間が一時的又は臨時であるとき」を前提にしているからと考えられる。

当該土地のように長期にわたる使用状況を把握できるようにするためにも、他の所管部課による使用であっても、「貸付等」に準じて土地台帳に記載することが望まれる。

(23) 美和住宅余剰地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	美和住宅余剰地
代表所在地	美和町2丁目3-1
地目	宅地
現況地積	計 10,758.8 m ²
取得(異動)年月日	昭和44年9月27日
取得金額	- (193,480千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	2,500千円(概算:複数施設で委託契約のため)

図表5-61 美和住宅余剰地 外観



(施設等の概要)

市街化区域にあり、市有地の売払により令和5年11月に入札が行われたものの、落札されなかった。このため、今後も売払の方針ではあるが、土地面積が広いこともあり、いくつかに分筆しての売払など売却方針を検討しているとのことである。

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳と固定資産台帳との相違について(指摘)

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運

用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第 40 条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

両データより当施設に関する土地を抽出した結果は以下のとおりであり、両者に差異が識別された。

図表 5-62 公有財産台帳と固定資産台帳の記載内容の比較

台帳	資産区分	所管部課
公有財産台帳	普通財産	総務部 財産管理課
固定資産台帳	行政財産	都市整備部 定住促進課

当該土地は、平成 29 年 5 月から普通財産として総務部 財産管理課で管理されているが、固定資産台帳への反映が漏れていたものと考えられる。

各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報もが現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 土地の雑草の除草について（意見）

当該土地の道路をはさんだ向かいには住宅地となっている。

敷地内には雑草が生い茂り、道路沿いにネットが張られているもののネットからはみ出るほどの状況となっていた。

このような状況では、敷地内への不法投棄が行われた場合にその発見が遅れ、さらに不法投棄が危険物であった場合は管理責任が問われることにもつながる。また、道路をはさんだ向かいには住宅地となっていることから、特に乾燥する時期に草木や雑草が燃えた場合、その周辺に甚大な被害を与えることも懸念される。

このため、当該土地のように住宅地に面した場所は除草の頻度を増やすなど、その土地の危険性を考慮した管理が望まれる。

図表 5-63 道路沿いに生い茂った雑草



(24) 明和保育園跡地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	明和保育園跡地
代表所在地	明川町向田 2-1
地目	雑種地
現況地積	2,794 m ²
取得(異動)年月日	不明
取得金額	— (49 千円 : 固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表 5-64 明和保育園跡地 外観



(施設等の概要)

明和保育園跡地を自治区へゲートボール場等用地として貸し出している。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地の賃貸情報の管理方法について(指摘)

公有財産管理規則 第40条第1項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳(様式第13号。以下「台帳」という。)を備え、地方自治法第238条第3項の規定による公有財産の分類及び第3条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地は、自治区へ貸付されており、5年契約により契約更新されているが、土地

台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

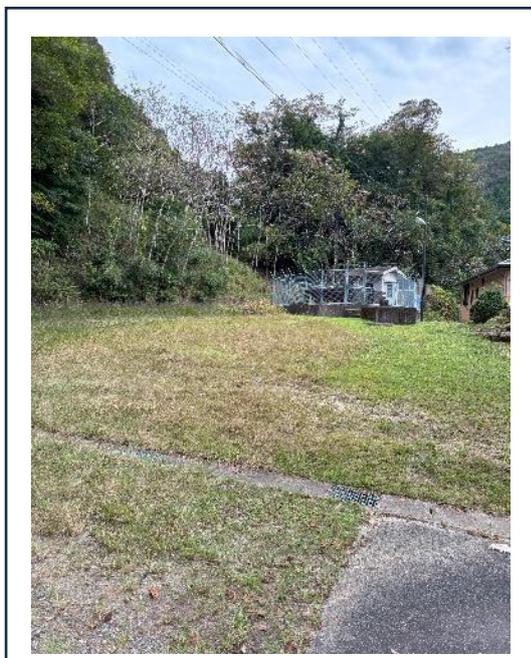
土地台帳には「貸付等」の情報（貸付期間、貸付面積、貸付先名称、貸付先住所等）を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき貸付内容を記載すべきである。

(25) 旧東中大見分校跡地

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧東中大見分校跡地
代表所在地	東大見町西貝戸 20-11
地目	学校用地 他
現況地積	計 7,062.48 m ²
取得(異動)年月日	不明
取得金額	－ (計 11,012 千円 : 固定資産台帳)
管理費(令和5)	－

図表 5-65 旧東中大見分校跡地 外観



(施設等の概要)

当該土地は、都市計画区域外にあり、建物が解体され更地となった場所を除き傾斜地が多い。また、50年以上前に廃校となった旧賀茂村立中学校東大見分校の跡地ということもあり、通り沿いは傾斜地しか面しておらず、敷地に入るには狭小な坂道を通っていかなければならない状況にある。

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳と固定資産台帳の土地面積の相違について（指摘）

公有財産台帳とは地方自治法に規定され、面積や個数等の数量面を主として財産の運用管理及び現状把握を目的とする台帳（公有財産管理規則第 40 条）であるのに対して、固定資産台帳とは、市が所有する全ての固定資産について、取得価格や耐用年数等の資産データを記載した、財産の管理及び有効活用を目的とする台帳であり、財務書類等の作成に係る統一的な基準に基づく財務書類の基礎となるものである。

両データより当施設に関する土地を抽出した結果は以下のとおりであり、両者に差異が識別された。

図表 5-66 公有財産台帳と固定資産台帳の記載内容の比較 (単位：㎡)

	所在地	公有財産台帳	固定資産台帳	差異
A	東大見町西貝戸 2 番 1	6,721.00	6,721.00	—
B	東大見町西貝戸 20 番 4	98.00	記載なし	98.00
C	東大見町西貝戸 20 番 6	113.00	113.00	—
D	東大見町西貝戸 20 番 11	130.48	130.48	—
	計	7,062.48	6,964.48	98.00

Dの東大見町西貝戸 20 番 11 の土地については、登記簿との一致を確認した。

公有財産台帳は計 7,062.48 ㎡、固定資産台帳は計 6,964.48 ㎡と 98.00 ㎡の差異が生じており、当該差異の原因となっている東大見町西貝戸 20 番 4 の土地について、固定資産台帳への計上が漏れていた。

各台帳の作成目的や対象範囲は異なるが、計上される資産について、その実在性及び網羅性について相違することは、どちらの情報が現況を表しているか不明瞭となるため、公会計と連動した財産管理が必要である。

イ. 公有財産台帳及び固定資産台帳における同一資産の二重計上について（指摘）

東大見町西貝戸 2 番 1 の土地 6,721.00 ㎡が、公有財産台帳と固定資産台帳ともに、旧大見小学校跡地（施設番号：2754、所管部署：地域振興部 足助支所）においても計上されており、同一資産が二重に計上されていることが判明した。

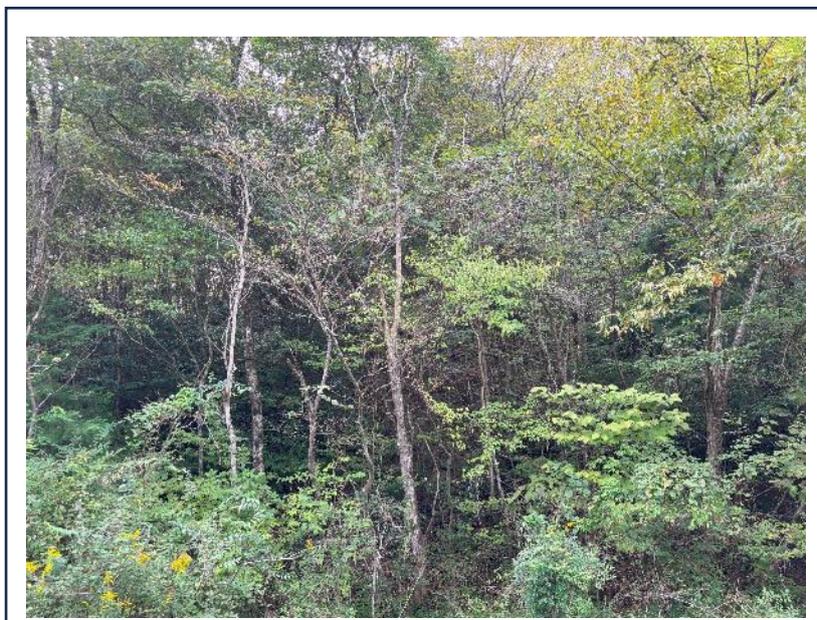
旧大見小学校跡地として計上されている分については、公有財産台帳及び固定資産台帳ともに削除すべきである。

(26) 南山

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	南山
代表所在地	山中町西須田 769-1
地目	保安林他
現況地積	計 173,843.97 m ²
取得(異動)年月日	昭和43年8月27日 他
取得金額	— (1,783千円:固定資産台帳)
管理費(令和5)	—

図表5-67 南山 外観



(施設等の概要)

当該土地は、南山カントリークラブ東側に位置し、一部山林を除き大部分が保安林である。

道路に面した部分については、定期的に伐採等の管理がされている。

② 監査の結果及び意見

ア. 保安林の財産区分について(意見)

保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森

林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。

当該土地の保安林も公益目的を達成するために今後も所有するものであると考えられることから、普通財産ではなく、行政財産とすることが望ましい。

1-3 インフラ資産

(1) 亀首地区農道

① 公有財産の概要

資産種目	農道
所管部課	産業部 農地整備課
代表所在地	豊田市亀首町地内

② 監査の結果及び意見

ア. 変更契約締結決定書の訂正について（意見）

農道舗装工事に関する市作成の変更契約締結決定書を確認したところ、変更契約締結日が取消線で修正されていた。変更契約は決定書に記載されている取消前の日付ではなく、手書き修正し記入した日付で締結されている。変更契約締結決定書は、変更契約締結を決定する重要な書類であり、変更契約日は契約における重要な事項であることを踏まえると、修正を行う場合は、修正の理由と修正を行った者が分かるように証跡を残すべきである。

(2) 神田公園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	神田公園
代表所在地	神田町1丁目10番地
地目	公園
現況地積	－（開設面積：2,400.00 m ² ）

図表 5-68 公園等外観



② 監査の結果及び意見

ア. 都市公園におけるごみステーションの使用承認について（指摘）

市は、公有地でやむを得ず公共的団体が公共用として、わずかな部分を使用する場合は、財産管理者等の使用の承認を受ける必要があると定めている（図表 5-70）。

都市公園の現地調査において、使用承認を受けていない下記の図表 5-69 のような状況が見つかった。

図表 5-69 神田公園の敷地内の自治区ごみステーション



市は、ごみステーションの使用者（自治区）に対して、速やかな撤去または今後も使用する場合、速やかに財産管理者である市に使用承認申請をさせ、適正な公園使用を促す必要がある。なお、市は自治区と協議の上、当該ごみステーションは 2024 年 12 月末をもって使用中止とし、その後速やかに閉鎖撤去することとしている。

図表 5-70 豊田市公有財産管理規則抜粋

「豊田市公有財産管理規則」

(使用承認)

第 19 条 財産管理者等は、次の各号に掲げる場合でやむを得ないと認めるときは、所属換え、用途変更等の手続を経ないで、その管理する公有財産を他の課、行政委員会若しくは企業会計に係る事業の用又は他の公共団体若しくは公共的団体における公用、公共用若しくは公益事業の用に使用させることができる。

(1) 使用期間が一時的又は臨時であるとき。

(2) わずかな部分を使用させる場合で、当該部分を区分することが困難又は不適當であるとき。

(3) 構造物を地下又は上空に設置する場合で、当該公有財産の本来の目的使用に何ら支障がないとき。

2 前項の規定により使用承認を受けようとする者は、当該公有財産を管理する財産管理者等に公有財産使用承認申請書(様式第 5 号)を提出し、公有財産使用承認書(様式第 6 号)の交付を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

イ. 防犯カメラの設置基準、設置計画（意見）

神田公園には防犯カメラが設置されている。

図表 5-71 都市公園における防犯カメラ設置例（赤枠内がカメラ） 神田公園



市は「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を定め、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用を推進することにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することとしている。

防犯カメラの設置場所である「公共の場所」は、「道路、公園、広場その他規則で定める場所で大不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。」とされ、公園が対象とされている。

現在、市は公園に関して、管理責任者を公園緑地つかう課課長、設置目的を施設の安全管理として、図表 5-73 に記載のとおり、防犯カメラを設置する防犯対象区域として神田公園をはじめ 24 の公園を設定し、計 54 台の防犯カメラを設置・運用している。図表 5-71 は防犯カメラの設置の一例であるが、公園内の高い位置から、トイレ出入口を含め撮影するように設置されている。公園緑地つかう課によると、防犯カメラを設置する他の公園においても概ね同様の撮影状況で設置しているとのことである。

ただ、図表 5-73 からわかるように、都市公園の全てに防犯カメラが設置されてはならず、例えば街区公園に関する設置状況は、全 137 公園中 11 公園に設置され、設置割合は 8.0%である。また、現在、都市公園における防犯カメラの設置基準や今後の設置計画は特段定められていない。

昨今の社会状況に鑑みれば、公園における防犯カメラの有効性は高まっているものと

思われる。限られた予算の下、一律に全公園に設置することは、その後の維持管理も含め、容易なことではないことが考えられることから、公園における防犯カメラの設置の基準（設置すべき公園、カメラの設置場所、台数等）を定め、また防犯カメラの設置すべき公園の優先順位を決めるなど設置計画の検討も進めて頂きたい。

図表 5-72 防犯カメラの設置等に関する条例、規則の抜粋

<p>「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用を推進することにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置(設置されることにより犯罪の予防の効果を有するものを含む。)であって、録画装置を備えるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める場所で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。</p> <p>(5) 防犯対象区域 防犯カメラの設置により、犯罪の予防をしようとする区域又は場所をいう。</p> <p>(設置運用基準の届出)</p> <p>第4条 次に掲げるものは、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「設置運用基準」という。)を定め、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 市</p> <p>「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する規則」</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)第2条第4号、第4条、第8条第3項第4号、第11条第2項、第12条第1項及び第14条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置運用基準に定める事項等)</p>

第4条 条例第4条に規定する設置運用基準は、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 設置目的に関する事。
- (2) 防犯対象区域に関する事。
- (3) 管理責任者の設置及び取扱者の指定に関する事。
- (4) 画像データの保存期間、保存方法及び廃棄方法に関する事。
- (5) 画像データの利用及び提供に関する事。
- (6) 苦情対応の手続に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項に関する事。

図表 5-73 都市公園数と防犯カメラ設置公園数及び防犯カメラ設置台数

種別	公園数	カメラ設置公園数	カメラ設置公園割合	設置カメラ数(台)	公園の内容
街区公園	137	11	8.0%	11	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が気軽に利用できる身近な場所に配置。1か所当たり面積0.25ha(2,500㎡)を標準として配置。
近隣公園	23	10	43.5%	11	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が気軽に利用できる身近な場所に配置。面積2ha(20,000㎡)を標準として配置。
地区公園	5	0	0.0%	0	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が気軽に利用できる場所に配置。面積4ha(40,000㎡)を標準として配置、規模に応じて児童公園や小規模なレクリエーション施設(スポーツ広場)等も含む。
総合公園	1	0	0.0%	0	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10~50ha(100,000~500,000㎡)を標準として配置。
運動公園	2	0	0.0%	0	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15~75ha(150,000~750,000㎡)を標準として配置。
特殊公園	3	3	100.0%	32	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置。
その他	23	0	0.0%	0	緑道、都市緑道
合計	194	24	12.4%	54	

(3) 児ノ口公園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	児ノ口公園
代表所在地	久保町3丁目27番地24
地目	公園
現況地積	－（開設面積：18,918.00 m ² ）

図表 5-74 公園等外観



② 監査の結果及び意見

ア. 都市公園の水田の地域住民団体の利用について（意見）

都市公園の現地調査において、下記の図表 5-75 のような水田の設置が確認された。

図表 5-75 児ノ口公園の敷地内の水田



この児ノロ公園内の水田は、当該公園の設置当時に近隣地域住民等との協議のなかで、市として水田を設置し、水田の管理は近隣地域住民等が行うとしてきた経緯があり、水田自体は公園の施設の一部として位置付けられ、現在は近隣地域住民等により組織された「児ノロ公園管理協会」が主体となり、地元住民の学び、体験、活動の場として、田植え体験、収穫体験、収穫した米での餅つき大会の実施に利用している。

ただし、市は、当該団体に対して、当該公園について「都市公園維持管理業務」を委託しているものの、委託業務の内容は、清掃（園地、トイレ）、剪定・刈込み（軽枝等）、除草、芝刈、草刈であり、水田の管理及び利用は委託業務には含まれておらず、法的な関係が不明確な状態となっている。

児ノロ公園内の水田の管理及び利用について、市は、当該行為の委託関係または利用関係を明確にし、契約書等により委託内容または利用関係を明らかにしておく必要がある。また、水稻栽培のために、公園内の水路の水を利用しているとすれば、これについても同様に整理する必要がある。なお、水路の水の利用については、その後、市の公園管理部署から、市の水路管理部署に対して取水許可の申請を行い、2024年12月26日付で許可されたことを確認している。

(4) 枝下町ふれあい広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	枝下町ふれあい広場
代表所在地	枝下町岩里林 482 番地 16
地目	公園
現況地積	－ (開設面積 : 1,563.79 m ²)

図表 5-76 公園等外観



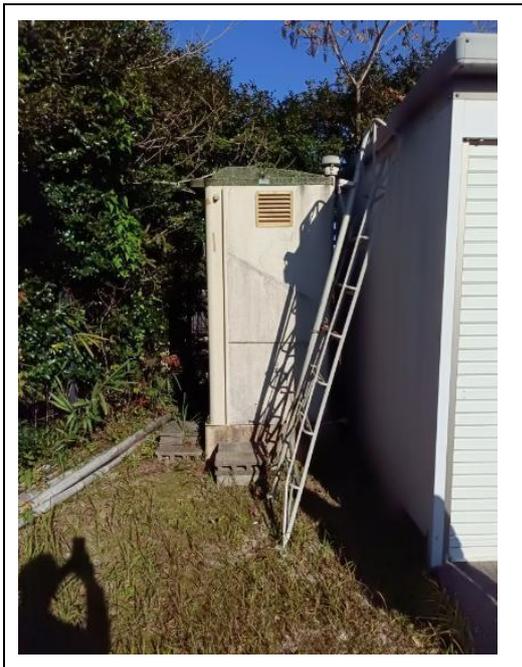
② 監査の結果及び意見

ア. 地域広場等における設置許可について (指摘)

地域広場等の日常管理については、所在場所の自治区に任せている。ただし、自治区が地域広場等に設置物を設置する場合は、豊田市地域広場の設置及び管理に関する要綱(図表 5-79)において、市に対して地域広場工作物等設置等許可申請書による申請、許可手続を定めている。

地域広場等の現地調査において、当該申請、許可を受けていない下記の図表 5-77、図表 5-78 のような状況が見つかった。

図表 5-77 枝下町ふれあい広場の敷地内のトイレ



図表 5-78 枝下町ふれあい広場の敷地内のベンチ



市は、当該自治区に対して、今後も当該設置物を設置しておく場合、速やかに所定の申請をさせ、適正な地域広場等の利用を促す必要がある。また、当該自治区だけでなく広く自治区に対して、自治区長の交代等もあり、所定の申請手続の認識が継続的に十分されないことも想定し、定期的に、所定の申請手続の周知していく必要がある。

なお、本設置物については、その後令和6年11月21日に所定の申請、承認がされたこ

とを確かめている。

図表 5-79 豊田市地域広場の設置及び管理に関する要綱の抜粋

「豊田市地域広場の設置及び管理に関する要綱」

(工作物等設置等許可の申請)

第 8 条 地域広場に別表に定める工作物等の設置をしようとする者又は許可を受け設置した工作物等の撤去、移設をしようとする者は、市長に対し、地域広場工作物等設置等許可申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

別表(第 8 条関係)

ふれあい広場

照明(防犯灯を含む。)、広場用倉庫、便所、給水施設、時計、電源、自治区掲示板(広報板)、ローラー、ベンチ・イス、テーブル・机、日よけ、防災倉庫、ストックヤード、広場以外の用途の倉庫

ちびっこ広場 児童遊園

照明(防犯灯を含む。)、広場用倉庫、便所、給水施設、時計、電源、自治区掲示板(広報板)、ローラー

(5) 岩畑公園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	岩畑公園
代表所在地	平芝町3丁目6番地
地目	公園
現況地積	－（開設面積：3,863.00 m ² ）

図表 5-80 公園等外観



② 監査の結果及び意見

ア. 公園等敷地内の危険箇所の定期確認について（意見）

市は、都市公園の安全管理のため、公園等設備の定期的な点検を実施している。遊具及びその他公園施設（パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等）については、点検対象とした都市公園及の遊具等について、年1回の定期点検を外部に委託し実施している（図表 5-82）。また、市担当課職員による都市公園の定期的な巡視においても、遊具、施設、フェンス、構造物を含む公園全域の点検を実施している。

現地調査において、図表 5-81 のように、造成された公園の擁壁にふくらみやひび割れがみられた。

図表 5-81 岩畑公園の歩道側のコンクリート擁壁のふくらみ、ひび割れ



造成された公園等の擁壁、石垣等は、時の経過とともに、徐々に雨水や樹木の根による土圧により、ふくらみ、ひび割れが発生し、擁壁、石垣等の崩壊・倒壊による災害等の可能性もある。

現在、遊具等保守点検では、擁壁、石垣等は点検対象に明確に入っている訳ではない、また市担当課職員の定期的な巡視において、確認項目になっている訳でもない。擁壁、石垣等による災害等を未然に防止するためには、定期的な点検が不可欠であるため、定期点検すべき擁壁、石垣等の存在する公園等の把握、定期的な状況の確認、記録、報告の実施に向けた対応を検討すべきである。

なお、上記の岩畑公園のコンクリート擁壁のふくらみ、ひび割れについては、市担当課職員が巡視の際に持参する点検結果記録資料に記録されていた。

図表 5-82 都市公園遊具等保守点検業務委託特記仕様書の抜粋

「都市公園遊具等保守点検業務委託特記仕様書」
2 公園内の遊具等が常に安全であるように、以下の定期点検業務を1回/年 行うものとする。
(1) 定期点検
(中略)
対象施設及び実施時期等は以下のとおりとする。
(中略)

<対象施設>

遊具

その他公園施設(パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、
水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等)

<点検実施期間>

1月から3月下旬まで

(6) 竹下ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	竹下ちびっこ広場
代表所在地	竹元町清水ノ上9番地1
地目	公園
現況地積	－（開設面積：987.00 m ² ）

図表 5-83 公園等外観



② 監査の結果及び意見

ア. 公園等敷地内の危険箇所の定期確認について（意見）

市は、地域広場等の安全管理のため、公園等設備の定期的な点検を実施している。遊具及びその他公園施設（パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等）については、点検対象とした地域広場等の遊具等について、年1回の定期点検を外部に委託し実施している（図表5-85）。また、市担当課職員による地域広場等の定期的な巡視においても、遊具、施設、フェンス、構造物を含む公園全域の点検を実施している。

現地調査において、図表5-84のように、高木の枝が公園等敷地から道路に越境及び電線への接触がみられた。

図表 5-84 竹下ちびっこ広場の敷地内の高木の枝の道路越境、電線接触



高木については、高木の枝の電線への接触、枝の落下、高木自体の倒木による災害等の可能性もある。

現在、遊具等保守点検では、高木は点検対象に明確に入っている訳ではない、また市担当課職員の定期的な巡視において、確認項目になっている訳でもない。高木による災害等を未然に防止するためには、定期的な点検が不可欠であるため、定期点検すべき高木等の存在する公園等の把握、定期的な状況の確認、記録、報告の実施に向けた対応を検討すべきである。

なお、上記の竹下ちびっこ広場の高木の枝の状況については、巡視時においては危険ではないと判断され、市担当課職員が巡視の際に持参する点検結果記録資料に記録されていなかった。

図表 5-85 都市公園遊具等保守点検業務委託特記仕様書の抜粋

「都市公園遊具等保守点検業務委託特記仕様書」

2 公園内の遊具等が常に安全であるように、以下の定期点検業務を1回/年 行うものとする。

(1) 定期点検

(中略)

対象施設及び実施時期等は以下のとおりとする。

(中略)

<対象施設>

遊具

その他公園施設(パーゴラ、ベンチ、公園灯、トイレ、フェンス、防球ネット、
水飲み場、モニュメント、転落防止柵、手摺等)

<点検実施期間>

1月から3月下旬まで

(7) 緑ヶ丘西ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	緑ヶ丘西ちびっこ広場
代表所在地	緑ヶ丘5丁目6番地14
地目	公園
現況地積	— (開設面積: 134.83 m ²)

図表 5-86 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(8) 秋葉台ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	秋葉台ちびっこ広場
代表所在地	秋葉町7丁目23番地22
地目	公園
現況地積	— (開設面積: 140.00 m ²)

図表 5-87 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(9) 宝来団地ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	宝来団地ちびっこ広場
代表所在地	宝来町4丁目758番地106
地目	公園
現況地積	－（開設面積：1,538.46㎡）

図表5-88 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(10) こまどり公園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	こまどり公園
代表所在地	陣中町1丁目22番地7
地目	公園
現況地積	－ (開設面積：2,845.00 m ²)

図表 5-89 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(11) 扶桑町ふれあい広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	扶桑町ふれあい広場
代表所在地	扶桑町1丁目45番地
地目	公園
現況地積	－（開設面積：1,645.69 m ² ）

図表5-90 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(12) 小渡児童遊園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	小渡児童遊園
代表所在地	小渡町南貝津7番地4
地目	公園
現況地積	— (開設面積：856.00 m ²)

図表 5-91 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(13) 深見才田ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	深見才田ちびっこ広場
代表所在地	深見町才田 427 番地 37
地目	公園
現況地積	— (開設面積 : 253.76 m ²)

図表 5-92 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(14) 藤岡ニューハイツ中ちびっこ広場

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	藤岡ニューハイツ中ちびっこ広場
代表所在地	西中山町十七屋4番地294
地目	公園
現況地積	— (開設面積：448.13 m ²)

図表 5-93 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(15) かえで公園

① 公有財産の概要

資産種目	土地
所管部課	都市整備部 公園緑地つかう課
公有財産名	かえで公園
代表所在地	浄水町伊保原 65 番地 1
地目	公園
現況地積	－ (開設面積 : 2,500.00 m ²)

図表 5-94 公園等外観



② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(16) 道路

① 公有財産の概要

資産種目	道路
所管部課	建設部 土木管理課
代表所在地	豊田市西町ほか地内

② 監査の結果及び意見

ア. 占用料の滞納について（意見）

「豊田市道路の管理及び占用に関する条例」第3条、4条、13条第3項（図表5-96）では、市が管理している道路（市道または法定外道路）にやむを得ず、排水管、水道管等を埋設したり、工事用施設（足場、鉄板等）、通路（乗入れ口）等、電気通信ケーブル、電柱等を設置したりする場合は、市より占用の許可を得て、占用物件に対する占用料の納付が必要としている（一定要件につき減免あり）。

また、同条例第13条第3項（図表5-96）では、占用期間が翌年度以後にわたる場合においては、翌年度以後の占用料は、毎年度、当該年度分を年度初めに納付が必要とし、同条例第6条では、当初の占用許可期間（最長5年間）を超えて継続して占用しようとする場合は、更新手続（申請、許可及び占用料の納付）が必要としている。

令和5年度末において、占用料の納付がされていない物件を確認したところ、図表5-95のように、8物件において滞納が発生していた。また、物件1及び8は督促に係る占用料の額が2,000円以上であるため、同条例第16条に定める延滞金が発生しているが、これも滞納している。そして、物件2、3及び6以外は令和6年10月末現在も滞納中である。

図表 5-95 占用料の滞納状況

物件	占用者	占用目的	R 5 年度末時点の滞納金の 発年度の金額及び合計金額（単位：円）					計	占用開始、終了時期	R 6 年 10 月末 現在の 占用状 況	R 6 年 10 月末現在 の滞納状 況
			R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度				
1	A	仮設通路	4,800					4,800	R 1 /11、 R 1 /12	占用 終了	滞納
2	B	排水管 埋設		816				816	R 2 /4、 R 7 /3	占用中	R 6 /10 納付あり
3		排水管 埋設		440				440	R 6 /4、 R 11 /3	占用中	R 6 /10 納付あり
4	C	排水管 埋設				284	284	568	R 2 /4、R 7 /3	占用中	滞納
5	D	排水管 埋設					280	280	H 3 /4、 R 8 /3	占用中	滞納
6	E	排水管 埋設					700	700	R 2 /1、 R 6 /3	占用 終了	R 6 /9 納付あり
7	F	排水管 埋設					760	760	R 2 /12、 R 7 /3	占用中	滞納
8	G	解体工 事					18,000	18,000	R 5 /7、 R 5 /10	占用 終了	滞納
計	金額		4,800	1,256	0	284	20,024	26,364			
	件数		1	2	0	1	5	9			

(市提供資料を元に監査人作成)

物件 2、3、4、5 及び 7 については、過年度において滞納があるにも関わらず、翌年度以降の占用料の納付手続を行い、翌年度分の納付をさせ、占用を継続させている。また、同条例第 9 条 1 項 3 号（図表 5-96）に「この条例の規定又はこれに基づく処分違反した場合」は許可の取消し、原状回復命令等ができることされており、同条例の規定に違反して占用料支払をしていないにも関わらず、許可の取消し、原状回復命令等の検討を行っていない。

物件 3 については、令和 6 年 4 月の更新手続において、物件 3 の令和 2 年度の占用料の滞納があり、また占有者 B の占有する他の物件 2 についても令和 2 年度の占用料に滞納があるにも関わらず、更新手続を行わせ継続占用の許可を出している。

物件1、8のような占有期間が年度内の数か月程度であると、占有料の納付をしないまま、占有を終了してしまえば、占有差止め等の手段を講じることは難しく、また、翌年度以降の占有料の納付手続を市がとらず占有を中止させることも難しいともいえる。

しかし、物件2、3、4、5及び7のような、翌年度以降も継続して占有する案件については、翌年度の納付手続時点において、過年度の占有料の滞納の有無を確認し、滞納があれば、そもそも同条例第9条1項3号（図表5-96）の規定（許可の取消し、原状回復命令等）の適用を検討し、当初の占有期間での占有許可を取消すことで、不法占有であることを明確にし、現在の占有を差止めるなどの手続の検討も必要である。

また、物件3のような、更新許可については、滞納がある占有者には、そもそも更新許可を出さない手続の検討も必要である。

現在、市では占有物管理システムを利用し、占有物件、占有者及び納付状況を一元的に管理していることから、滞納がある占有者の把握、管理も比較的容易に実施することも可能であると考えられる。

また、図表5-95のように、滞納が発生している占有料が比較的少額であることに鑑み、少額債権の回収コスト、管理コストを意識した、最適な管理方針、回収方針を検討することが重要である。

図表5-96 豊田市道路の管理及び占有に関する条例抜粋

豊田市道路の管理及び占有に関する条例

第2章 占有許可

（占有許可の申請）

第3条 道路を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。（占有許可及び許可基準）

第4条 市長は、前条の規定により許可申請があった場合、道路の敷地以外に占有物件を設ける余地がないためやむを得ないものであり、かつ、許可の内容が法第33条その他の規定に適合するものであるときは、許可を与えることができる。

（許可の期間及び更新）

第6条 第4条第1項の許可の期間は、許可の日から5年以内とする。

2 占有者が継続して道路を占有しようとする場合は、許可の期間満了前30日までに、第3条の手続をしなければならない。

（許可の取消し、原状回復命令等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する占有者に対して、許可を取り消し、許可内容を変更し、その効力を停止し、若しくは許可に付した条件を変更し、若しくは追加し、又は占有物件に係る工事その他の行為を中止し、占有物件を改廃し、若しくは除

却し、占用物件に係る工事その他の行為により生ずる危険を防止するために必要な措置をとり、若しくは原状に回復するよう命ずることができる。

(中略)

(3) この条例の規定又はこれに基づく処分違反した場合

(中略)

第3章 占用料

(占用料の額及び徴収方法)

第13条

3 占用料は、第4条第1項若しくは第7条の規定により許可をし、又は第11条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以後にわたる場合においては、翌年度以後の占用料は、毎年度、当該年度分を年度初めに徴収する。

(許可の取消し、原状回復命令等)

(延滞金)

第16条 法第73条第1項の規定により占用料の督促をした場合においては、延滞金を徴収するものとする。

2 延滞金は、督促に係る占用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は納付すべき期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、占用料の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額による。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は、徴収しない。

(17) 豊田市中心部地区河川施設（堤防、護岸、樋門、取付水路等）

① 公有財産の概要

資産種目	河川
所管部課	建設部 河川課
代表所在地	豊田市西町ほか地内

② 監査の結果及び意見

ア. 河川巡視業務の損傷箇所の写真撮影枚数について（指摘）

市は、豊田市河川施設管理計画に基づき、準用・普通 河川における指定区間の巡視、排水路における重要施設の巡視を行い、各河川施設（準用・普通河川、排水路）の適正管理を図るため、巡視業務の外部委託を行っている。

巡視員は、「特記仕様書」（以下「仕様書」という。）第6条（5）（図表5-98）に従い、河川巡視結果表（以下「業務写真」という。）をまとめ、報告書として作成することとされている。また、「河川施設巡視要綱（別紙1）」（以下「要綱」という。）第6条5（図表5-98）に従い、河川巡視の途上、異常な状況等を確認したときは、現状を撮影し、日時、場所、状況、措置等を記録することとされている。また、「豊田市河川施設巡視要領（別紙2）」（以下「要領」という。）4、5（図表5-98）に従い、異常箇所を確認した場合、写真撮影は、損傷全休、背後地等が映るような写真と損傷のみをアップした写真2枚以上を撮影（写真の撮影は、全景、近景（アップ）の順とする。）し、写真や損傷状況、程度、措置状況等を巡視結果として整理、報告することとされている。

令和5年度中の巡視業務の外部委託のうちの1つである豊田市中心部地区河川施設巡視委託の対象河川16河川中の4河川の報告書の業務写真を確認したところ、図表5-97のとおり、3河川において、損傷箇所の写真を2枚以上撮影、報告すべきところ、「1枚のみ」の損傷箇所があり、仕様書、要綱、要領（以下「仕様書等」という。）にある写真撮影枚数の要件を充たしていなかった。また、仕様書等の要件を充たしていないにも関わらず、委託業者は「完了（補正完了）届」（令和6年3月22日付）を提出している。

また、委託業者からの「完了（補正完了）届」（令和6年3月22日付）に対して、市担当課は完了検査の「委託検査調書」（令和6年3月22日付）において、「特記仕様書に規定する提出物：適切であることを確認」、「報告書等：仕様書等の内容を満足していることを確認」として、損傷箇所の写真撮影枚数が仕様書等の要件を充たしていないことを記載していない。

委託業者においては、仕様書等に従い委託業務を実施し、委託業務完了時には仕様書等の要件を充たしたことを確認することを徹底すべきである。また、市担当課においても完了検査において、仕様書等の要件を個別に確認すべきである。

図表 5-97 損傷箇所の写真の整理・報告の状況

巡視河川名	損傷箇所数	写真枚数	該当数
挙母① 準用河川逢妻男川	5	写真 2 枚以上	4
		写真 1 枚のみ	1
		写真なし	—
高橋① 準用河川櫛尾川	5	写真 2 枚以上	3
		写真 1 枚のみ	2
		写真なし	—
高橋③ 準用河川大見川	4	写真 2 枚以上	2
		写真 1 枚のみ	2
		写真なし	—
高橋⑤ 普通河川加茂川	6	写真 2 枚以上	6
		写真 1 枚のみ	—
		写真なし	—

図表 5-98 巡視業務契約仕様書抜粋

<p>「特記仕様書」</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この仕様書は、本委託に適用するものとし、本仕様書及び豊田市河川施設管理計画、河川施設巡視要綱(別紙 1)、豊田市河川施設巡視要領(別紙 2)に基づき作業を行う。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 本委託は、令和元年度に策定した豊田市河川施設管理計画に基づき、準用・普通河川における指定区間の巡視、排水路における重要施設の巡視を行い、各河川施設(準用・普通河川、排水路)の適正管理を図るものである。</p> <p>(業務内容)</p> <p>第 6 条 本委託の内容については、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 河川巡視結果の整理</p> <p>巡視結果は各指定区間において評価区分(別紙 6)に該当する損傷が見受けられた場合は、河川巡視結果とりまとめ例(別紙 7)に倣って整理する。</p> <p>(4) 排水路の巡視及び巡視結果の整理</p> <p>巡視河川・排水路位置図(別紙 3)に示す排水路の重要施設について巡視を行う。排水路の巡視の詳細については、河川施設巡視要綱(別紙 1)及び豊田市河川施設巡視要領</p>

(別紙2)に従うものとする。巡視の結果、排水機能に支障が及ぶと判断される損傷が見受けられた場合は、打合せ簿にて甲へ報告する。

(5) 報告書作成

河川巡視結果位置図、業務の状況を撮影した写真、河川巡視結果表(以下『業務写真』という。)をまとめ、報告書として作成する。(河川巡視結果とりまとめ例(別紙7))参照)

「河川施設巡視要綱(別紙1)」

(巡視項目)

第5条 河川巡視員は、次の各号に掲げる項目の巡視を行うものとする。ただし、河川管理者の指示により実施する臨時巡視の場合は、必要項目(第2項、第3項)の巡視を実施するものとする。

- 2 河川施設の損傷及び異常(汚損を含む。)の有無
 - 3 河川施設以外の施設及び工作物等の損傷並びに異常(汚損を含む。)の有無
- (中略)

(巡視員の業務)

第6条 河川巡視を行うにあたり、巡視員は河川管理者の指揮監を受け次の業務を行う。

- 2 巡視員は、定期巡視前に巡視計画書を作成し、河川管理者に提出する。
 - 3 河川巡視は、原則として目視による確認とし、携帯型タブレット等を活用して写真撮影や巡視情報の入力を行い、河川管理者に報告する。
 - 4 出水時などの臨時巡視においては、河川管理者の指示により巡視を行い、速やかに施設状況等を河川管理者に報告する。
 - 5 巡視員は、河川巡視の途上、異常な状況等を確認したときは次に掲げる措置を講じる。(1)現状を撮影し、日時、場所、状況、措置等を記録する。
- (中略)

「豊田市河川施設巡視要領(別紙2)」

4 現地作業

4.1 河川巡視の流れ

⑤ 異常箇所の確認

異常箇所を確認した場合、位置(座標等)を確認し、情報(地区、河川名、場所、異常の状態)を整理・記録し、写真撮影を行う。

写真撮影は、以下の写真のように損傷全休、背後地等が映るような写真と損傷のみをアップした写真2枚以上を撮影する。(写真の撮影は、全景、近景(アップ)の順とする。) 損傷程度(クラック幅、長さ)や周辺状況、留意すべき点などを記録する。施設の異常を確認した場合は、速やかに位置、内容などを河川管理者に報告する。

5 とりまとめ

5.1 巡視結果整理

河川巡視した河川の写真や損傷状況、程度、措置状況等を巡視結果として整理、報告する。

1-4 山林

(1) 大岩市有林 ほか

① 公有財産の概要

資産種目	山林
所管部課	産業部 森林課
公有財産名	大岩市有林 ほか
代表所在地	豊田市大岩町新田 275 ほか
地目	山林
現況地積	1,345ha
管理費（令和5）	12,514千円

(施設等の概要)

市は、森づくりの基本理念を定める「豊田市森づくり条例」に基づき、長期的な森づくりの方向性と基本的施策の考え方である「新・豊田市100年の森づくり構想」（以下「森づくり構想」という。）を策定し、市有林を含む森林整備の基本方針を定めている。また、市は、森づくり構想を具体化するために、今後10年間に行う施策を数値目標とともに示した「第4次豊田市森づくり基本計画」（計画期間：2023年4月1日から2033年3月31日）を策定している。

市の区域面積91,832haのうち約3分の2にあたる62,174haを山林が占めており、そのうち市有林が1,345haである。市は、これまで間伐や皆伐などの森林整備のほか、調査研究や森林環境教育を実施する等して、市有林の活用を行っているところ、市有林の立地や規模が様々であることから、66か所ある市有林をそれぞれの特性や現況に合わせて適切に管理・活用していくため8種類のゾーンに分類する「市有林ゾーニング・活用計画」を策定した。

モニタリング研究ゾーンとして、間伐モニタリング調査や水源かん養機能モニタリング研究を実施したり、技術実習ゾーンとして林業の研修や技術実習に活用するほか、保全や森林整備により森林の持つ公益的機能の高度な発揮を図るゾーン等を設けている。

② 監査の結果及び意見

ア. 市有林の計画的な間伐の実施について（意見）

市は、市有林の約64%を占める人工林に対して間伐を中心とした整備を行うとともに、林道の維持・修繕を行うことで市有林の管理を行っている。

市有林の間伐については、過去5年間で次のとおり実施していた。

図表 5-99 市有林の間伐実績

年度	面積 (ha)	事業費 (千円)
令和元年度	8.00	11,800
令和2年度	5.83	6,741
令和3年度	1.70	1,201
令和4年度	7.38	16,020
令和5年度	12.56	8,164

市は、豊田市森林整備計画書（計画期間：令和3年4月1日から令和13年3月31日（令和5年4月1日変更））において、「間伐を含めた豊田市の施業体系については、平成29年度に策定した「新・豊田市100年の森づくり構想」において定めたので、これに沿った対応を図る」と定め、森づくり構想において、公益的機能が高度に発揮されるよう、自然の仕組などを尊重し、長期展望に立った上で、生物の多様性にも配慮した適正な人工林管理を行う方針を定めていたものの、具体的に当該年度に実施する間伐の対象区域や面積については、その年度で確保された予算の範囲内で実施できるよう都度選定しており、市有林全般について長期的な観点から、間伐の実施時期や実施すべき面積等をあらかじめ計画する等はしていない。

単年度において予算の制約を受けることはやむを得ないとしても、森林の整備は、長期間にわたって実施されることが見込まれ、計画的に実施されることによって防災等の公益的な機能も果たさなければならないことから、担当職員の異動等があった場合でも、長期的な視点から一貫した整備や利活用が実施されるよう、明示的に方針や計画を策定した上で整備等の事業が実施されることが望ましい。

1-5 無体財産権

(1) 無体財産権

① 無体財産権とは

地方自治法における「公有財産」には、地方公共団体の所有に属する財産のうち「特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利」が含まれる（地方自治法第238条第1項第5号）。

市は、市の事業や取組を示す名称やロゴマーク、それらで利用されるマスコットキャラクター等について商標登録をし、あるいはものづくりミライ塾の塾生及び指導員が行った発明について特許を受けて、公有財産としての無体財産権の管理・活用を行っている。

② 監査の結果及び意見

ア. 登録商標の財産に関する調書への記載漏れ（指摘）

公有財産管理規則においては、財産管理者、各課等の長及び補助執行者（以下「財産管理者等」という。）は、当該各課等の所属に係る行政財産を管理するものとされ（公有財産管理規則第4条）、財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳を備え、公有財産の分類及び種類に従い、その所属に属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならないとされており、台帳に記載する公有財産の区分、種目及び数量の単位を次のとおり定めている（公有財産管理規則第40条第1項、第2項）。

図表 5-100 別表(第40条関係)公有財産分類表抜粋

区分	種目	数量の単位
特許権等	特許権	件
	実用新案権	〃
	その他	〃

(出所：公有財産管理規則別表)

市は、特許権等の無体財産権について、財産に関する調書を作成するため毎年度末に財産管理課から各所管課に対して、新規に取得した権利を申告するよう求めていたものの、権利を取得した時点で直ちに台帳に記載するための手続を定めていなかった。

美術・博物部博物館は、豊田市博物館で使用するロゴマークについて、令和4年9月22日に商標登録の出願をし、特許庁の審査を経て令和5年3月8日までに商標登録の手続が完了したものの(登録第6678764号)、年度末に財産管理課から申告を求められた際、当該商標登録を受けた事実を見落としていたため、財産管理課に正しく情報が集約されなかった。また、登録制度のある特許、実用新案、意匠及び商標については、特許情報

プラットフォーム（J-PlatPat）によって市が権利者として登録されている権利を容易に検索できるにもかかわらず、財産管理課において、これを利用して登録されている権利の網羅性を検証するための手続も整備されていなかったため、令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。

また、市は、特許権等を無体財産権として認識し、調書に記載すべき時期について、特段の周知を行っていなかった。

藤岡支所は、藤岡石畳ふれあい広場のマスコットキャラクターの名称である「だたみん」（標準文字）について、令和5年4月10日に商標登録の出願をし、特許庁の審査を経て令和6年3月15日までに商標登録の手続が完了したものの（登録第6787785号）、同時に出願していた「だたみん」（キャラクター）の審査が継続していたことから、年度末において先に登録された標準文字の商標を、無体財産権として認識し、財産に関する調書に計上する必要について十分認識していなかった。そのため、年度末までに商標登録が完了した商標が令和5年度の財産に関する調書の無体財産権として集計・計上されていなかった。

イ. 公有財産又は物品として管理すべき著作物について（意見）

公有財産には、地方公共団体の所有に属する財産としての著作権も含まれるとされているところ（地方自治法第238条第1項第5号）、市の令和5年度の財産に関する調書において、公有財産として計上されている著作権は0件であった。

しかしながら、市（保健部健康づくり応援課）は、豊田市健康づくりキャラクター「きらちゃん」「たべまる」（以下「キャラクター」という。）について著作権を有しており、「豊田市健康づくりキャラクター「きらちゃん」「たべまる」の使用に関する要綱」を定めて、第三者への使用許諾等について管理を行うとともに、自らキャラクターを使用したLINEスタンプを販売する等して、著作物を利用している。

著作権は、特許や商標と異なり、著作物を創作した時点で自動的に発生する権利であって、職員が職務上作成した著作物を含めると相当数の件数が見込まれることから、そのすべてを公有財産として把握することは必要ではないし、費用対効果の観点から相当とも思われない。

しかしながら、少なくとも、市が著作物を利用した商品を販売したり、第三者への使用許諾について管理を行っているものについては、著作権に一定の財産的価値が認められることから、公有財産として把握及び管理することを検討すべきであった。

著作権の公有財産としての取扱いに関しては、公有財産管理規則において土地及び建物に関する規定を準用する旨の定め（第10条第3項、第11条第3項、第13条第3項など）があるものの、詳細な取扱い等を定めた要綱・要領等は作成されていない。

市が著作権者となる著作物は、職員が職務上作成した著作物のほか、業務委託契約等に基づいて制作されたチラシ、ポスター、カタログ、イラスト、写真、映像等の著作物

のうち、契約に基づき著作権の移転を受けたもの等も想定される場所、それら著作物に係る著作権のうち、公有財産として管理すべき著作権の範囲をどのように判定するかについては、一定の基準等を定めることが望ましい。

また、市（美術・博物部足助分室）は、国指定重要文化財である旧鈴木家住宅の大規模修理工事の状況を記録し、将来的に来館者に修理状況を伝える資料とするための映像記録を外部委託により作成した。

その他、市（上郷支所）は、住民の健康増進を図るため、「上郷に住むと健康になる事業」におけるウォーキングの推進として、ウォーキング前に有効なストレッチ映像、既設の歩幅、速度が計測可能な路面標示の使い方レクチャー動画及び上郷地区のウォーキングスポット等をまとめたみどころ動画映像を外部委託により作成した。

これら映像資料や研修・学習・レクチャー用の映像教材等は、DVD等の媒体に記録された資料として購入した場合は、物品等として管理されるものもあることから、外部委託により作成された著作物であっても、又はDVD等の媒体に記録されていないデータとしての著作物であったとしても、目的・機能・利用方法の類似性から物品等として管理する必要性について検討し、一定の基準等を定めることが望ましい。

ウ. 社会科副読本制作に関する外部委託について（指摘）

市は、小学校の社会科の授業で使用する令和6年度版の副読本「豊田（4年生用）」と「とよた（3年生用）」の改訂を、社会科副読本編集委員会（以下「編集委員会」という。）に委託した。当役員4名と委員9名で組織されていたが、いずれも豊田市立小学校の社会科担当教員の中から選任された者であった。なお、当該委託の成果物である副読本に関する権利は市に帰属することになる。

市は、編集委員会に対して業務委託をする理由について、社会科教育についての専門の知識・経験が必要なため、教員で構成される編集委員会に委託することで、質の高い成果を得られると共に業務の効率化が図られるとしている。しかしながら、社会科担当教師に編集業務を行わせることが相当であるとしても、市から独立した団体を観念し、そこに対し外部委託という契約形態を採ることの必要性は認められない。

市の内部に編集委員会を組織することができれば、専門的な知識・経験を集約することは可能であるし、また、委託契約（豊田市業務委託契約約款第5条）に基づいて著作権の移転を受けることなく職務著作として市に権利帰属させることも可能となることから、契約事務等の負担をし、編集委員会から契約に基づく著作権の移転を観念してまで外部委託とすることのメリットは見出し難い。

市は、教員が県費負担職員であり、任命権は給与を負担する県教育委員会にあるため、教員の任命権者ではない市教育委員会が副読本の改訂を業務として依頼することは難しいことから、業務委託とする必要性があるとしている。

しかしながら、編集委員会の構成員は、年度ごとに市からの委嘱を受けて選任されており、編集委員会への加入や脱退など組織の基本となる事項について定めた会則や規約は存在しない。財産管理についても、財産の管理や処分について定めた会則や規約は存在しない。

さらに、編集委員会は、独自に事務局を構えておらず、事務局業務は編集委員会の構成員ではない教育センターの職員が担当しており、電話等の連絡先も教育センターとなっていることから、市から独立した団体として存続するものか認めがたい状況にある。また、編集委員会は、市から支払われる業務委託料の全部をもって当年度の報償費や消耗品等の支払いに宛てていることから、固有の財産を有しておらず、財産的な観点からも、市から独立した団体として存続するものか不明である。

運営においても、会長や副会長の役職者が置かれているものの、編集委員の互選で選任されたものではなく、編集委員会外（小学校）での役職に応じて委員長には校長が、副委員長には教頭が充てられており、多数決の原則に従って組織の運営がなされていない。

このように、現在の編集委員会の運営状況を見るかぎり、編集委員会が権利能力なき社団として契約当事者となり得る実態（団体としての組織、多数決原理による意思決定、団体としての継続性、規約等による運営・管理の定め）があったとは認められず、業務委託の受託者として適格性を欠くと言わざるを得ない。

したがって、編集委員会への業務委託の形式を採用するのであれば、会則や規約等の整備を行い、権利能力なき社団としての実態を備えるよう運用を改める必要がある。

また、当該委託に関して実業務時間に基つかない報償費の支払いがなされている可能性がある。

編集委員会から編集委員 13 名に対して、報償費の名目で総額 190,000 円（12 名に対し各 15,000 円、1 名に対し 10,000 円）が支払われた。報償費は 1 時間あたり 500 円とされており、各編集委員は、事務費の支払いに関連して、作業実施時間等を記録した「記録簿」の作成を求められていた。

しかしながら、記録簿の作成に関する留意点が記載された「社会科副読本編集委員会における記録簿の作成について（依頼）」において、「時間」の記入に関し、「合計が「30 時間」になるようにする」と実際の作業時間が超過または不足しても「30 時間」と記載することを求めるような記述がされており、実際の実施時間と異なる記録に基づいて、報償費の支払いがなされた可能性がある。

実際の作業時間より過大に報償費が支払われることはもちろん、提供された役務に対して適正な対価が支払われないことも不適切であるところ、教育センターは、部会の開催に際して、編集委員が所属する学校への派遣依頼や会場として交流館を利用する場合の利用申請に関与しており、報償費の支払いについても、編集委員から直接記録簿の提出を受ける等、編集委員会の活動と密接な関係を有しているのであるから、外部委託の

完了報告等に際して、支払った外部委託料が適切に使用されているかを確認すべきである。

2. 基金（土地）

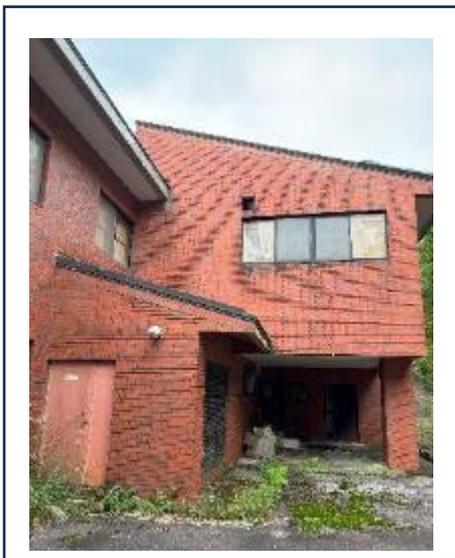
（1）旧いこいの村

① 公有財産の概要

資産種目	基金
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧いこいの村
代表所在地	明川町通り洞 1 - 115
地目	山林 他
現況地積	計 359,708.09 m ²
取得（異動）年月日	平成 16 年 12 月 10 日 他
取得金額	不明
管理費（令和 5）	－

資産種目	建物
所管部課	総務部 財産管理課
公有財産名	旧いこいの村
代表所在地	明川町通り洞 1 - 115
構造	鉄筋コンクリート造（RC） 他
床面積合計	計 5,871.42 m ²
取得（異動）年月日	昭和 53 年 9 月 1 日 他
取得金額	－（計 880,762 千円：固定資産台帳）
管理費（令和 5）	維持管理費 1,393 千円

図表 5-101 旧いこいの村 外観



(施設等の概要)

いこいの村は、雇用能力開発機構が勤労者野外活動施設として、約 36ha の県有地に宿泊・研修施設、レストランや各種体育施設等を整備し、昭和 53 年に開館した。その後、昭和 63 年にはサン・スポーツランド愛知を併設、平成 8 年にはリニューアルし、機能の充実を図ってきたが、行政改革の一環として平成 13 年 3 月 31 日に運営を停止した。

閉館後は、旧足助町が平成 16 年 12 月に都市と農山村との交流促進による地域経済の活性化及び農林業体験並びに環境教育の拠点形成による新たな地域雇用の創出を目的に旧いこいの村の土地(県有地約 36ha)、建物及び隣接する県企業庁有林(現伊勢神市有林)(約 47ha)を合計約 121 百万円で取得した。そして、平成 17 年 4 月 1 日の市町村合併において豊田市が引き継いでいる。

平成 13 年 3 月に営業停止してからは、旧足助町が取得した後も利用されることなく現在に至っている。平成 17 年 4 月の市町村合併後は、豊田市においても、利用方法について検討が行われているが、市内に類似の施設が存在することや施設の復旧に多額の費用が見込まれることから事業化には至っていない。

管理状況としては、敷地内への侵入を防ぐためのフェンスを設置し、建物内には警報機を設置し、警備会社が巡回するなどの措置が図られている。また、建物についても、老朽化を防ぐために定期的に換気が行われている。

なお、旧いこいの村の土地及び建物の一部は民間へ貸し出している。また、野球場グラウンドとして利用されていた土地は、ドクターヘリの離着陸場に設定されている。

② 監査の結果及び意見

ア. 土地及び建物の賃貸情報の管理方法について(指摘)

公有財産管理規則 第 40 条第 1 項によると「財産管理者等及び財産担当課長は、公有財産台帳(様式第 13 号。以下「台帳」という。)を備え、地方自治法第 238 条第 3 項の規定による公有財産の分類及び第 3 条の規定による公有財産の種類に従い、その所属する公有財産につき、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく変動があった場合、直ちに、これを台帳に記載しなければならない。」と規定されている。

当該土地及び建物の一部は、令和元年から民間へ貸付されており、以後、3 年契約により契約更新されているが、土地台帳及び建物台帳の貸借情報には貸付内容が記載されていなかった。

なお、野球場グラウンドとして利用されていた土地については、平成 18 年よりドクターヘリの離着陸場に設定されている旨が貸借情報に適切に記載されていた。

土地台帳及び建物台帳には「貸付等」の情報を記載すべきものとされており、公有財産管理規則に基づき民間への貸付内容(貸付期間、貸付面積、賃貸料、貸付先名称、貸付先住所等)を記載すべきである。

イ. 建物の解体について（意見）

旧いこいの村入り口には、フェンスは設置されているものの、窓ガラスや扉のガラスが割られるなど、侵入を十分に防いでいる状況にはない。なお、割られた箇所については、木材で覆われ雨水などが入らないよう補修はされていた。

また、営業停止後、20年以上経過しており、窓付近の壁の劣化や、天井のシミなど、老朽化が進んでいる。

施設の再利用のためには改築費用や周辺のインフラ整備など多額の投資が必要であるが、その利用の目途もたっておらず、また、解体にも多額の費用がかかることから、そのままの状態では放置されており、老朽化が確実に進んでいる。

今後も施設の利用目途が経たないのであれば、早期に建物の解体を検討することが望まれる。

図表 5-102 ガラスが割られ木材で補修されている。



図表 5-103 壁の劣化や天井のシミ

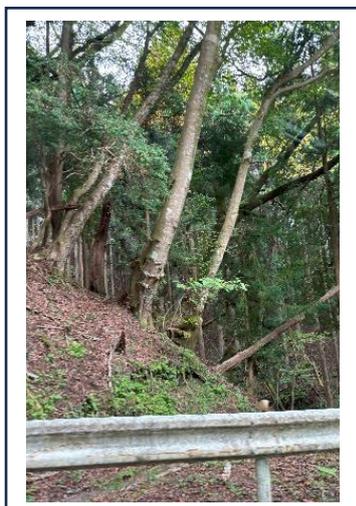


(2) 伊勢神市有林

① 公有財産の概要

資産種目	基金
所管部課	産業部 森林課
公有財産名	伊勢神市有林
代表所在地	明川町通り洞 1 - 1
地目	山林 他
現況地積	計 470,549.57 m ²
取得(異動)年月日	平成 16 年 12 月 1 日
取得金額	不明
管理費(令和 5)	—

図表 5-104 伊勢神市有林 外観



(施設等の概要)

伊勢神市有林は、旧足助町が平成 16 年 12 月に都市と農山村との交流促進による地域経済の活性化及び農林業体験並びに環境教育の拠点形成による新たな地域雇用の創出を目的に旧いこいの村の土地・建物と併せて、隣接する県企業庁有林(現伊勢神市有林)(約 47ha)が合計約 121 百万円で取得された。そして、平成 17 年 4 年 1 日の市町村合併において豊田市が引き継いでいる。

管理状況としては、「森づくり条例」「新・100 年の森づくり構想」に基づく「森づくり基本計画」(現在は第 4 次豊田市森づくり基本計画)に沿って、定期的の間伐が行われている。

② 監査の結果及び意見

特段、当該公有財産について指摘等はありません。

(3) 都心整備基金（土地）

① 基金（土地）の概要

資産種目	都心整備基金（土地）
所管部課	都市整備部 都市整備課
代表所在地	西町4丁目25-26 他
地目	宅地
現況地積	816.08 m ² (774 m ² 9筆合計)
取得（異動）年月日	平成6年6月20日、平成16年11月22日 ほか
取得金額	989,265,258円

② 監査の結果及び意見

ア. 公有財産台帳の登録誤りについて（指摘）

公有財産台帳に登録されている都心整備基金（合計9筆）について、筆所在地と全く関連のない代表所在地が登録されている。代表所在地は施設単位で管理するための情報であり、施設を識別できる適切な名称・所在地にて登録する必要がある。

イ. 公有財産台帳の記載と財産に関する調書との差異について（指摘）

予算執行実績報告書内財産に関する調書（及び基金運用状況に関する調書）の土地の現在高（地積）と公有財産台帳との間に以下のとおり差異がある。期末日付近の取得である場合は両者の登録のタイムラグにより差が生じる場合があるとのことであったが、取得から1年以上経過しているものについても登録が行われていない土地が確認され、両者の整合性を定期的に確認できていない状況と考えられる。

報告資料と期末日時点の公有財産台帳の内容は原則一致させるべきであり、不一致の場合はその内容を明らかにする必要がある。

図表 5-105 財産に関する調書と公有財産台帳の記載地積

(単位：㎡)

基金名	地目	財産に関する調書	土地マスタ	差異	差異理由
都心整備基金	宅地	816	774	△42	※1
土地開発基金	宅地	3,709	4,868	1,159	※2
	田	17,948	14,558	△3,390	
	畑	2,368	1,215	△1,153	
	山林	873,742	850,755	△22,987	
	その他	16,631	18,156	1,525	
	小計	914,398	889,553	△24,845	
合計		934,922	910,035	△24,887	

※1 令和5年2月1日取得の土地2筆が公有財産台帳に反映されていないため。

※2 主に公有財産台帳への登録時期のずれによるもの。

3. 借入財産

(1) 高機能消防指令システム部分更新事業（リース取引）

① 借入財産の概要

契約形態	リース
所管部課	消防本部指令課
契約名	高機能消防指令システム部分更新事業
取得目的	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム賃貸借（借入期間：平成28年3月1日から令和3年2月28日まで）のリース期間満了に伴い、一部機器を対象とした部分更新事業。
契約総額	1,960,530千円（税込）
契約期間	令和3年3月1日～令和8年2月28日
借入場所	豊田市長興寺ほか地内

② 監査の結果及び意見

ア. ファイナンス・リースの会計処理について（指摘）

「高機能消防指令システム部分更新事業賃貸借契約」は、平成27年度の消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム賃貸借（借入期間：平成28年3月1日から令和3年2月28日まで）のリース期間終了に伴い、一部の機器を更新した際に締結された契約である。更新しなかった機器については、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム賃貸借（再リース）として、単年度ごとに契約を行っている。

市では、全てのリース物品についてリース契約終了時に返還が行われることから、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する取引はないと整理しており、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「賃貸借取引に準じた処理」により、費用計上を行っている。したがって、令和4年度末において貸借対照表上に固定資産として計上されたリース取引はなく、当契約も費用計上とされている。

この点、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年8月改訂）では「リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたもの（市販のソフトウェア、機械、装置等の軽微なカスタマイズであって汎用性を失わない程度のもは含まない）」、「当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らかなリース取引」を所有権移転ファイナンス・リース取引としている。

同取引については、契約書上にリース期間終了後の返還条項が含まれているものの、仕様書を確認したところ「自動出動指定装置」や「地図等検索装置」など、当市消防本部の特別仕様のシステムが一体となった取引であることが確認された。したがって、その経済的実態に鑑みると所有権移転ファイナンス・リースに該当するものと判断されるが、固定資産台帳上に当該システムは計上されておらず「売買取引に準じて」処理され

ていない。

同取引については、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に従い売買取引に準じて処理し、また、「自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約」として、その旨及び債務金額を注記する必要がある。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に準拠して所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リースを判別し、所有権移転ファイナンス・リース取引を固定資産として計上するよう、契約の判別・報告プロセスを見直す必要がある。

加えて、当該リースに係る支出は、支出年度に一括で費用処理しており、投資的経費として計上されないため、行政コスト計算書における純行政コスト等や、資金収支計算書における投資活動収支及び業務活動収支の算定にも影響が生じていることにも留意されたい。

なお、「高機能消防指令システム部分更新事業賃貸借契約」については、物品借入決定書（令和元年 5 月 10 日決定）上で、「ファイナンス・リース」に区分されている。市では、（所有権移転外と判断した）ファイナンス・リース取引について、契約課から財政課に年度ごとに報告され、財政課では未経過リース料を集計し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料として一般会計財務書類に注記（令和 4 年度は 2,835,869 千円）しているが、リース注記の集計表にも含まれていなかったため、集計過程を再確認することが望まれる。

図表 5-106 統一的な基準による地方公会計マニュアルにおけるリースの処理

リース契約の種類		会計処理
所有権移転ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）
	重要性*の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）
所有権移転外ファイナンス・リース		
オペレーティング・リース		賃貸借取引に準じて処理（費用のみ計上）

（出所：統一的な基準の検証に関するワーキンググループ資料）

(2) 東部給食センター改築整備・運營業務委託事業 (PFI)

① 借入財産の概要

契約形態	PFI																								
所管部課	教育部 保健給食課																								
契約名	東部給食センター改築整備・運營業務委託事業																								
取得目的	給食センターを建設し、建設後 15 年間、市内の学校へ給食を調理・供給する運營業務と維持管理業務をPFI事業として実施する。																								
契約総額	<p>建設費 (PFI 建設費-利息分) 2,839,030 千円 固定資産台帳 (取得価格) 計上額 3,015,619 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設一時金</td> <td>484,214,000</td> </tr> <tr> <td>割賦料その1</td> <td>2,535,739,540</td> </tr> <tr> <td>割賦料その2</td> <td>230,511,601</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>6,313,092,880</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>9,563,558,021</td> </tr> <tr> <td>建設一時金に係る消費税</td> <td>24,210,700</td> </tr> <tr> <td>割賦料その1に係る消費税</td> <td>107,945,792</td> </tr> <tr> <td>割賦料その2に係る消費税</td> <td>9,794,972</td> </tr> <tr> <td>委託料に係る消費税</td> <td>439,139,013</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>581,090,477</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>10,144,648,498</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	建設一時金	484,214,000	割賦料その1	2,535,739,540	割賦料その2	230,511,601	委託料	6,313,092,880	小計	9,563,558,021	建設一時金に係る消費税	24,210,700	割賦料その1に係る消費税	107,945,792	割賦料その2に係る消費税	9,794,972	委託料に係る消費税	439,139,013	小計	581,090,477	合計	10,144,648,498
区分	金額																								
建設一時金	484,214,000																								
割賦料その1	2,535,739,540																								
割賦料その2	230,511,601																								
委託料	6,313,092,880																								
小計	9,563,558,021																								
建設一時金に係る消費税	24,210,700																								
割賦料その1に係る消費税	107,945,792																								
割賦料その2に係る消費税	9,794,972																								
委託料に係る消費税	439,139,013																								
小計	581,090,477																								
合計	10,144,648,498																								
業務内容	<p>施設の設計、建設、維持管理 (保守管理、長期修繕、清掃、警備)、 施設の運営 (調理等、衛生管理、配送・回送、清掃・残渣等処理、運営備品等の調達・更新)</p>																								
事業方式	<p>BT0 方式 : (Build Transfer Operate = 建設・移転・運営) 建設・ 資金調達を民間が担って、完成後は所有権を公共に移転し、その 後は一定期間、運営を同一の民間に委ねる方式) サービス購入型 : 地方公共団体が民間事業者へ金銭を支払う形態</p>																								
契約期間	平成 21 年 6 月 29 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日																								

② 監査の結果及び意見

ア. 固定資産処理データ保管年限について (意見)

PFI とは Private Finance Initiative の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいては「PFI 等の手法により整備した所有権がない資産についても、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行う」(資産評価及び固定資産台帳整備の手引き第 31 項) ものとしている。

東部給食センターは、PFI 事業 (東部給食センター改築整備・運營業務委託事業) によって平成 22 年に改築されている。契約総額と固定資産台帳の計上額は上表のとおり

である。固定資産台帳への登録額は、当時の基準モデルに従って計算されているとのことであったが、計算過程のわかるワークシートの提出を求めたところ、資料の保管期限を経過しており確認できなかった。

固定資産台帳計上時の計算資料は、長寿命化や一部除却などを検討する際に利用されることが見込まれる。長期的に保管すべき資料として、資料の保存年限を見直すことが望まれる。